

〔表紙〕

# 忠義公史料

市來四郎編  
文久三年七月ノ四

## 目録

〔扉は、表紙の記載に同じ〕

英寇来襲鹿兒島港砲撃記略

〔軍事上ニ於ル日本〕

日本ノ交易ニ関係セル神奈川開版之別段新聞紙

我会社ヨリ告ル新聞

薩州英戦争之儀英人所著之新聞

薩州ヨリミニストル江送レル返書之大意

横濱新聞

外国新聞

薩摩侯松平修理大夫執政川上但馬ヨリ英吉利公使コロネルニールへ贈ル日本文書書翰ノ翻訳

〔千八百六十三年第八月廿一日横濱新聞大日本七月八日也〕

日本貿易新聞

日本江向ヒ我等ヨリ言出セル事件

倫敦及支那新聞ヨリ抽出ス

舊邦秘錄

## 四八〇 英寇来襲鹿兒島港砲撃記略

平和ハ社会ノ重宝ニシテ、而モ戦争ハ人世ノ大難タルコト論無シ、故ニ先哲訓ヲ垂レ、兵ナル者凶器戦ナル者、危事ヲ以テ深ク之ヲ戒メタルハ、寔トニ所以アル哉、然リト雖モ国家生存ノ大法ハ、区々タル一個人・一家ト相同シキヲ得ザル者アリ、泰平久シキニ過グレバ、則国民偷安優逸ニ流レ、安逸ノ結果ハ民德敗頽ノ弊必ス之ニ伴フ、此弊ヲ校正シテ、以テ其民德ヲ回興セシムルノ道ハ他無シ、唯戦アル而已矣、是レ戦ナル者人世欠クベカラザル所以ニシテ、而カモ亦天理ノ自然ニ外ナラザルヲ知ルベシ、

抑モ戦争モ亦數種アリ、必須必要ノ戦アリ、濫浪無益ノ戦アリ、濫浪無益ノ戦ハ固ヨリ言フニ足ラズ、我国内国

ノ戦争ハ今姑ク之ヲ措キ、対外的戦争ニ於テ必須ナラザル者莫シ、往古ノ征韓ハ勿論、文永・弘安元寇撲除ノ戰ノ如キ、文禄征韓ノ如キ、皆必須ノ戰ニ非ル莫シ、其歎績赫々伝ヘテ史籍ニ詳カナルノミナラズ、我国小学三尺ノ童子モ亦皆之ヲ暗知セザル莫シ、然ルニ慶長以後我對外的戦争其迹ヲ絶ツコト久シ、近時ニ及ヒテ一二ノ小戦争鬪アリ、所謂馬關ノ歐寇及ヒ鹿兒島ノ英寇來襲戦争、即チ是也、蓋シ馬關・鹿島ノ役タル単ニ一時ノ敗勝利鉢ヲ較スレバ、実ニ言フニ忍ビザル者アリト雖モ、遠ク東邦ノ大局ヲ達觀シテ、而カモ當時ノ形勢事情ヲ審察スレバ、則彼二役ナル者ハ、我皇國大革新ノ一大道線タルコト明白ニシテ疑無シ、明治維新ノ宏業モ亦實ニ其鑑戒ヲ此二役ニ資ル所ノ者多キニ居ルト云ハムモ、亦敢テ誇称ニ非ル也、

夫レ汽電両機ノ發達應用ノ好妙、弥ヨ出テ、弥ヨ盛ン、宇内万国交通対峙ノ際、劣者ハ日ニ敗レテ、優者ハ益々競フ、所謂優劣ナル者ハ他無シ、其有形事物ノ文ト質トニノミ係ルニ非ズシテ、而カモ其国民心理的彈力ノ強弱堅脆如何ニ係ル者多シ、故ニ外形事物曲章文儀ノ粲然タリ、炳焉タル者アルモ、苟モ該国民其心理的ノ堅剛健々全ヲ欠クトキハ、則其邦国決シテ振競セズ、其例証歴々枚挙ニ違アラザル也、彼馬關ト云ヒ、鹿島ト云ヒ、此二役ノ戦争タル単ニ一時ノ成敗ヲ以テ之ヲ皮相スレバ、血氣ノ勇・冒險ノ拳ニ類スルヲ免カレザルガ如シト雖モ、其实ハ即チ決シテ然ラズ、此二役タル其事ニ幹タル者ハ、則其器量絶倫・胆識非凡ノ俊傑ニ非ル莫キ也、智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スル的ノ遠大長計ヲ知ルノ俊傑ニ在ル莫キ也、而カモ敢テ此戦ヲ断行シタル所以ノ者ハ何ゾヤ他無シ、善ク戰フノ精神氣力アリテ、而シテ後ニ以テ和スベク、以テ交ルベシ、彼英・佛ト云ヒ、曼・露ト云フ者其能ク対峙シ、互ニ雄ヲ示シテ敢テ苟モモ屈セザル所以ハ、之ヲ要スルニ、其善ク戰フノ実力精神ヲ内ニ蓄フルカ故ノミ、独リ英・佛・曼・露ニシテ然ルノミニアラズ、降リテ伊太利ノ如キ、（バンガリ）匈加利ノ如キスラモ亦然ラザルハ莫シ、更ラニ降リテ、第二流第三流ノ小邦タル丁抹・白耳義・希臘・琉馬尼亞・（デンマーク）ギリシア・（ルーマニア）ブルガリ・勃兒加利ノ如キスラモ、亦然ラザルハ莫キ也、故ニ高杉東行ハ當時常ニ友ニ語リテ曰ク、英・佛ニ凌駕セムト欲セバ、須ラク渠レカ百戦以テ万難ヲ冒シ来レル所ヲ師トセザルヘカラズト云々（坂元竜馬氏・中岡慎太郎氏ノ遺書ニ見ユ）、馬關・鹿島

二役戦争ノ原由スル所、其レ亦以テ見ルベキ也、

是レヨリ先キ馬關ノ戰記ハ、載セテ本報告第五ニ在リシカ、頃日偶マ麿島湾英寇來襲戦争ニ係ル文書ヲ獲タリ、故ニ之ヲ左ニ収録シ、以テ參稽ノ一端ニ供スト云フ、

明治廿六年十一月

編者謹識

英寇來襲麿島砲擊戰記

我先帝孝明天皇御宇ノ第十六年、(西暦一千八百六十三年八月十五日)文久三年癸亥七月二一日、

英國ノ艦隊七隻、我カ西海薩州麿島ヲ砲擊シ戰鬪スルコト終日、英艦將校死傷頗ル多キヲ以テ、究蹙シテ戰ヲ停メ退去ス、世ニ之ヲ称シテ麿島ノ英寇戰鬪事件ト云フ、此事ノ起因ヲ尋ヌレバ、其事歴頗ル長キニ涉ルカ故ニ、煩冗ヲ省キテ、專ハラ其要ヲ左ニ叙ベム、

文久二年壬戌夏五月、正三位大原重徳是ニ閲スル

大勅ヲ奉シテ、江戸城ニ使ス、島津久光精銳ノ士数百人ヲ率ヒテ之ヲ護衛ス、是ヨリ先キ前麿島藩主島津齊彬英明ノ資ヲ以テ、大ニ皇國ノ為メニ憂慮スル所アリ、内ハ藩政ヲ革新シ、民ヲ愛シ、士ヲ養ヒ、神聖ノ大道ヲ重ンジ、弘ク智識ヲ世界ニ求メ、歐洲學術ヲ研究セシメ、外ハ幕府ヲ補佐シテ國權ヲ護持シ、國利ヲ開拓スル事以テ深ク自カラ任ス、其事業正ニ緒ニ就カントスルニ當リテ、

不幸ニシテ溘焉逝去ヲ告グ、是レニ於テ其弟久光ノ子又七郎立チテ、齊彬ノ後ヲ襲ギ、久光之ヲ輔ケテ國事ヲ処裁ス、故ヲ以テ此歲藩主ニ代リ上京、及ヒ東行ノ志ヲ決シ、三月十六日麿島ヲ發シ、四月十三日京師ニ入り、其十六日参朝シテ、國事ニ関スル意見ヲ闕下ニ奏シ、深ク先帝ノ嘉納スル処ト為ル、乃チ勅旨ヲ蒙リ、大原三位ノ護衛トシテ東行シ、六月二日ヲ以テ江戸城ニ達セリ、勅旨ノ事既ニ終リ、久光一行ノ江戸ヲ發シテ西ニ遷ラントスルヤ、途中八月廿一日、武州生麥ニ於テ、英吉利人奈良原晉左衛門三名騎馬傲然馳セテ、久光ノ齒簿ヲ衝犯ス、藩士之ヲ研リ、一人ヲ斃シ、二人ヲ傷ツク、而シテ久光ハ閏八月八日京都ニ入り、滞京スル事十六日、閏八月廿三日京都ヲ発シ兵庫ヨリ汽船ニ駕シ、九月七日藩ニ至ル、是ニ於テ英國公使憤怒シ、日本人暴行ノ曲ヲ幕府ニ責メ、賠償金十万磅ヲ要求ス（此賠金ハ生麦研入ノ擧ニ對スルノミナラズ、其前英國公使旅館ヲ襲撃シテ、英人ヲ研リタル暴行ニ對スル賠償金ヲモ併ニ合算シタルモノトス）、幕府因循躊躇シテ決セズ、英國政府ハ東洋艦隊ヲ派遣シテ横濱ニ入り、幕府ヲ脅迫スルニ威力ヲ以テシ、賠金ヲ督促ス、時ニ文久三年癸亥二月也、

文久3年(1863)

而シテ此時將軍ハ上京シテ闕ニ朝シ、三月 朝廷ハ將軍ニ勅ヲ下シ、英吉利政府ノ要求ヲ断然拒絕セシメ、而カモ此歲五月十日ヲ期シ、安政以来歐米諸國ト締結セシ所ノ修好通商條約ヲ廢棄シ、以テ鎖港攘夷ノ政策ヲ実行セシム、

然ルニ將軍ハ一面此勅詔ヲ奉セリト雖モ、實際得テ行フヘカラザルヲ以テ、一橋慶喜ハ江戸ニ詣リ、小笠原圖書<sup>(長行)</sup>頭ニ命ジ十万磅(當時ノ金廿六万九千六拾六兩貳分二朱余二シテ、今日ノ銀貨八拾余万ドルニ當ルト云フ)ヲ英國公使ニ渡与シタリキ、英國公使ハ猶以テ足レリトsez、時ニ英國代理公使陸軍大佐ニール氏ハ、其訳官ユースデン氏及<sup>(Neale)</sup>ビショボルド氏<sup>(Shobold)</sup>ヲ携へ、東洋艦隊司令長官海軍中将キ<sup>(Kuper)</sup>ユーバル氏其部下七艘ヲ率ヒテ、此歲六月廿二日ヲ以テ横濱ヲ発シテ鹿児島ニ向フ(日本二人名ヲ以テ其水先キト為セリ)、訳官英人ガワ氏・マクドナルド氏・ウキルリ<sup>(Fletcher)</sup>ス氏・フレチア氏・サトーハ氏モ亦分チテ各艦ニ乗組ミタリ、其艦隊各艦組織ハ左ノ如シ、

艦名	艦長人名	乗組人員	馬力	大砲數
ユリアラス	ジョスリン	六〇〇人	四〇〇馬力	四六門
ビヤール	ボールス	二四五	四〇〇	二一

砲台ノ名称	攻城		野砲	臼砲	合計
	砲數	露砲台防敵火薬庫アリ			
(イ)祇園洲	一		八	同前	
(ロ)新波戸	三		七	同前	
(ハ)辨天波戸	四		一	同前	
(ニ)大門口	一		四	同前	
(ホ)砂揚場	二		三	同前	
(ヘ)櫻島横山	五		五	同前	
四 橫堤	武				

(ト) 烏島

三露砲台火薬庫アリ

(チ) 櫻島洗出シ

六潛砲台ノ如ク見ユ

(リ) 沖ノ小島

五同上

(ヌ) 同上

六横堤 三処

(ル) 山川

四八 一二一七 四

右各砲台ノ守将ハ左ノ如シ、

(一) 砲台總物主(即チ軍団長) 川上龍衛久齡

(二) 祇園洲砲台 (イ) 物主(即チ大隊長) 島津権五郎久馨

(三) 新波戸 (ロ) 同上 川上右膳久賢

(四) 舛天 (ハ) 同上 北郷數馬久徳

(五) 大門口 (ニ) 同上 相良治部長發

(六) 砂揚場砲台 (ホ) 同上 島津織之介久直

(七) 沖ノ小島 (リ) 同上 青山善助久正

(八) 櫻島諸砲台 (チ) 同上 肝付兵部兼両

櫻島ノ軍賦役

同談合役

郡山市介尚武

以上、鹿兒島内海防守ノ形勢ハ、宜ク之ヲ次ノ附図ニ

參照スヘシ(國記載なし)

六月廿八日午前七時(西暦一千八百六十三年八月十二日)

第二款 殺害セラレタルリチャルドソン氏ノ遺族、及

糸彈シ、其首級ヲ斬ルベキコト、

ヲ捕縛シ、速カニ英國公使・艦長ノ目前ニ於テ之ヲ

第一款 生麥村ニ於テ殺サレタル英國人リチャルドソン

[Charles Lenox Richardson]

ン、及ヒ其他二人ヲ傷ケタル下手人犯罪者薩摩藩士

ニ托シ、廿四時間ヲ限リテ英國ノ要求ニ決答セムコトヲ

強迫ス、其要求左ノ如シ、

英艦隊ハ谷山鄉平川村海上ヲ出発シ、同日九時頃麿島港内ニ進入シ、麿島港岸ヲ距ルコト一千二百呪、水深廿尋ノ處ニ碇泊ス(次ニ掲タル略図ヲ參看スヘシ)  
幾ハクモ無ク英國艦七艘ハ運動ヲ始メ、祇園洲砲台・辨天波戸砲台及ヒ大門口台場ニ向テ戰隊形勢ヲ排列シ、其距離僅カニ十二三町ニ過キス、而シテ薩藩砲台及ヒ其軍艦(古船老艦ニモセヨ)亦各戰備ヲナセリ、

ヒ負傷者ニ対スル撫恤金及ヒ療養金トシテ、(凡ソ拾三万ドル) 薩摩藩主ヨリ英國政府ヘ拵ヒ渡スベキコト、  
千磅ヲ

薩州志士ハ、此要求ノ傲慢無礼モ亦太甚タシキコトヲ憤ラサル者無ク、奈良原喜(准)左衛門・海江田武次等(信義)ノ勇士三十余人ハ、奇策ヲ以テ英艦ヲ奪略セムコトヲ謀リ、壯士

三十余人ヲ選抜シ、皆其刀ヲ脱シ、服装ヲ変シテ田舎農夫ニ擬扮シ、水菓・胡瓜・西瓜・桃・梨・鶏卵・野菜ノ類ヲ籠ニシ、之ヲ小艇ニ載セ、以テ英艦ニ趣ムキ、詔ムキテ彼ノ艦中ニ入ルコトヲ得タリ、壯士皆紺敝衣ヲ着ケ、

匕首ヲ懷ロニシ、其志英艦将校ヲ刺シ、以テ其艦ヲ脅奪スルニ在リ、將サニ発セムトスルニ先ダチ、英艦将校ノ疑訝スル所ト為リ、急ニ艦外ニ放逐セラレ、事遂ニ果スヲ得ス、

英人ハ整頓ヲ放チテ八方ヲ周旋シ、海港ノ要害及ヒ砲台ノ虚実ヲ偵察スルコト極メテカム、此日日暮英艦大佐ボーレス氏・ジョスリン氏及ヒ其少佐ウキルモット氏、工兵大尉ブライン氏等皆端艇ヲ馳セ、(始良郡)重富地方ノ海辺ヲ侦察候シ、同處海浜ニ潜匿セル薩藩ノ汽船三隻ヲ発見セリ、此汽船ハ英艦碇泊処ヲ距ルコト大約八海浬ノ処ニ在リキ、

(註)按スルニ、當時横濱發行ノ英字新聞Japan Times

ニ記スル所ハ本文ト大同小異ナリ、参照ノ為ニ之ヲ

左ニ錄ス、

千八百六十三年第八月十一日午後第三時十五分、船

隊鹿兒島港ニ入ル、此港ハ最モ好キ港ニシテ、湊口

七八里ノ闊サアリ、諸台場ノ中我見残セルモノハ二ナリ、午後第八時五十分、市街ヨリ南方ニ凡ソ八里ヲ隔テ、深サ十七尋ノ所ニ碇泊セリ、之ヲ測量ス

ルコト大ニ難シ、  
(日本六月二十八日) (我六時半過)

同月十二日午前第七時錨ヲ掲ケテ、鹿兒島ノ市街ニ

向テ進ミ、其深サ二十尋ヨリ十五尋ノ所ニ至リ、鳥

島ト市街ノ南方ニアル岬トノ間ヲ過リ、我船ハ右側

ニ見エル洲ヲ過キタリ、午後第八時四拾分ニ市街近

ク、廿一尋ノ所ニ至リ市街ヲ見ルニ、備ヲ嚴重ニ立

テ、台場ニハ兵士充滿シテ、薩摩ノ印ノ旗章ヲ翻

シ居タリ、其台場ハ市街ノ前面ニ併列シ、其下ニ數

艘ノ大船並ニ支那船五艘ヲ繫キタリ、我輩ハ市街ヲ離レテ碇泊セル後、薩摩ノ藩士二人、端船ニ乗リテ

我艦ニ來リタル故ニ、此二人ニ談シ詰問書ヲ渡シ、

而シテ第十三日午後第二時(我六月廿九日八時頃)迄ニ必ス答書ヲ

以テ、重ネテ来ルヘキコトヲ之ニ約シタリ、同時午後第三時、薩藩ノ執政一人・次席ノ者一人・般ノ端船ニ乗リ、衛士四十人ヲ率ヒタルカ、其衛士悉ク寄リ集リタルヲ伺フテ、我本艦ニ乘入りタリ、其後暫クアリテ又一艘ノ端船來レルカ、執政・次席ノ者云ヒケルハ、右答書中ニ過失アレバ、我今上陸シテ再ヒ来ルヘシト云テ立チ帰レリ、然レトモ何時頃右ノ答書ヲ持チ來ルト云フコトヲ告ケスシテ帰レリ、之ニ因テ我等ハ直ニ其変アランコトヲ察シ、砲擊ノ備ヲ整ヒテ、翌日午後第八時迄ニ戰爭ノ支度ヲナシタリ、又右執政次席ノ者、我カ水師提督ノ船ニ來リテ書翰ヲ贈リシカトモ、日本語ニテ認メアレバ、之レヲ翻訳スルニ數時刻ヲ費スベキガ故ニ、我代理公使ニール氏ハ、其書翰穩當ナルヤ否ヤヲ知ラザルガ故ニ、此返答ハ明朝受取ニ來ルベシト答ヘタリ、十四朔日(我夜五時過)日午後八時三拾分頃、前日薩摩ヨリ贈リタル書翰ノ返答ヲ受取ラントテ、端船一艘來レリ、是ニ於テ英ノ提督ハ、直ニ其答書ヲ贈レリ、蓋シ此答書ハ薩摩ヨリ贈レル書翰ノ趣意、其穩カナラサル旨ヲ述タル者ナラン、故ニ提督ハ其書翰ヲ持來レル者ニ、此以

後ハ必ス和睦ノ旗章ヲ立テ來ラズンバ、決シテ薩人トハ談判スヘカラスト云ヘリ、○午後第十時二至リテ、提督ハパルクル氏ヲ誘引シテ、砲船ハツボツク号ニ乗リ、曩キ二十二日ヲ以テ、港内ニテ見受タル所ノ薩藩ノ螺旋蒸氣船三艘ヲ質ニ取ラント欲シテ、港内ニ行キタルニ、右ノ蒸氣船ハ果シテ猶其處ニ碇泊シテ居レリ、是ニ於テ、我船ノ碇泊スベキ良好ノ位置ヲ探ラント欲シテ、内ヲ周ネク廻視シタルニ、何レノ所モ皆四十尋以上ノ深キノミニシテ、岸ヲ距ルコト百ヤルドノ所ニ至リ、三十三尋ノ深サノ所ヲ獲タルカ故ニ、之ヲ碇泊所トナシ、而シテ提督ハ午後第三時頃我本船ニ返リ、号令ノ旗ヲ掲ゲテアルグス船・レースホルス船・エクエット船・ピール船及ヒハホック船將ニ指示セリ、

此号令ハ、是レ蓋シ港内ニ潜匿セル所ノ、薩藩ノ蒸氣船ヲ奪フヘシト云フモノナルヘシ、是ニ於テ午後第七時三十分我六時半過ニ至リシ頃、我船ハ進ミテ其蒸氣船ヲ奪ハント企テ進帆セリ、十五日午後第四時二十分我七時二日過ノ頃、我船ヨリ本船ヘ使ヲ贈リテ、蒸氣船ヲ奪ハシ、我七時過二昨日港内ニ進ミタリト云フ事ヲ報告シタリ、○午

文久3年(1863)

(我四ツ時頃)  
後第十時、英艦コクエット船ハ薩摩藩ノ汽船ジルジ  
ヨルジゲレー号ニ綱ヲ掛け、而シテ英艦レースホル  
スハ、薩摩藩汽船エンガランド号ニ綱ヲ掛けタリ、  
但シ午後迄モ此船ニ水夫ノ乗込タルヲ見タリ、既ニ  
シテ此水夫等ハ陸上ニ送リ返サレタル者ト見ユ、  
又二三個ノ台場ニ於テ防禦ノ兵見ヘタリ、  
但シ薩摩ノ汽船ヨルジゲレイ船ニ乗リ込タル士官  
ノ内、兩人ヲ生捕タリ、其内一人ハ(松木)ト号ス  
ル医人ニシテ、相應ニ英語ノ通スル者ナリ、先年日  
本使節ニ從テ欧羅巴ニ至リ、當今ハ薩摩ニ在リテ  
該藩汽船將ノ職務ヲ勤メタル者ナリ、又一人ハ(五代ト云フ)  
薩摩蒸氣船隊第一等ノ船將ナリ、此兩人ハ決シテ  
我ニ敵スル事ナク、其船ヲ奪ハレタル後ハ、我船  
ニ乗リ移リタリ、是蓋シ上陸シテ戦センヨリハ、寧  
口英國提督ノ手ニ屬スルヲ欲シタルモノ、如シ、  
後ニ此兩人ハ(我七月廿一日)本月廿四日夜半過キヲ以テ、窃カニ  
之ヲ神奈川ニ上陸セシメタリ、  
又他ノ英字新聞ニ記スル所ハ、左ノ如シ、

○英國ノ船隊ハ、八月十二日水曜日ノ朝第八時過頃、  
提督ノ指揮ニ從テ碇泊シタルニ、間モナク薩摩ノ役

(我五ツ時頃)  
人二三輩來リテ、英國ノ艦隊何故アリテ此處ニ闖入  
シ來レルヤ、且ツ外国人ハ何ヲ要求スル乎ト詰問セ  
リ、是ニ於テ我ガ代理公使陸軍大佐ニール氏ハ、予  
ネテ日本語・和蘭語及び英語ニテ認メ置キタル英國  
政府ノ詰問書ヲ此役人ニ渡シテ、之ヲ鹿兒島藩ノ重  
役ニ達シ吳レヨト委托シタリ、但シ之ヲ渡ストキ、  
其答書ハ(我八月十九日)十二日午後第二時迄ニ差越スベシト云フコ  
トヲモ言贈レリ、衍十三日ニ至リテ午後第三時、執  
政ノ次第ト称シ、衛士四十人ヲ率ヒテ提督ノ船ニ來  
レリ、是レ蓋シ戰爭ノ前ニ於テ、先ヅ我艦隊ノ様子  
ヲ探索セントテ、多人數ヲ率ヒ來リタル者ナラン、  
然ルニ右重役ノ跡ヨリ、一艘ノ端船ヲ以テ使者重ネ  
テ來リタレバ、重役ノ者ハ立帰レリ、但シ此使者來  
ルト同時ニ、陸上ニ於テハ事ノ模様忽チ變シタル者  
ト見エ、重役ハ立帰ルトキ、衛士一同此端船ニ乘リ  
移ルベシト命シテ立帰レリ、然ルニ亦使ハ何カ心中  
ニ深ク挾ム処アルニヤ、暫クノ間ハ答書ヲ差出スヘ  
キヤ否ヤヲ考ヘ居ル体ナリキ、  
此夜第八時ノ頃、其重役ノ者再ビ提督ノ船ニ来リテ、  
薩摩(薩摩侯)及ヒ上座執政ノ書翰ノ日本語ニ認メタル者

ヲ、代理公使陸軍大佐ニール氏ニ渡シタリ、但シ此書ヲ翻訳スルニハ、多少ノ時間ヲ費スカ故ニ、右公書ニ就テニール氏ハ我存意ヲ述ル迄ニ、已ムヲ得スシテ翌日迄延引セリ、而シテ其後ニール氏ハ此公書ヲ見タルニ、其中ニ認メタル趣意ハ、英國ノ詰問書ニ対スレバ、尤モ不当ナル者ニシテ、頗ル重大ナル事ト見エタリ、其翌日ニ至リテ、前日ノ答書ヲ受取ラントテ薩摩ノ役人又來レリ、故ニニール氏ハ此役人ニ向テ、前日ノ書翰重大ナルコトナルヲ屢々申聞ケ、此後此船ニ來ルトキハ、亦和睦ノ旗白旗ヲ其船ニ建テ來ルベシト告ゲ置キタリ、○我輩薩摩藩ノ答書ヲ今茲ニ記載シテ、看官好新ノ意ヲ喜ハシメント欲スト雖モ、未タ之ヲ得サルヲ以テ、之ヲ他日二期リテ、唯人々ノ談話ニ由リテ聞キ得タル大略ヲ左ニ載ス、薩摩ノ執政書翰中ニ認メタル所ノ大要ハ、蓋シ左ノ意味ナルヘシ、

今度貴國ヨリ贈ラレタル詰問書ノ事ニ就テハ、幕府ヨリハ未ダ曾テ、我高貴ナル薩摩侯ヲ云フ君主ニ報告セラレタルコト之アラズ、償金催促ノコトハ、足下之ヲ幕府ニ申立ラルベシ、其所以ハ、我君ハ幕府閣老

然レトモ我君主ハ、幕府ノ大君ガ外国人ト取結バレタル所ノ協議タル條約如何ニ関ラズ、右ノ條約ハ、權現様ノ法度ニ背キタル事ナルカ故ニ、此ノ如キ場合ニ際シテハ、只大君一人ニテ其責任ヲ負

ヨリノ証翰ヲ受取ルニ非ラサレバ、此ノ如キ事件ニ就テ、彼是取計フベキコト能ハサルハ、日本國ノ大法度ナリ、且ツリチャルドソンヲ東海道ニテ殺害シタル者ノ事ニ就テハ、我輩能ク之ヲ知ルト雖モ、其時島津三郎其事ヲ如何取計ヒタルヤ否ヤ、我薩藩ノ君主ハ未ダ曾テ之ヲ知ラズ、但シ日本ニ於テハ、故ナク人ヲ殺害シタル者ハ、嚴科ニ処セラル、ハ勿論ナルカ故ニ、速ニ其人ヲ穿鑿セント力ヲ尽スト雖トモ奈何ゼン、百方力ヲ尽スト雖モ之ヲ尋不出ス事難シ、是レ決テ日本人ガ敢テ外国人ヲ欺罔スルノ意ニアラズ、若シ其罪人ヲ捕リ押ル事ナラバ、直ニ其人ヲ引出シ、リチャルドソンヲ殺害セシモノナリトテ、之ヲ提督ノ手ニ渡ス事モアルヘシ、足下等ヲ欺罔スレバ、我君主ノ榮名ヲ汚スコト故、吾人ハ決シテ左様ノ事ハナサ、ルナリ、

フテ、之レカ処置ヲナスベシ、何トナレバ、大君古来ノ法度ニ背テ、外国人ノ日本ニ渡来スルヲ許容シ、且ツ自在ニ歩行スルヲ許シテ、日本諸侯ノ通好ヲ妨クレバナリ、若シ之ヲ久シク許シ置クトキハ、遂ニ日本ノ諸侯ハ旅行スル事能ハザルニ至ルベシ、リカルドソン等ヲ襲ヒタルハ、日本ノ法律ニ背キタル事ニアラザルガ故ニ、我君ノ過ニハアラザルナリ、是ニ因テ考フレバ、足下等ノ詰問一ツトシテ採用スベキ事ニアラズ、

是ヲ以テ察スルニ、此薩摩侯ノ答書ハ最モ重大ナル事ニテ、此事ハ遂ニ大戦争ヲ起スノ基トナリ、之レヨリ砲台ヲ焼撃スル事ニ至レリ、堵テ我船体ハ忽大砲ノ備ヲ建テ、敵ニ向ヒ戦争ノ用意ヲ為シ、(金曜日)日本提督ハハーポック船ニ乗リ移り、日本蒸氣船ヲ質物ニ押収センカ為メ港内ニ進ミ入り、(我七月一日)土曜日ノ朝ニ、右ノ蒸氣船三隻ヲ奪取レリ、午前海岸ノ諸台場ハ我船ニ向テ放発シタリ、パルサス船及ヒピアール船ハ忽チ砲ヲ開テ之ニ応セリ、然レトモ提督キュー・パ氏ノ船ハ、風烈シク浪高キカ故ニ、未ダ錨ヲ拔カス、測量ニ時ヲ費シケレバ、砲ヲ開テ之ニ応スルニ聊カ

遅緩シタリ、此俄ナル暴風ハ、我等ノ為メニハ甚大不便利ナリ、アルキユース船及ヒレイホルス船ハ、放發ノ用意全備セル故、忽チ右ノ蒸氣船三艘ヲ取囲ミテ之ヲ焼キ打シタリ、(凡ソ我八ツ時頃)午後一時我船ハ続テ戦争ノ用意ヲ成シ、提督ハ何処ニテ戦トモ、必ス勝利ヲ得ヘキ方策ヲ為セリ、此提督ニアラスンバ、戦時ニ臨ミテ怯怖セスシテ、平穏ニ沈着スル事能ハザルナリ、提督ハ船隊中ノ貴重ノ船ヲ、港ヨリ四百ヤルドノ処ニ備ヘタリ、此船四十五分間ハ敢テ動カスシテ居レリ、其時日本人ハ其台場ニ在ル間ハ、大砲ヲ發スルコト頻リニシテ、其發射ハ甚タ善ク法ニ合ヘルカ故ニ、我ノ為ニハ大ニ妨害トナレリ、就中我前隊ノユリアラス船ハ、其彈丸ニ中リテ大ニ傷害ヲ被リタリ、(凡我八ツ時頃)第二時三拾分ニ至リテ、実丸並ニ破裂丸兩霰ノ如ク我船ニ飛来リ、船将ジョスリン及ヒ指揮官ウイルモツトハ、同一ナル破裂丸ニ中リテ死セリ、又一丸ハ甲板ニ落テ、爰ニ居合セタル士官並ニ大砲掛ノ者其死傷シタリ、其ノ僅カニ無事ナル者ハ只一人ノミ、此後程ナクシテ諸台場多ク放発ヲ止メタリ、諸船ハ其処ヲ離レズ、レイスホルス船ノミ直チニ一ツノ台場

ノ下ニ來リテ放発シケレバ、之カ為ニ台場ノ敵兵ハ  
 退クニ至タリ、アルギュス舶並ニコクエット舶ハ、  
 此レイスホルス舶ヲ助ケンカ為ニ其処ニ到リ、断ヘ  
 ブ市街及ビ台場ニ向テ放発セリ、レイスホルス舶ハ  
(凡ソ我七ソ半時頃)  
 凡ソ五時半頃ニ其処ヲ去り、コクエット船・ハボツ  
 ク舶ハ晚景ニ至ル迄、市街ニ向テ断ヘス破裂丸ヲ放  
 発ス、我船ノ此ノ如キ砲発ヲ成セシガ故ニ、俄ニ市  
 街ニ火災起リ、大半焚焼セリ、ハボツク舶モ亦日本  
 ノ大船五艘ヲ焚キ、製造所ヲモ焼ケリ、夜入テ風益  
(凡ソ我夜四ソ時頃)  
 タ烈シク、第十時頃其日熾ニシテ、闊サ一里余ニ延  
 燃セリ、其火ノ響モ烈シカルヘケレドモ、其処ヲ去  
 ルコト遠ケレバ聞ヘズ、諸物ヲ焼失スルノ夥多シキ  
(我七月三日)  
 ハ、定メテ人ヲシテ驚カシムルニ至ルベシ、日曜日  
 ノ朝ニ至リテモ、市街及ビ製造所ノ火災ハ猶未ダ消  
 ヘズ、薩摩ノ蒸氣船並ニ日本船焼失シテ海ニ沈メリ、  
 其内一艘ノ蒸氣船ハ、ハーボツク舶之ヲ打沈メタリ、  
(凡ソ我四ソ時頃)  
 午前十時ニ至リテ天始メテ晴レタルヲ以テ、戦死シ  
 タル士官ヲ葬レリ、午後一時半過船隊再ヒ碇ヲ上げ、  
 徐々ト進行シ、台場並ニ市街ニ向テ破裂丸ヲ発射シ  
 タレトモ、台場ヨリ寒丸ヲ打放ソコト二十個ニ過ギ

第一	船将ジ <small>(Domingo)</small>	三十七歳戦死	ズ、且其実丸ハ我舶ヲ傷害スルニ至ラズ、市街ノ火 ハ漸々四方ニ燒広カリ、堡寨モ亦其災ヲ受ケタリ、 其後モ我諸船ヨリ發射スル砲弾ノ勢ハ甚タ盛ナリ、 夜ニ入りテ我船隊ハ、鹿兒島ヨリ二里ヲ隔テ谷山沖 ニ至リ、小村落アル処ヲ離テ碇泊ス、
第二	指揮官ウヰルモツト <small>(Wilmot)</small>	三十歳同上	一千八百六十三年第八月十七日、鹿兒島港ニ在ル 英國軍艦ユリアラス艦上ニ於テ記ス、
第三	某官ヘカルチイ <small>(Hearsey)</small>	二十一歳同上	○一千八百六十三年第八月十五日、鹿兒島ニ於 テ戦争シタル英國船隊ニ乗組タル者ノ死傷表 <small>(Euryalus)</small>
第四	同上フレメンング <small>(Fleming)</small>	二十三歳同上	ユリアラス艦
第五	同上リンドセイ <small>(Lindsey)</small>	二十一歳同上	
第六	同上ワル伦 <small>(Warren)</small>	十九歳同上	
第七	同上スミット <small>(Smith)</small>	二十二歳同上	
第八	同上アルデリー <small>(Ardeley)</small>	二十四歳同上	
第九	同上ジョンホウキン <small>(John Hawkins)</small>	十九歳後ニ死ス、ニテ戰	
第十	同上ボイハルチング <small>(Harding)</small>	十七歳同上	

文久 3 年(1863)

第一	ロイテナントアルフセワーリン [Adt Johnson]	二十二歳薄手	第卅一 同上 [Mitchell]	廿二歳同上
第二	某官ジーンオーンス [Jones]	二十六歳同上	第卅二 ピートール艦 [Pearl]	卅八歳薄手
第三	同上チーンネット [Kennett]	二十八歳同上	第卅三 工匠アルムストロング [Friend]	四十四歳深手
第四	同上ジーンオーツマン [Pittman]	二十九歳同上	第卅四 一隊長フレント [Farrell]	十八歳同上
第五	同上アーヴィット [Abbott]	二十二歳同上	第卅五 大砲方ファルル [Mercer]	廿六歳薄手
第六	同上シキニエル [Skinner]	十九歳同上	第卅六 某官メルセル [Kinnins et al.]	廿一歳同上
第七	同上ミシートヤル [Mitchell]	二十二歳同上	第卅七 同上ロビンソン [Dobson]	卅二歳同上
第八	セルゼーハーレルジレット [Sam'l Fox]	二十三歳同上	第卅八 同上ドブソン [Mitchell]	廿二歳同上
第九	某官サムエルホックス [Oram]	二十四歳同上	第卅九 第一等ノボイミヘルセル [Coquette]	十六歳同上
第十	同上オウバ [Newberry]	十九歳同上	第四十 大砲方トマスヒン [Gale]	廿七歳戦死
第十一	同上ニウヘルリ [Baldock]	四十歳同上	第四十一 某官ゲール [Denney]	二十九歳死手ニ
第十二	庖人ヘンリック [Huggett]	十九歳同上	第四十二 ロイテナントデンニー [Harris]	二十六歳深手
第十三	某官ホグゲット [Howden]	廿六歳深手	第四十三 大砲方ハーリス [Manford]	三十歳同上
第十四	無官ホウテン [Leary]	廿一歳同上	第四十四 某官モソムホルト [Vernon]	三十五歳同上
第十五	同上レリー [Sale]	廿七歳薄手	第四十五 同上フエリ	十七歳薄手
第十六	大砲方セール [Eugene Neil]	廿四歳同上	第四十六 ペルサス艦 [erses]	十六歳深手ニ死ス
第十七	セルゼーハーレルジンネール [No Stuff]	廿三歳同上	第四十七 第二等ノボイヘル [Head]	一十一歳薄手
第十八	某官チーンヌスチフ [Bartlett]	十九歳同上	第四十八 ロイテナントヒント [Pitt]	三十二歳同上
第十九	同上ハーレーネット [Alexander]	十九歳同上	第四十九 上等士官ギルビン [Gipen]	-
第二十	同上アーリキヤンンドル			

第四十八	某官コック [Cook]	四十歳同上	是ヨリ先キ、此歳二月英國代理公使陸軍大佐ジョンニ
第四十九	同上アイレン [Aylen]	十七歳同上	ル氏ガ、艦隊ヲ率ヒテ横濱ニ入り、所謂砲艦的政略ヲ以テ江戸幕府ヲ脅迫スルヤ、幕府八万ノ兵倉皇狼狽シテ、英公使ノ脅迫ニ屈從シタルガ故ニ、鹿児島ト云ヘトモ亦一野蛮武族ニ過キサルベク、英國艦隊ノ勢威ヲ以テ突然トシテ之ニ臨マバ、薩州君臣モ亦必スヤ之ニ畏レテ、屈伏スルコト必然ナリト、英國公使ハ心中ニ推料シタリシナリ、蓋シ江戸政府ノ柔弱緩漫ナルコト、英人ノ後ニ看破スル所、而カモ他ノ大藩諸侯政府ト雖トモ、亦概シテ江戸政府ノ流亞ナルベキノミト、英國公使ハ推量シタリシナリ、是レ其眼底ニツモ畏憚スル所無ク、敢テ決然トシテ鹿島港内ニ闖入シタル所以ナリトス、
第五十	同上ビクス [Beggs]	二十九歳同上	初メ去秋八月生麥ノ事アルヤ、島津久光固ヨリ既ニ決心予期スル所アリ、其本国ニ還ルヤ、益々士氣ヲ励マシ武備ヲ整ヘ、而カモ此歳三月親シク藩士ニ訓諭シテ曰ク、
第五十一	桶工ナイト [Knight]	二十五歳同上	一今般英國艦隊横濱ニ渡来シ、容易ナラザル重大ノ事件問題ヲ提出シ、幕府ニ於テハ許容ニ相成リ難キ趣
第五十二	某官カルレス・ソイトルス [Chas. Suits]	二十七歳同上	ニ聞ユ、是畢竟去秋生麥一条ニ係ルコト、相聞候、就テハ皇國ノ御大難、當家ヨリ其事端起リ候訳ニシテ、別シテ恐入ル次第ニ候、尤モ彼一条ハ、彼我ノ
第五十三	同上ギブソン [Gibson]	二十一歳同上	四十八歳同上
第五十四	同上カスレス・ゲイル [Augus]	三十六歳深手	四十九歳同上
第五十五	某官バルーンス [Barnes]	三十一年薄手	五十一年薄手
第五十六	同上チーン・フホンテン [John Fountain]	二十九歳同上	五十七歳同上
第五十七	同上ゼーベス・ケンネット [Jes. Bennett]	二十歳同上	五十八歳同上
第五十八	無官ランドネル [Lardner]	二十二歳同上	五十九歳同上
第五十九	某官ヂョルケ・トイロー [Geo. Daynes]	二十歳同上	六十歳同上
第六十	同上クーグル [Cooper]	四十歳同上	六十一歳同上
第六十三	レースホルス艦 [Racehorse]	二十八歳深手	六十二歳薄手
第六十四	某官チルロン [Keenan]	二十八歳薄手	六十三歳同上
第六十五	同上キールナン [Jas. Foree]	十九歳同上	六十四歳同上
〔鹿児島戦争機兵新聞(八戸市立図書館所蔵にて校訂)〕			
四八〇ノ一 英寇來襲鹿兒島砲擊戦記略(承前)			

文久3年(1863)

曲直分明ノ事ニ候處、彼英人遂ニ強暴ヲ申募リ、兵

端ヲ相開ク節ハ、天下国家ノ為ニ、他藩ニ先タチテ

一統ニ粉骨碎身シ、以テ外敵ニ當リ候様頗ミ存候事、

而シテ此訓諭ト同時ニ、京都ニ於テ徳川一橋慶喜及ビ老

中板倉周防守・水野和泉守二條城ニ在リ、薩州藩ノ家老

小松<sup>(清廉)</sup>、<sup>(勝善)</sup>帶刀ヲ城中ニ召シ、之ニ諮詢シテ曰ク、

去秋生麥一条ニ閑シ、英國ヨリ頻リニ其償金ヲ閑東ニ請求ス、薩藩ニ於テハ、此事ヲ以テ如何ト思惟スル乎ト云々、

帶刀ハ答ヘテ曰ク、此事ノ源因ハ薩摩ヨリ起リタル者ナルガ故ニ、宜シク直チニ薩州ニ逼ラシムル様ニ、英國公使ヘ達セラルベシ、然ル時ハ其事ノ理非曲直ハ、立処ニ分明ニ相成ルベシト、

然レトモ當時幕府衰ヘタリト雖トモ、尚天下ノ大權ヲ總攬スルノ政府ナルヲ以テ、小松ノ答言ニ從フコトヲ得ス、故ニ一橋及ビ老中等ハ小松ニ向テ、卿ノ答申スル所ハ一應其理アリト雖モ、之ヲ採用スル事難シ、閑東ニ於テ適宜之レカ処分ヲ為サムト演達セラレタリ、

此ノ如キ事状ナリシガ故ニ、英艦隊ガ魔島ニ來寇スペキコトハ、夙トニ薩州君臣ガ共ニ覺悟ヲ極メ居タル所ナリ

シガ、今ヤ果シテ其事此ニ至レルナリ、

是ニ於テ六月廿八日、薩藩ハ英國代理公使ジョンニールノ要求照会ニ対シ回答書ヲ送リテ、明廿九日英國上官ノ

上陸セムコトヲ要求ス、其答書左ノ如シ、

薩州政府ヨリノ回答書

一來翰ノ趣、生麥一条ニ付申立候事件、書面ノ往復ニテハ弁知致シ難キ義有之候間、明廿九日午刻當城下公使館ニ於テ事理明白ノ應接ニ及ヒ度候ニ付、水師提督・其余重役ノ面々上陸アランコトヲ望ム、

一貴國各船ヘ番船二隻ツ、附添置候間、薪水其余有合ノ品、希望ニ任セ指送ルベキ也、是我国法ニテ其方へ便スル礼節ナリ、

一前条不便ナラザル用ニ備ヘ候間、端舟等ヨリ上陸アルニ於テハ、我國人疑訝如何ナル失礼ニ及ハムモ難測ニ付、前以テ案内イタシ置所ナリ、

文久三年癸亥六月廿八日

薩州政府

薩藩ノ意ハ以為ラク、此事タル单ニ文書上ノ往復ヲ以テシテハ、彼此ノ意ヲ悉クス能ハザルノ恐レアリ、双方重臣互ニ面談ヲ以テスルニ如カスト、故ニ英國代理公使親

シク上陸シ、鹿児島城内客館ニ於テ対談セムコトヲ請求セリト雖モ、英公使ハ我カ詭計アラムコトヲ疑ヒ、拒ミテ上陸セス、故ニ薩藩家老川上但馬ハ答書ヲ裁シ、藩使臣町田六郎左衛門ニ付シテ、之ヲ英旗艦ユリアラス号ニ送達セシム、其答旨ノ要領ハ、生麥研殺ノ事タル英國人リチャルドソン等ガ、日本固有ノ国法ヲ侵犯シテ、諸侯ノ通行行列ヲ犯突シタル者ニシテ、之ヲ制シテ從ハザルトキハ、即チ之ヲ研ルベキ日本ノ国法ニ出テタル所為ナルガ故ニ、曲ハ英人ニアリテ、直ハ薩摩ニ在リト云フニ外ナラス（本文川上但馬ノ答書ハ左ノ如シ）  
ヨリ英國代理公使へ答書  
薩摩月番家老川上但馬久連

殺害セシ者ヲ搃取り、死罪ニ処スベキ義ハ尤ノ事ニテ、人命ヨリ貴キ事ハナシ、故ニ直ニ収獲シ、相當ノ罪ニ処スベシ、然レトモ足下ノ知ル通り、日本國中近來ハ諸侯ノ意互ニ齟齬シ、或ハ是ヲ秘シ置ク者アル証拠ニハ、昨年ヨリ頻ト探索ストモ捕獲セス、且人數モ一  
人ニ非スシテ、種々遁走ノ術ヲ尽スト見エタリ、我薩藩ハ固トヨリ江戸ト京都ト親睦ノ為ニスル者ニシテ、毛頭モ私意無キカ故ニ、主人ヨリ命シタルトノ疑ハ絶エテ無カルヘシ、殊ニ國法ヲ犯シ亡命セル者ハ、死刑ノ罪アルカ故ニ、若シ探索吟味ノ上死ニ処スベキ時ハ、長崎・横濱等へ滯在ノ軍艦ニ此事ヲ達シ、夫々見分ヲ受クベシ、若シ此事ニ就テ昨ノ猶予ナケレバ、不得止以前ヨリ罪アルモノヲ罪人ニ偽り、足下等ノ眼前ニテ刎頸セハ、足下等其面貌見知リナキカ故ニ、実ノ罪人トモ思フヘケレトモ、斯クノ如ク足下等ヲ欺クハ、固ヨリ我薩人ノ志ニアラズ、

一日日本政府ノ事ハ専ラ江戸政府ニ從フヘキ事、固ヨリ足下ノ知ル所ニシテ、諸侯ハ其指揮ニ進退ヲ受クルナリ、然ルニ多年來條約ヲ交ヘシ事モアル由ナレトモ、其條約中ニ諸侯來往ノ節ハ、例令幾里數往還ノミノ免許アリト雖トモ、其來往ヲ妨ケテモ宜シトイフ事ハアルマジキコトナリ、例令足下ノ國ニテモアレ、我國ノ法ノ如ク數多ノ從者ヲ從ヘテ往来スル時ハ、普ク制禁アルニモ係ラズ、是ヲ犯サバ衝倒スナリ又ハ打殺スカセサレバ、其國主ノ往来モ成リ難カルベシ、勿論前ニ曰フ通り、人ヲ殺スノ罪ハ大ナルガ故ニ、之ヲ殺スベキコトハ足下モ同意ナル故ニ、此事ハ承引ナルヘシ、抑諸侯ヲ指揮スル江戸ノ政府

ニ於テ、從来重キ国法ノ事ヲ條約ニ載セシテ、猥

エ・ゼント・ジョン・ニール氏足下ニ報ス、

リニ諸侯ノ過トスレバ、政府ノ不行届ナルベシ、政

(註)本文薩藩執政川上但馬答書ハ、前回報告第三十一

府ノ罪カ又太守ノ罪カ如何判断アルヘキ、

附錄第十二頁・第十三頁ニ載セタル薩摩執政書翰

一此ニ就テハ重大ノ事件ニ候間、江戸政府ノ重職ト我

國ノ重職ト立合ノ上、足下ニ論判セサレバ、此所ニ

テ片論ナリ難シ、

一妻子養料ノ事ハ其後ニ定ムヘシ、

一貴國軍艦渡米ノ件、已ニ蒸氣船ヲ以テ、幕府ヨリ我ニ令セシト云事ハ、曾テ之レ無キ虚言ナリ、右様ノ虛言恐クハ我ヲ瞞カス所以ト思ハル、若シ其言ヲ証明セントナラバ、閑老ノ書簡モアルヤ、見セ玉ヘ、此等ノ事大ナル反覆多シト思ハル、何トモ不審ニ存スル所ナリ、足下ニ於テハ尙ホ之ヲ不審トスル事ナキヤ、

一我政府ニテハ、江戸政府ノ命ニ從フ事大切ナレバ、何事モ江戸政府ノ命ニ從ヒ処置スペシ、右來翰ノ趣ニ基キ、事實ノ情ヲ以テ即チ誠実ノ意ヲ示ス、

文久三年六月廿九日　　川上但馬

大英國シャルゼダフエール兼コンシユルゼネラール

七月朔日東風漸ク荒ル、薩藩側役格伊地知壯之允貞馨・

伊地知正治両人ヲ英旗艦ニ遣ハシ、前日返書ノ旨趣ヲ以テ、英艦ノ退去ヲ促ガスト雖モ、英艦ハ敢テ之ヲ承諾スル

ノ色無シ、加之英公使ハ薩人ヲ威嚇スル為メ、其抵当物

トシテ薩摩汽船青鷹丸・白鳳丸・天祐丸三隻ヲ押擣スル

ノ手段ヲ取り、此夜十時英艦アルグス号・コクエット号及ビレースホールス号ハ共ニ進ミテ、重富ノ海浜脇元浦ト云ヘル所ニ繫泊セル前件三隻ノ汽船ヲ脅迫シテ、之ヲ曳キ出シ、以テ櫻島小池ノ前ニ至ラシメタリ、薩ノ舟奉行五代才助友厚・松木安右衛門宗則ハ部下ノ士卒ヲ悉ク上陸セシメ、而シテ二人ハ留マリテ英ノ旗艦ニ乗リ移リ、英艦提督ノ暴横非法、以テ薩汽船ヲ押奪シタルコトヲ責メ、論弁力ヲ尽セリト雖モ、衆寡ノ勢懸隔スルヲ以テ奈何トモスルヲ得ズ、其翌二日風雨弥烈シ、海上烟霧ノ間ニ於テ、青鷹・白鳳・天祐三隻ノ汽船カ英艦ノ為ニ脅奪セラレタル状ヲ望ミ見テ、各砲台ノ守兵ハ皆憤怒セザル

(本名ハ堀一郎)  
(軍役奉行)  
(六月廿九日)

(前回報告ノ略圖ヲ参照スベシ)

ハナシ、而カモ重富郷長ヨリノ急報モ亦来り、城中ニ達シ、汽船三隻英艦ノ奪フ所トナリタル事実ヲ報知ス、是ニ於テ薩藩ハ、穏和的談判ノ復タ望ム可ラザルコトヲ察シテ、開砲ノ令ヲ下ス、新波戸砲台先ツ發射シ、其他各砲台モ亦相繼キ齊ク發射ス、英旗艦ユリアラス号ハ直チニ応砲戦ヲ開キシカ、我砲台ノ發スル砲弾、着々敵艦ニ善ク命中スルヲ以テ、英旗艦ハ其錨ヲ抜クニ違アラズ、倉皇錨ヲ截断シテ運動スルコトヲ得タリ、時ニ旗艦信号ノ号令ニ依リ、英艦アルグス号・コクエット号・レースホールス号ハ前後奪取セル所ノ薩藩汽船三隻ニ放火シ、忽チ之ヲ炎焰ニ付セリ（此三汽船ハ皆砂糖其他高価ナル商品ヲ積載セル者ニシテ、其積荷ノ価ヲ除ク外、該各船原価ノミヲ算スルモ、大凡ソ三十万ドルニ降ラザル者ナリト云フ）

十二時頃英ノ各艦ハ始メテ單縦列ヲ立て、循環繰撃ヲ猛烈ニシ（砲台ヲ距ル五百呎乃至千二百呎ノ航線ヲ取り、單列ニ遁環シテ射撃セリ）、英艦ノ各砲ハ銳利ニシテ其射術モ亦巧ミニ、善ク我砲台ノ各砲門ニ命中シテ其砲ヲ毀壊ス、而カモ我砲モ亦善ク敵艦ニ命中シ、午後第二時半祇園洲砲台所発ノ弾丸、英旗艦ユリアラス号ノ甲板上ニ於テ命中破裂シ、該艦長大佐ジョンスリン氏及ビ指揮官ウエル

モット氏共ニ頭脳蓋ヲ碎破セラレテ、立トコロニ斃死ス、艦隊司令長官中将キュー・パ氏ハ其傍ニ立チ居リシモ、幸ニシテ危害ヲ免カレタリ、之ニ次キテ又砲台ヨリ発セル十時砲弾ハ、旗艦ノ甲板上第三大砲座ノ傍ニ於テ命中破裂シ、立處ニ斃死スル者七人、大尉セフリン氏以下創傷ヲ負フ者五人、此外ニモ旗艦ニ命中セル砲台ノ弾丸破裂シタル者、及ビ実弾ニシテ人ヲ殺傷セスト雖トモ、其艦内ヲ毀壊シタルコト尠カラズ、故ニ敵艦ハ頗ル窮蹙セリ、〔前後三時十分間〕レースホールス艦ハ進テ祇園洲砲台ニ近ツキ、誤マリテ〔前回報告第卅一號載記ノ附圖ヲ參看スベシ〕浅洲ニ乗上げ、艦隊為ニ傾仄シテ殆ト危急ナリシモ、該砲台ノ大砲ハ此時既ニ敵ノ銳砲〔アルムストロング〕ノ為ニ、砲口ヲ毀壊セラレ居タルノ後ニ係ルヲ以テ、レースホールス艦ヲ射撃スル能ハザリシガ、該艦ハ頻リニ白旗ヲ甲板ニ翻ヘシテ、救援ヲ求メ居ルコト四十五分間ニシテ、アルグス艦及ヒコクエット艦ノ來リ援クルニ会シテ、始メテ禍害ヲ免カル、コトヲ獲タリ、

註本文英艦レースホールスハ、誤マリテ祇園洲前ノ浅洲ニ乗リ上げ、自カラ脱スルヲ得ズシテ絶体絶命ノ危境ニ陥リ、加之此時暴風海ヲ捲キ、激浪汹湧タルヲ以テ、該艦ハ力尽キテ殆ント絶望セシモ、

幸ニ砲台モ亦其砲既ニ毀壊シタル際ナリシカ故ニ、撃破ノ禍ヲ免カレ、而シテ四時前ニ及ヒ、英艦アルグス号及ヒコクエット来リ、救ヒ綱ヲ以テ之ヲ曳キ出シ、退去スルコトヲ得タリシナリト云フ、

此日暴風雨朝ヨリ夕ニ徹シテ歟マズ、飛雲天ニ漲リ、海

波高ク翻ヘリ、英艦運動極メテ困難、加之旗艦長大佐ジヨスリン以下死傷モ亦尠カラサルカ故ニ、午後三時頃英艦ハ陸上砲台ニ向テ休戦ヲ請求シ、其信号白旗ヲ頻リニ檣頭ニ掲テ之ヲ翻セリト雖モ、當時薩藩將校中ニ於テ、万国海戦休戦信号ノ通規如何ヲ了知シタル者、未だ之レ有ラザリシガ故ニ、此白旗ノ何故ニ高ク翻ヘサル欤ヲ解セサリシト云フ、然レトモ午後四時前ニ及ヒテハ砲台モ其砲撃ヲ收メ、而シテ英艦モ亦砲ヲ收メテ、櫻島小池ノ方向ニ退キ去レリ、

然ルニ最初開戦ヨリ三時間ヲ経タル頃、英艦カ発射シタル火箭焼弾ハ、市中ノ各処ニ発火セシメ、築地町ヨリ起リ、西北市街ニ延焼シ、争光寺・不断光院仏寺モ亦鳥有ニ帰セリ、日暮七時頃英艦ハボツク号ハ、磯浜ノ奥ニ碇泊セル琉球船五隻ヲ焼ケリ、夜ニ入り薩藩ノ軍器製造・鋳造場ナル磯集成

館モ亦焼カレタリ、而シテ市街ノ炎焰ハ此夜徹宵消ヘザリキ、

此夜風弥烈シク、海上英各艦ノ運動漂蕩ニ因シムコト頗ル太甚タシ、就中英旗艦ノ如キハ其錨二個ヲ投シタルモ、其泊位ヲ保ツ能ハザルガ故ニ、蒸氣ヲ以テ僅カニ其漂流ヲ防クコトヲ得タリ、

七月三日、風漸ク収マリ、雨モ亦歇ム、英艦ハ海上ニ於テ、昨今ノ戦死者大佐ジヨスリン氏・指揮官ウエルモツト氏以下十人ノ遺骸ヲ水葬セリ、

午後英艦隊ハ南ニ向テ出テ去ラムトスルニ臨ミ、重テ陸上ニ向テ市街ヲ砲撃スルコト數十発、然レトモ薩軍ノ之ニ應砲スル者僅カニ二砲台ノミニシテ、其發射スル所モ亦僅カニ二十発ニ過キス、薩藩ノ軍略ハ敵ヲ誘シテ上陸セシメ各地出没、短兵接戦以テ第二ノ戦局ヲ制セムコトヲ企望シタルナリ、

然レトモ英人ハ敢テ危険ヲ冒シテ上陸スルヲ肯ンセス、此夜七島灘ニ碇泊シ、其各艦ノ毀損セル処ヲ修繕シ、七月四日午後ヲ以テ七艘一齊ニ出発シ、其内一艦ハ小根占ノ灘ニ於テ又碇ヲ下シテ駐泊シ、其損処ヲ修繕シタルカ、同六日ニ及テ一艦南方ヨリ來リテ之ヲ救援シ、始メテ出

テ去ルコトヲ得タリト云フ、

二日ノ砲戦ニ於テ、薩軍尤モ苦戦力闘セルモノハ祇園洲砲台ニシテ、総物主川上龍衛久堅（或ル一本ニハ久齡ト記）セル者アリ、孰レカ正ナルヲ詳カニセス、後考ヲ俟ツモ同台ニ於テ負傷シ、該台ノ照準役・砲隊士官税所清太ハ敵ノ砲弾ニ中リ、頭肩ニ重創ヲ被リテ之ニ死セリ、談合役川添喜右衛門・砲手重久甚太郎モ亦同台ニテ戦死ス、其他戦死者ハ前田平右衛門・帖佐金四郎・西林兵衛・宮原常之允・蘆谷藏右衛門・山下覽之丞・源舜菴合セテ死者十人、其傷者ハ彈薬支配方家村幸之丞・平田甚五郎・肱岡伊之助・廿四斤砲砲主平田九五郎・大平新左衛門・同砲伍長門松源之丞（以上祇園洲砲台ニ於テ負傷）・松崎仲四郎・有川善兵衛・井上直八・藤崎新之丞合セテ十一人ナリキ、

ノ既ニ迫ルニ及ンテ、久光父子共ニ出テ、千眼寺ニ營シ、以テ親ク軍機ヲ指揮セリ、故ニ二日ノ戰、藩士ハ一層感奮シテ、英艦砲ノ堅利<sup>（アルムストロング其他銳利ナル新式施設砲）</sup>其砲ノ最モ精銳ナルニ対シ、旧來蘭式ノ滑疊砲ヲ以テシ、要スルニ粗笨ナル火器ヲ以テ、敵ノ精利ナル砲力ニ抗抵シ、敵ノ良士官ヲ斃スコトヲ得タルハ、偶然ニ非ル也、

七月四日、英艦隊ハ弥ヨ退帆セリト雖モ、彼力此敗ヲ償ハムカ為ニ、再擧シテ来襲セムコト必然ナリト、薩藩君臣ハ益々背水、決死防戦ノ覺悟ヲ堅フシ、諸砲台ヲ修築シ、且ツ新タニ神瀬ノ要地ニ砲台ヲ築キ、大砲ヲ鋤リ、彈薬ヲ積ミ、弥ヨ軍備ヲ厳整セリ、

前件二日砲撃ノ次第ヲ、薩藩ヨリ朝廷及ヒ幕府ニ届報セラレタル書面ハ、左ノ如シ、

伝奏ヲ経テ朝廷ニ御届書

久光及ビ藩主修理大夫茂久ハ最初ヨリ戦争ノ遭クベカラザルヲ知リ、其子女ヲシテ予メ花尾山ニ徙ラシメ、又城下市民ニ令シテ、老人及ビ兒女ハ悉ク予メ難ヲ避ケテ、郡村偏陬ニ移ラシメタリ、而シテ両主ノ居館モ亦タ海ニ頻シ、敵弾ノ衝ニ当レルガ故ニ、藩士ノ請願ニ依リテ、久光父子ハ島津弾正ノ邸ニ移ラレタルモ、七月朔日事機

（現今ノ公爵島津忠義公）  
去月二十八日、英艦七艘当城下海ニ渡来シ、生麥一条ニ付、其死者遺族養育料可相渡旨、書翰ヲ差出候ニ付、此義ニ就キテハ何所迄モ彼此曲直ヲ分解可致含ニテ應接為致候、然ル所去ル二日暁、英艦水夫共進來、城下ニ繫キ置キ候手船蒸氣船三隻ヲ非法ニ引出シ、既ニ出帆ノ形ニ見受候ニ付、憤激ニ堪ズ即時

ニ可擊碎旨嚴令ヲ下シ、諸方台場ヨリ砲発ニ及候處、  
彼ヨリモ頻リニ應砲、終日戰争、翌三日昼過退帆掛  
ケ、海中孤島ノ台場又候擊合ヒ、其夜城下ヨリ四里  
許沖ニ七艘共碇泊、同四日退帆仕候得共、其内一隻  
ハ尚ホ碇泊致候、其痛處有之体ニ相見エ、漸々引船  
ニテ退帆、追々死体並ニ器械等流レ寄リ候得共、幾  
人擊留メ候哉相分リ不申候、此方手負・死人別紙ノ  
通、並ニ蒸氣船三艘燒亡、且市中寺院等所々燒失仕  
候、不取敢此段形行早々御届申上候、以上、

亥七月五日

松平修理大夫

朝廷ハ此事状ヲ聞召サレ、左ノ褒詞ヲ薩藩ニ賜ハリタリ、

御褒詞

去ル二日英艦渡來ノ処、砲發血戰ニ及ヒ候趣

叡聞ニ達シ候、布告ノ御趣意ヲ奉シテ無ニ念攘斥候段、  
歎感不斜候、弥々勉励有之、皇國ノ武威ヲ海外ニ輝カ  
スペク様御沙汰候事、

亥七月

幕府ニ対スル薩藩届写

去月二十八日英船七艘城下海へ渡來、生麥一条ニ附  
キ公辻ヘ御届申上、且案内船マテモ被遣候トノ趣キ

ニテ種々申出、是非曲直ヲ為致分解、應接未決中、

去二日手船蒸氣船三艘奪出シ、既ニ出帆ノ形ニ見受  
ケ候ニ附キ無余義發砲為致、翌三日マテ及掃攘、即  
日城下許出帆十里計之処、七艘ノ中一艘ハ碇泊、外  
六艘致出帆候、全体攘夷ノ期限モ相過候事ニ候得共、  
弥々御決議未致承知候ニ附キ、此節迄ハ應接ノ上曲  
直ヲ正シ可申含之処、彼ヨリ非法ノ働致候ニ附キ、  
無余義前条ノ形行ニ相及候、委細長崎奉行ヘ申達候、  
此段早々御届申上候、以上、

亥七月四日

松平修理大夫

元来薩藩ハ、其先藩主齊彬公以来士紀ヲ振蕭シ、軍備ヲ  
整理シ、其武力ハ九州第一ト称セラレシト雖モ、今回英  
艦隊ノ來襲、歐州新式ノ銳精ナル大砲ニ対シ、始メテ実  
地ノ経験ヲ獲タルカ故ニ、自ラ省ミテ其短處ヲ知リ、智  
識ヲ世界ニ求ムルノ急要ナルコトヲ深ク感發シ、久光父  
子以下全藩士民一同、協心戮力弥々益々淬励シテ軍國ノ  
大事ニ勉メ、英國艦隊先度ノ敗ヲ恨ミトシ、再擧進襲ノ  
意アルモ、幕府ハ強テ固ク之ヲ止メタルカ故ニ、暫時ハ  
猶予スルノ色アルコトヲ告グ、是ニ於テ薩藩側用人岩下  
佐次右衛門等ハ謀ヲ建テ以為ク、果シテ然ラバ此ノ事幕

府ヲ煩ハシテ、其調停ヲ請フ迄モナシ、我レ寧口直接横濱ニ趣キ、英國公使ニ面シテ談判ヲ遂ゲ、以テ事ノ曲直理非ヲシテ、分明ナラシムルニ如カサル也ト、乃チ其意見ヲ具シテ之ヲ幕府ニ稟議シタルニ、幕府ハ之ヲ許シタリ、故ヲ以テ九月廿八日、岩下佐次右衛門ハ重野厚之丞及ヒ外國掛ノ同藩士ト共ニ横濱ニ至リ、英國代理公使ジョンニールニ面会シ、其談判ヲ開キ、我ハ首トシテ英國艦隊カ不意ニ薩藩汽船三隻ヲ押奪シタル非法ノ挙動ヲ詰問シ、之ヲ難シタルニ、英國代理公使ハ是レ全クリチャルドソン遺族ノ養育料ヲ請求スルカ為メ、其抵当ト為シタル者ニシテ、決シテ故無ク之ヲ掠奪シタルニハ非ルコトヲ弁明シ、更ニ生麥事件ノ曲直ヲ論シテ、彼我互ニ大ニ激論ヲ構ヒ、夜ニ入レトモ決セスシテ分レ、十月四日・同五日重ネテ応接談判ヲ開キ、岩下・重野大ニ力ヲ極メ、曲直ヲ論スト雖トモ彼ハ万国公法ニ憑リ、堅ク執リテ動カス、敢テ遜讓スベキノ状無シ、然ルニ此時徳川將軍将サニ勅命ヲ奉シテ重ネテ上洛シ、外國公際上ノ国是モ亦将等ニ達シタルヲ以テ、岩下ハ重野ト謀リ以為ク、京都・江戸間廟國是謀議ノ大根本、果シテ此ノ如クナルニ際シ、

吾曹二人徒ラニ既往ノ事ヲ論難シテ日ヲ費ス、為メニ議破レテ、英寇再ヒ鹿兒島ニ來襲スルニ至ラシメバ、戰乱將サニ止ム時無ラムトス、果シテ然ルトキハ、前途京都ニ於テ將軍及諸侯伯ノ会同、以テ国是ヲ更定セラル、ノ妨ケト為ル莫キヲ得ンヤ、此際寧口大事ノ為ニハ小事ヲ忍フニ如カサル也ト、是ニ於テ二人ハ決心シ、幕府ニ内稟スル所アリ、十一月朔日ヲ以テ重ネテ横濱ニ趣キ、英國代理公使ニ再会シ、先般英公使カ鹿兒島ニ於テ要求シタル金額二万五千磅ヲ減削セシメ、英金壺万磅ヲ該公使ニ払渡シ、以テ生麥事件ノ局ヲ全ク終結スルコトヲ得タリ、

(註)島津久光公記ニ此事ヲ記シ、曰ク、英國政府ノ外交官カ日本政略上・商業策上ニ於テ、薩摩藩ト互ニ相和親ヲ厚フルニ至ルハ、實ニ其生麥事件談判ノ結局ヨリ始レリトント云ヘルハ、蓋シ英人ノ炯眼ナル、當時日本帝国ノ形勢ヲ審察シ、薩藩君臣ノ真摯ニシテ、共ニ国事ニ熱心ナル、其先進識者松木安右衛門・岩下左次右衛門等ノ応接ニ因リテ、日本革新ノ事ヲモニ謀ルヘキノ要素カ、幕府ヨリモ寧口西南日本大藩ニ存在スルコトヲ感覺シタル者ノ如シ、

故ニ本文結局以後ニ於テ、三年ヲ出テスシテ、英國  
公使 Harry Parkes 氏カ深ク薩藩有為ノ名士（小松  
帶刀・大久保一蔵等諸氏）ニ結フノ事、果シテ顯然タ  
ルニ至レリ、

#### 四八一 軍事上ニ於ル日本

英國陸軍中佐バルロー氏述

嗚呼日本、日本ガ地球上無双ノ樂土タリ、絶倫ノ美國タ  
ルコトハ、我ガ歐州人ノ擧ツテ之ヲ想像スル所也、然レ  
トモ真正ニ日本ノ善タリ美タル処ヲ知リ得タル者ハ、歐  
州人中其レ果シテ幾何クカ有ルヤ、徒ラニ其天然山水風  
景ノ清秀明媚ナル、或ハ美術的古代ノ遺物タル工芸、社  
寺樓閣ノ光彩、或ハ目下風俗雅馴嬌婉ノ点ヲ目シテ、以  
テ日本ノ真相ト為ス者ハ歐州人ノ常態也、嗚呼是レ豈ニ  
日本ヲ善ク知ル者ナランヤ、甚タシキ哉、歐州人ノ善ク  
日本ヲ知ル者稀レナルヤ、

余ハ再言ス、日本來遊ノ歐州人中、日本ノ真相ヲ観察ス  
ル者ハ寔ニ尠シト、是レ蓋シ日本人カ深ク遺憾トスル所  
ナリ、日本人ハ一大國民ナル自己ノ真価ヲ観察セラレン  
コトヲ希望シ、而シテ其僅々二十五年ノ星霜ヲ以テ、遂

行シタル驚クベキ進歩ノ事業ヲ認識セラレンコトヲ、世  
界万国ニ向テ希望ス、日本人ハ決シテ彼三絃ノ音響絃妓  
ノ舞態、若クハ美学的妙技ヲ感賞スルコトヲ吾人ニ希望  
セス、日本人力其奇古ナル事物ヲ忘却シ、或ハ拋擲スル  
ノ状アルハ、吾人ノ慨歎スル所ナリ、然レトモ如斯キ吾  
人ノ憂慮ハ、却テ日本人ノ憾ム所ナリ、日本人ハ其文物  
ノ真相ヲ熟察シ、一大文明國タルヲ認識セラレンコトヲ  
希望シテ、已マサルナリ、

余カ日本ニ係ル知識ハ広カラズ、余ハ単ニ一個好問ノ世  
間謾遊者タルニ過キスト雖トモ、日本革新ノ一班、即チ  
陸軍ノ改革ヲ觀察スルノ点ニ於テハ、特別ノ好機會ヲ有  
セリ、余ハ過去數年間、常ニ軍事ヲ研究シテ止マサル所  
ノ一軍人タリ、而シテ余ハ日本軍隊ノ実況ヲ觀察スルニ  
及テ、一大驚駭ヲ喫セリ、是レ実ニ余カ為メニハ一ノ天  
啓ト謂フヘシ、余ハ歐州三等國ノ庸劣ナル陸軍ヲ、日本  
ニ於テ觀覽スルノ予想ヲ以テ此國ニ來レリ、然ルニ何ソ  
図ラン、何レノ点ヨリ見ルモ、完全整備ナル一陸軍ヲ發  
見セリ、制度ノ感称スヘキ、裝飾ノ善美ナル、教練ノ精到  
ナル、特ニ軍政ノ清廉少費ナルハ、東方邦國ニ於テハ絶  
テ其比ヲ見サル所ナリ、今日ノ日本ハ古寄ナル甲冑ヲ裝

シ、怪異ナル態状ヲ為ス所ノ双方武士ノ棲郷ニアラス、  
歐州ニ在テモ、高等ノ位置ヲ占ムベキ実力ヲ有スル常備  
軍ヲ設置スル邦国ナリ、此常備軍タル歐州最優ナル陸軍  
ノ外、毫モ就テ学フヘキ所ナキ程度ニ進歩シ、軍事上牢  
乎トシテ侵ス可ラサルノ邦国トナレリ、他日朝鮮問題ノ  
破裂シテ、終局ノ整理ヲ東亞ニ為サ、ル可ラサルノ秋ニ  
方リテヤ、準備整然、大ニ為ス所アラントス、  
余ハ良好ナル紹介ヲ得テ日本ニ遊ヒ、有力ナル日本友人  
ノ助力ヲ得テ、日本陸軍ノ事物ヲ觀察スルノ希図ヲ果ス  
ヲ得タリ、陸軍大臣大山伯ハ懇懃ニ余カ観覽ノ希望ヲ承  
認シ、訓令ヲ發シ、佳好ナル東道佐官Y氏ヲ附シテ接待  
セラレタリ、

余カ巡覧セシ所ヲ記述スルニ先チ、日本陸軍ノ制度ニ係  
ル二三ノ梗概ヲ記述スヘシ、徵兵ノ方法ハ義務徵募法ニ  
シテ、例外ニ属スル數多ノ免役アリ、凡ソ壯丁ハ現役三  
年・予備役四年・後備役五年通計十二年間ノ兵役ニ服セ  
サル可ラズ、常備軍ノ兵員ハ平時大約七万五千人ニシテ、  
戰時ハ之ヲ大約二十五万人ニ増員スルヲ得ルノ計算ナ  
リ、近衛ヲ除クノ外局地主義ヲ採用シ、各師旅團連隊ハ

其管区内ヨリ兵員ヲ徵募シ、其管区内ニ司令部ヲ設置ス、

陸軍將校ハ大抵士官學校卒業生ナリ、故ニ歐州諸國陸軍

全国陸軍ハ近衛師團ヲ算入ス七師團ヨリ成リ、其司令部ハ近衛及ヒ第一師

團ハ東京、第二師團ハ仙臺、第三師團ハ名古屋、第四師團  
ハ大坂、第五師團ハ廣島、第六師團ハ熊本ニ在リ、一師  
團ハニ旅團、一旅團ハニ連隊、一連隊ハ三大隊ヲ以テ編  
成シ、大隊ハ四中隊ニシテ、大尉ハ乗馬セス、但近衛ニ  
在テハ、二大隊ヲ以テ一連隊ヲ編制ス、故ニ近衛ハ步兵  
八大隊、師團ハ全七十二大隊トス、各師團ニハ野戰砲兵  
一連隊・騎兵一大隊・工兵一大隊・輜重兵一大隊ヲ附屬ス、  
騎兵大隊ハ三中隊ヲ以テ編制スルノ規定ナレトモ、余カ  
聞ク所ニ依レバ、第三中隊ハ未ダ設置セサルモノアリト  
謂フ、野戰砲兵連隊ハ三大隊ヲ以テ編制シ、一大隊ハ二  
中隊ニシテ、其第三大隊ハ山砲兵トス、但シ近衛ニハ山  
砲兵ナシ、故ニ近衛野砲兵四中隊、師團野砲兵二十四中  
隊・山砲兵十二中隊、即チ野戰軍ノ砲兵通計四十中隊・  
砲二百四十門ニシテ、其他要塞砲兵余ハナゾ確知セズ四連隊アリ、各連隊  
ハ要所ニ配置スルヲ以テ、要塞ニ依リ連隊ヲ編制スル中  
隊數ニ多少アリ、工兵大隊ハ三中隊ヲ以テ編制ス、上來  
列舉セシ軍隊ノ外、北海道屯田兵ノ如キ定規外ノ局地兵

ノ將校ト同一ノ技術ヲ有ス、然レトモ現今ハ尚封建時代ヨリ軍籍ニ入り、又ハ下士卒ヨリ進級セル將校ノ多数アリ、特ニ上級將校中ニ此種多シ、士官學校其他獨逸式ヲ採用シテ設置セル專門ノ學校數多アリ、陸軍大學校ノ如キハ其一ニシテ、此校ハ參謀官ヲ養成スル所ナリト云フ、余ハ是ヨリ余カ實際巡覧セシ所ヲ、日記体ニ記述スベシ、

五月三日午前九時、陸軍省Y佐官馬車ヲ驅リテ帝國ホテルニ來リ、巡覽ノ同伴ヲナサンコトヲ告グ、佐官ハ余カ第一ニ喫驚セシ所ナリ、余ハ佐官ニ會見センカ為メニ階子ヲ下リタルニ、半佛蘭西流ニシテ、柏林參謀本部ノ一將校ノ如ク、無瑕ニシテ活潑ナル軍服ヲ着用セル、敏活ナル軍人風ノ小男子ニ接見セリ、此制服ハバンコック又ハカットマンデュニ於テ、吾人ガ常ニ見ル所ノ東邦將校ノ旅館ヲ発シ、先ツ東京近郊数哩ノ地ニ在ル騎兵大隊營ニ馬車ヲ驅リ、途上佐官ヨリ陸軍軍政日本軍入ノ事情等ニ係ル有益ナル談和ヲ聞ケリ、其談話ハ遠慮ナク軍人風ノ淡泊ヲ以テ論談セリ、余ハ日本將校ヨリ此ノ如キ軍事知

識アル談話ヲ聞カントハ、予想セサリキ、

余輩ノ騎兵營ニ到着スルヤ、佐官所労ニヨリ出勤セサルノ故ヲ以テ、一名ノ中隊長ニ面接シ、其案内ヲ受ケ兵營・職工場・炊事場・倉庫・厩等ヲ巡覽セリ、兵營ハ木造二階建ニシテ空氣ノ流通善ク、諸室ハ万事極メテ清潔ナリ、當日ハ降雨盃ヲ傾ケ、當庭ハ泥海ト化セルニモ拘ス、床上ニハ一点ノ汚穢ヲ見ス、是レ日本人ハ家屋内ニ入ラントスル時、靴ヲ脱スルノ慣習アルニ因レリ、各營舎入口ノ室ニ木釘ノ一列アリ、各々兵員ノ氏名番号ヲ記セル一小木札ヲ附シ、矮小ナル兵員ヲシテ濡レタル外套帽ヲ懸吊セシメ、其下ニ靴ヲ置カシム、各室ニ大凡十二台ノ臥床アリ、藁布団ヲ入レタル木匡ヲ以テ之ヲ製シ、毛布類ヲ多ク供給シテ蒲團ニ代用シ、兵器ハ架上ニアリテ、被服ハ背囊ニ附着シ、又ハ棚ニ積ミ重ネ、宛モ秩序整然タル歐州兵營ノ室内ニ異ナラス、唯タ相違ノ点ハ英國又ハイ太利ノ兵營ニ於ケル秩序清潔ハ、常ニ監督ヲ厳施スルノ結果ナレトモ、日本兵營ニ在テハ、單ニ兵卒終生間ノ習慣ヨリ來レル結果タルコト是レナリ、兵卒自家ノ生業力農若シクハ商工タルヲ問ハズ、矮小ナル兵員カ自己ノ身体ヲ清潔ニシ、又ハ物品ヲ掃刷スル時ノ如ク、快然事ニ

従フ時ハアラズ、実ニ清潔ハ其唯一ノ宗教ト謂フベシ、故ニ兵器ノ如キニ至テモ汚点ヲ見ズ、煌々テ光輝ヲ發スルハ贅言ヲ埃タザルナリ、兵員自己モ亦快活ニシテ幸福ナルカ如ク、身長ハ平均大凡五呎ニシテ、其状貌恰モ我カ強健ナル印度ノグールカス兵ノ如シ、

職工場ハ甚顯著ナルモノナリ、独リ馬具・被服・鞆・帽等ヲ此連隊工場ニ於テ修理スルノミナラズ、新製品モ亦此所ニ於テ製作ス、或連隊ニ在リテハ、帽ヨリ鞆ニ至ル迄、悉皆ノ制服及ビ馬具ヲ連隊各自ニ製作ス、然レトモ諸連隊悉ク然ルヤ否ハ、我之ヲ確知セズ、職工ハ凡テ法津上ノ兵役服務中ノ兵員ニシテ、特別ノ支給ヲ受クルニアラズ、特別ノ目的ヲ以テ徵募セラレタルニアラズ、余ハ誠ニ數人ニ就キ、其郷里ニ在テ從事セル職業ヲ問ヒタルニ、豈圖ラン、殆ト皆ナ從来ノ経験ナキ農夫ナルノ答ヲ得タリ、彼等ハ入營後暫時ニシテ其職業ヲ修習シ、完良ナル物品ヲ製作シ得ルニ至ルト云フ、日本人ノ各自ニ應用スヘキ性ヲ有シ、手工ノ熟練ヲ要スル業務ニ於テ、日本人種ノ機巧堪能ナル此ノ如シ、日本人ハ實ニ天稟ノ工人ナリ、殆ト如何ナル微兵ト雖モ、縫工若クハ鞍工トナル能ハザル事ナシ、此便利ハ他國陸軍ノ同一ニ有セサ

ル所ナリ、各中隊ニ在テハ其兵員ヨリ若干ヲ採り、三ヶ月間ノ練習ヲ終ルノ後職工業務ニ使用ス、其勤労ノ報償ハ、唯タ始ト悉皆ノ操練及諸勤務ヲ免セラル、ノ一事ノミトス、

炊事場ハ清潔ノ模範ナリ、然レトモ日本人力凡テ斯ル事業ニ於テ清潔周到ナルヲ知ル者ハ、唯此一事ニ於テノミ然ルニ非ザルコト了知スベシ、兵員ハ一日三回ノ食事ヲナス、即チ午前六時三十分、正午及ビ午後五時三十分ノ三回ニシテ、後者ハ主食ナリ、食物ハ良好ニシテ充分ナリ、米・魚・蔬菜ヲ以テ之ヲ調理シ、毎食ニ茶ヲ添フ、時トシテハ肉類ヲモ給与スト云フ、

倉庫ハ日本軍政中ノ真ニ感称スベキ一事ナリ、其完全ニシテ整頓セルハ、歐州ニ在テモ之ニ優ル者アルヲ見ズ、各中隊ニ各倉庫アリ、中隊長之ヲ管理シ、唯タ動員ノ際ニノミ使用スベキ被服・装具ノ完全ナル新製一式ヲ収蔵ス、又觀兵式若クハ儀式ニ際シテ使用スベキ正服ヲ収蔵ス、動員被服ト正服トハ各別ニ收藏シ、各貼票ヲ附シ、小包トシテ棚上ノ定位ニ置ク、故ニ各委員ハ動員下令ヨリ十分間ヲ出テスシテ、新被服ヲ着了スルヲ得ベシ、此ノ如ク各兵員ノ有スル二組ノ被服ノ外ニ、中隊長ノ管理ス

ル二組ノ被服アリ、連隊ノ予備品ハ此外トス、  
蓋シ中隊倉庫ノ外、大隊・連隊ノ倉庫アリ、中隊長ノ要  
求ニ応シ供給すべキ多数ノ予備品ヲ收藏シ、連隊被服委  
員之ヲ管理ス、此諸品ハ所要ノ各品ト共ニ連隊職工場ヨ  
リ之ヲ供給ス、故ニ工廠ハ有事ノ秋ニ方リ、之レカ煩累  
ヲ感スルコトナシ、又手綱ヨリ砲綱ニ至ル迄、鞄・刷毛ヨ  
リ外套ニ至ル迄其多数ヲ連隊倉庫ニ收藏ス、故ニ實際上  
各兵团ハ自己ノ工廠ヲ有スルニ全シ、強テ之ヲ評セバ、  
戰時用新製品ヲ收藏スルノ精神ヲ、少ク過度ニ実行スル  
者ト謂フベシ、例セバ砲兵ニ在テハ新砲煥・新車輛ノ完全  
ナル數組ヲ連隊ノ管理ニ属シ、裸体ノ兵員馬匹ヲ除クノ  
外、一物トシテ新ナラザルハナク、毫モ古品ヲ供用セス、  
是レ佳良ナル制度ヲ極端ニ施行スルモノト謂フヘシト雖  
トモ、日本陸軍ニ在テ此ノ如ク準備ノ周到ナルハ、之ヲ  
記述スルノ価値アルモノト云ハザル可ラス、蓋シ東方諸  
國陸軍ノ斯ル綿密ニシテ整然タル用心ニ乏シキハ、通例  
ナレバナリ、日本ヨリモ吾国ニ近キ某國陸軍ノ將校ハ、  
蓋シ自國ノ隊内ニ在テモ、同一ノ準備アランコトヲ欲ス  
ベシ、

余輩ハ倉庫ヨリ厩ニ到リ、同一ノ秩序清潔ヲ見タリ、建  
築大ニシテ空氣ノ流通善ク、厩舎高クシテ能ク排水シタ  
ル、厩内ニ各馬匹ノ馬房アリ、各房ノ上方ニ馬齧其他ノ  
事ヲ記セル木札ヲ掲ク、馬匹ノ体格ハ小ニシテ、平均高  
サ大凡五呎弱ナリ、其状貌ハ粗ニシテ、粗育ノ容貌ヲ呈  
スト雖モ、不良ノ点アルコトナク、艱苦ニ堪ヘ、有用ナ  
ル動物ナリ、乘馬ハ歩兵用ニハ適セルカ如クナレドモ、  
騎兵用トシテハ、吾カ印度騎兵連隊ノ最劣ナル地方育生  
馬匹ニモ及ハサルカ如シ、然レトモ是レ日本馬種ノ不良  
ナルカ故ニシテ、政府ノ罪ニアラズ、政府ハ将来此切要  
ナル事ニ適當ノ注意ヲ与フルノ時来リ、良好ナル種馬ヲ  
軍馬育成所ニ使用スルニ至ルヤ、疑ヲ容レス、

巡覽ヲ終ヘ將校集会所ニ入レリ、読者乞フ、試ニ僅々二  
十五年前ニハ、歐羅巴ノ中世ト同一ナル開明ヲ有セシ邦  
國ノ將校集会所ノ如何ナル体裁ナルヤヲ想像セヨ、余ハ  
集会所ニ於テ將校一同ニ紹介セラレタリ、其中ニハ一親  
王モ在リテ、感賞すべキ精正流暢ナル仏語ヲ以テ話セリ、  
曾テ佛國サンシール兵学校ニ在学セラレタリト云フ、オ  
レンヂ・葡萄酒・カステーラヲ以テ饗セラレ、諸將校  
懃懃ニ余ト共ニ一酌ヲ勉メタリ、午前多量ノオレンジ・

葡萄酒ヲ飲用セサル者ニハ、寧口苦難ナル責法ナリト雖

モ、バツス・エール酒ノ伯刺西人ニ於ケルヨリモ惡シカ  
ラザリキ、日本ノ將校集会所ニハ、英國ノ如ク前房ト食  
室トノ二室アルヲ通例トス、而シテ將校ハ時々食スル  
コトアリト雖モ、日常会食セズ、蓋シ大抵有妻ニシテ當  
外居住ナレバナリ、余力聞ク所ニ拋レバ、凡テ將校ハ當  
外ニ居住スト云フ、

余等ハ騎兵營ヨリ近衛歩兵連隊營ニ馬車ヲ驅レリ、此兵  
營一美ナル練瓦ノ構造ニシテ、Austrian 奥國維納市又ハ伊國トリ  
ノ市ニ於テ觀タルカ如キ兵營ヲ、広庭ノ周囲ニ建設セリ、  
事務室・附屬室ハ階下ニ在リ、兵室ハ二階ニ在リ、倉庫  
ハ三階ニ在リテ、到ル所口騎兵營ニ於ケルト同一ノ整頓  
ヲ觀タリ、巡覽ヲ終ヘ、將校集会所ヘ定式ノ案内ヲ受ケ、  
再ヒ葡萄酒ト菓子トモ饗セラレ、來観者名簿ニ余カ氏名  
ヲ記サンコトヲ乞ハル、名簿ノ最後署名者ハ大凡五年前  
ニ來観セシ英國將校ノルマン大尉ナリキ、連隊長ハ余カ  
來観ノ記念トシテ、余ニ該兵營ノ写真一葉ヲ贈リ、余等  
ハ過量ノ葡萄酒ヲ傾ケテ、欣然トシテ帰途ニ就ケリ、  
五月八日午前八時、Y佐官及通訳者某ホテルニ來リ、余  
ト朝餐シ、前日巡覽セシ近衛兵營ヨリ稍ヤ距リタル一大  
操練場ニ馬車ヲ駆レリ、野砲兵二中隊・山砲兵一中隊・

騎兵一大隊・歩兵四大隊既ニ在場シ、諸隊ハ各別ニ演習  
ヲ施行セリ、広大ナル操練場ハ青草ヲ以テ覆ヒ、諸隊同  
時ニ演習スルノ余地充分ナリ、余ハ諸隊ノ司令官ニ紹介  
セラレ、順次各兵科ノ演習ヲ觀覽セリ、各司令官ハ余ノ  
希望セル演習ヲ觀覽セシメタルヲ以テ、連貫セル運動ハ  
之ヲ施行セサリシト雖モ、兵員カ真ニ施行シ得ル所ヲ実  
際ニ視察スルヲ得タリ、余ハ明言ス、余ハ大ニ喫驚セリ  
ト、余ハ周辺ニ施行セラル、所ノ諸演習ヲ二時間間注意シ  
テ觀察シ、以テ生シタル意見ヲ吐露スルトキハ、歩兵ハ  
甚タ良好ナリ、余カ指名スルヲ得ル所ノ或ル歐洲歩兵ヨ  
リモ良好ナリ、砲兵ハ良好ナリ、少クトモ可ナリ良好ナ  
リ、騎兵ハ尋常ナリ、是レ怪ムニ足ラズ、日本人ハ乘馬人  
種ニ在ラズ、通常人ノ乘馬セルハ甚タ稀ニシテ、日本人  
ノ腿ハ鞍ニ適セス、又馬匹ノ速度・体格ハ良好ナル進襲  
ノ性質ヲ有セス、日本ノ地形モ亦嶮岨ナル山岳重疊シ、  
森林深密ニシテ水田多ク、良騎兵ノ発達ヲ望ム可ラス、  
然レトモ是等ノ障礙不利益アルニモ拘ラズ、操練ハ確固  
ニシテ馬匹ハ習熟セリ、騎兵ヲシテ尋常ナラシムル所以

ハ、乘馬術等ニ在テ存ス、  
歩兵ノ操練ハ普魯西式ニ拋レリ、獨逸軍人ノ愚妄ナル昂

文久3年(1863)

首歩進ヲ除クノ外、簡単ニシテ実際的ナリ、余カ一覽セル隊ノ中隊教練ハ、四月末ニ終了セルヲ以テ、大隊教練ハ未タ二三日間施行スルニ過キスト雖モ、予行教練周到ナリシヲ以テ、其運動試ニ快捷精正ナリ、攻撃演習ハ特ニ良好ニシテ、兵員ノ大ニ習熟セルヲ観ル、余ハ、良司令官ヲ戴ケル日本歩兵ハ操練上ヨリ觀察スレバ、吾カ印度連隊ノ過半ノ如ク良好ナルヲ確信ス、但シ是レ印度將校ノ専門的私情ヲ以テ、陳述スル所ナリ、野砲兵ハ各砲ニ馬匹四頭ヲ繫駕ス、(余ハ其名前口往ヲ忘レタリ)砲ハ伊国式ニシテ、吾國ノ十三ポンド砲ニ対シテハ劣ルベシト雖モ、十三ポンド砲ハ日本ノ馬匹ニハ過重ナルベシ、砲車上ニ二名ノ砲手ヲ載ス、砲兵ノ操練及ヒ運動ハ、英國砲兵ト同一ニ快捷ナラスト雖トモ、或ル大陸陸軍ノ砲兵トハ同一ナリ、山砲兵ハ印度ブンジヤブ砲兵ノ如キ効力ナキカ如ク、其載荷ハ印度ノ担力アル小驟ノ運搬スル載荷ニ比シテハ、山地ノ作業ニハ過重ナルカ如シ、然レトモ日本砲隊ハ敏捷ニ運動シ、各員其業務ヲ熟知セリ、操練場ヨリ砲兵連隊ノ兵營ニ趣ケリ、前述セル如ク、一連隊ハ野砲(四中隊)二大隊・山砲(二中隊)一大隊ヲ以テ編制ス、兵營ノ内務ハ此編成ニ適合シ、各大隊ハ各別ニ兵營ヲ有ス、余等

ハ将校集会所ニテ定式ノ接待ヲ受クルノ後、砲兵工廠ニ趣ケリ、東京砲兵工廠ハ小銃及ビ弾薬ヲ製造シ、大坂砲兵工廠ハ砲礮及ビ弾丸ヲ製造ス、日本人ハ精巧ナル人種ナレバ、工廠ノ業モ亦精巧ナルベシト予想セラル、ニ違ハズシテ、工務果シテ良好ニシテ、最優ナル器械ヲ備ヘ、目下盛ニ連発銃ヲ製造ス、此銃ハ村田銃ト称スル弾庫銃ニシテ、弾庫ニ八十発ノ弾薬ヲ入ル、ヲ得、聞ク所ニ拠レバ、既ニ六万挺ヲ製造シ、明年ハ軍隊ニ交附スヘシト云フ、他所ニ於ルカ如ク、工廠ノ各部ニモ整頓清潔ヲ見ル、此点ニ於テハ、何レノ歐洲工廠ヨリ優レル所アルカ如シ、余ハ是ヨリ少シク日本ノ新陸軍ニ就キ、軍事上ノ要素ヲ記述シ、其外交政略上ノ関係ヲモ記述スベシ、上來述ブル所ニ拠リテ、日本陸軍ハ單ニ表面上裝飾セル偽物ニアラズ、最優ナル模範ニ拠リテ成形セラレタル完全敏活ナル軍制ニシテ、日本ノ所要ニ恰適セル者ナルヲ明知スベシ、實際ノ経験ナキヲ以テ、日本軍人勇敢ト称スル至重至要ナル軍性ヲ有スルヤ否ヤ断言スル能ハザルハ、素ヨリ論ヲ躊躇スル雖モ、日本軍人カ之ヲ有セスト思惟セラル、理由モ亦タ之レナシ、日本軍人カ軍紀堅忍不撓

等ノ如キ他ノ軍性ヲ有スルハ、疑ヲ容レス、是等ノ軍性ハ以テ真正ナル軍武ノ精神ヲ生スルノ根源ナリ、又日本人民ハ軍役ヲ厭ハズ、兵員ハ皆幸福健康満足ナル外貌ヲ有ス、其身体ハ短小ナレトモ、我ガ印度グールカス兵ヨリモ小ナラズシテ、同一ノ強健ナル状貌ヲ有シ、其体格上欠点アルニアラス、陸軍病院ノ如キハ入院患者甚ダ少シ、全良ナル軍制、実際のノ訓練及ヒ上陳ノ諸性ヲ有スル日本陸軍ハ、眞面目ニ講究スヘキモノニアラスト謂フ可ラス、

日本陸軍ノ欠点ヲ有スルヤ明ナリ、先任上長ノ將校ハ、少壯年齢間ノ教育完全ナラサル所アリ、良司令官ヲ作ルニ必要ナル從属ノ地位ニ於ケル経験完全ナラサル所アリ、故ニ諸級將校ノ専門的教育ハ稍々皮相ナリト雖モ、陸軍ハ勿論、將校団モ一朝一夕ニ之ヲ創設スル能ハザル者ニシテ、日本ハ僅々廿五年間ヲ以テ、中世ノ文化ヨリ現今ノ文化ニ一躍シタル邦國ナルヲ忘ル可ラズ、此事実ヲ参考スルトキハ、日本陸軍ノ達成シタル進歩ハ、公平ナル觀察者ノ真ニ喫驚スル処ナルヤ必然ナリ、此ノ如キ短日月ヲ以テ、此ノ如ク驚クベキ成績ヲ得タル陸軍當局者ハ、優等ナル智力ト能力ヲ有スル者ヲ以テ組織セラル、ヤ論

ヲ俟タズ、斯カル當局者ノ存在スルハ、以テ日本人ガ将来充分ニ現時ノ所要ニ適任ナル將校団ヲ、養成スルヲ得ヘキ能力アルヲ証明スルニ足レリ、他ノ弱点ノ騎兵ニ存スルハ疑ヲ容レスト雖モ、日本ノ地形ハ騎兵ノ運動ニ適セズ、且ツ日本ヲ侵撃スル敵軍ハ、多數ノ騎兵ヲ其海岸ニ上陸セシムル能ハズ、故ニ日本陸軍ハ歐洲諸国ノ如ク、良好多數ノ騎兵ヲ必要トセサルコト明カナリ、

日本陸軍ノ如キ新設ノ陸軍ニ、少許ノ弱点アルハ怪ムニ足ラス、怪ムヘキハ却テ弱点ノ僅少ナルニアリ、日本陸軍ハ東邦的ノ標準ヲ以テセス、歐洲的ノ標準ヲ以テ之ヲ觀察スルモ、尚有力ニシテ整備セル優等ノ位置ニ居ルモノナリ、殊ニ其最モ敬称スペキハ、經濟ノ正直ニシテ、管理ノ良好ナルニ在リ、是レ帝国政府ヲシテ少額ノ経費ヲ以テ、斯ル如キ國軍ヲ建設スルヲ得セシメタル所以ニシテ、其兵員ハ平時ニ在テ七万五千人、戰時ニ在テハ其三倍ニ増加スルヲ得ヘク、其経費ハ一千七百万円、即チ大約英貨二百五十五万ポンドトス、吾英國陸軍ノ如キ、世界中ニ散在スル陸軍ノ経費ト、徵兵法ニ拋リ徵募セル局地駐屯ノ陸軍ニ要スル経費、特ニ日本ノ如キ労銀ノ低廉

ニシテ、工業上ノ利便多キ、特殊ノ事情アル邦国ノ軍費トヲ比較スルノ至愚ナルハ、余素ヨリ之ヲ知ラサルニアラズ、其経費ノ低廉ニシテ、且部内ニ腐敗ノ痕跡ヲ止メサル陸軍ヲ觀ル、豈ニ之ヲ称セサルヲ得ンヤ、次ニ考察ヲ要スルモノハ、此陸軍ヲ備フルノ目的是レナリ、宇内ノ列国其数多シト雖トモ、日本人ノ如ク秩序整然トシテ平和ノ性質ヲ有シ、且ツ法令ヲ確守スル人民ハアラサルヘク、日本人ノ如ク貧民ノ少ク、且ツ国内ノ紛擾、若クハ公然タル叛乱ヲ生スヘキ原由ノ少キ邦国ハアラサルヘシ、故ニ此ノ如キ有力ナル陸軍ヲ設置スルノ目的ハ、下等社会ヲ鎮压シ、若クハ帝政ノ安固ヲ保護センカ為ニアラズ、单ニ外患ニ虞備スルノ目的ニ出ツ、日本ハ其独立ヲ維持ゼンコトヲ決心シタル邦国ニシテ、眼前ニ他ノ東方諸国ノ否運ヲ目撃シ、外寇ヲ防キ、國家カ安寧ヲ維持スルノ要ハ、強大有力ナル陸海軍ヲ備フルニアルヲ知レリ、而シテ日本ハ、既ニ其目的ヲ達セリト謂ハザルベカラズ、蓋シ今日ニ在テハ、一国ノ独立ヲ以テ日本ヲ進撃シ、其目的ヲ達シ得ヘキ邦国アルコトナシ、英國ハ恐ラク日本ノ海軍ヲ擊破シ、諸港ヲ砲撃スルヲ得ベ

シト雖モ、此事ト雖トモ、他ニ之ヲ為シ得ベキ邦国ハアラザルベシ、故ニ日本ハ実際英國ノ如ク、牢々トシテ外敵ノ侵ス可ラサル邦国ナリ、

日本カ一見スレバ、其所要ニ不權衡ナルカ如キ陸軍ヲ設置スル他ノ一理由アリ、余ハ其當否ヲ知ラスト雖トモ、日本ハ朝鮮及ビ日本海西岸邦土ノ滅亡スルコトアラバ、其嗣後權ヲ得ルノ非常ニ有益ナルヲ思惟スルノ邦国ナリ、而シテ其要求ハ清・露両國ノ要求、利益ト衝突ゼンコトヲ予知ス、故ニ其有事ノ秋ニ方リ、自己ノ權利ヲ保持スルノ準備ヲ必要トセリ、朝鮮問題ハ、露國カ北太平洋上ニ至大ノ権利ヲ得ントスル企望ノ焼点ニシテ、英國モ直ニ其利害ヲ感シテ交渉ヲ開クヘシ、此時ニ当リ、各種ノ合縱ヲ觀ルヘシト雖トモ、本問題ノ決定上、英・日両国ノ同盟ヨリ重要ナルハナシ、而シテ日本カ現今ノ法式ニ則リテ、戦争ヲ成スノ能力アル軍隊ヲ以テ、有効ナル援助ヲ成スヲ得ルノ位置ニ在ルニアラザレバ、英國ハ此同盟ヲ請求スルコトナカルヘク、從テ有益ナル効果ヲ生スルコトナカルベキハ、日本經世家ノ熟知スル所ナリ、此点ヨリ觀察スルトキハ、日本陸軍ハ東亜ニ於ケル政略上ノ一大要素ニシテ、決シテ忽諸ス可ラサル者ナルヲ知ル

ベシ、日本ハ獨力ヲ以テ、露国ニ對シ其權利ヲ主張スル

能ハザルベク、英國モ亦獨力ヲ以テ、浦潮港ヲ擊破スル

ノ難事ナルヲ知ルヘシト雖モ、英日同盟ノ成ルアラバ、

太平洋ノ海岸ヨリ露国ヲ掃蕩スルコトハ、望ミ難キニ非

ルナリ、

英國ハ他ノ歐洲諸國ト共ニ、清國政府ノ老衰腐敗セルヲ

知ルト雖モ、亦其政府ノ感情ト唐托トヲ顧慮ス、所謂清

國ノ要素ナル者ヲ危虞スルノ流行ヲ來セリト雖トモ、清

國政府ノ衰頽ヲ知リ、清国人ノ夷狄ニ對スル無識ナル憎

惡ヲ知ル者ハ、清國トノ同盟ノ信憑スルニ足ラサルヲ知

ルヲ得ヘク、又或ハ清國ノ真ニ恐ルベキ敵國トナルベキ

コトアルベキヲ相像スル者多シ、之ニ反シ、日本ヲ以テ

東邦問題上ノ一要素トシテ論スル者ナク、又思惟スル者

ナシ、然ルニ余ハ確信ス、他年一日北太平洋ノ自由ヲ划

迫脅嚇スル巨國ニ對シテ、輪贏ヲ争フノ終末ニ方リ、輕

重未タ定ラサル權衡中ニ、日本カ揮フ所ノ一劍ハ、善ク

其事局ヲ決スルノ力アルコトヲ、(編集達い)

〔番号四七九第四横浜新聞と同文により削除〕

### 四八三 我会社ヨリ告ル新聞（戰爭ノ報）

一千八百六十三年第八月十九日 我文久三年七月六日 豊後海ニテ

記ス、

第八月十一日午後第三時十五分我六月廿七日六時半過、船隊鹿兒島港

ニ入ル、此港ハ最モ好キ港ニシテ、港口七八里ノ闊サア

リ、諸台場ノ内我見残スモノハ一二ナリ、夫ヨリ午後

第八時九十分我夜五時過頃ニ、市街ヨリ南方凡八里ヲ隔テ、深

サ十七尋ノ処ニ碇泊セリ、之ヲ測量スル事大ニ難シ、

全月十二日六月廿八日午前第七時六時半比鉛ヲ揚ケテ、鹿兒島ノ

市街ニ向ケ進ミ、其深サ二十尋我夜五時過頃ヨリ十五尋ノ処ニ到リ、

鳥島ト市街ノ南方ニアル岬トノ間ヲ過リ、我船ノ右側

ニ見エル洲ヲ過キタリ、午後第八時四十分我夜五時過頃ニ、市

街近ク、二十尋ノ処ニ到リ市街ヲ見ルニ、備ヲ嚴重ニ

立テ、台場三ハ兵士充滿シテ、薩摩ノ旗章ヲ飄シ居タ

リ、其台場ハ市街ノ前面ニ併列シ、其下ニ數隻ノ大船

并ニ支那船五隻ヲ繫キタリ、我輩市街ヲ離レ碇泊ナシ

タル後、薩摩ノ士二人端船ニ乗リテ來リタルニ由テ、

詰問書ヲ其者ニ渡シ、第十三日午後第三時八時半比頃、一

### 四八二 日本ノ交易ニ關係セル神奈川開港之別段

新聞紙

人ノ執政ノ次席ノ者一隻ノ端船ニ乗り來り、衛士四十人ヲ率ヒタルニ、其衛士悉ク集リタルヲ俟テ乗船シタリ、其後暫シアリテ又一隻ノ端船來リケレハ、執政次席ノ者云ヒケルハ、右答書中ニ過失アレハ、我今上陸シテ再ヒ來ルベシト云テ立帰レリ、然レトモ何時頃ニ右ノ答書ヲ持來ルト云フ事不告シテ帰レリ、之ニ依テ我等直ニ其変アラン事ヲ察シ、大砲ノ備ヲ立テ、翌日午後第八時頃迄ニ戰争ノ支度ヲ為シタリ、又右執政次席ノ者、提督ノ船ニ來リテ書翰ヲ贈リシカトモ、日本語ニテ認メアレハ、之ヲ翻訳スルニ數時刻ヲ費スベキニ由テ、コロネルニールハ其書翰穏当ナルヤ否ヤヲ知ラサルカ故ニ、此返答ハ明朝受取ニ來ルベシト答ヒタリ、第十四日七月午後凡ソ八時三十分頃、前日薩ヨリ贈リタル書翰ノ返答受取ラントテ、端船一隻來レリ、是ニ於テ、英ノ提督ハ直ニ其答書ヲ贈レリ、蓋シ此答書ハ薩ヨリ贈レル書翰ノ趣意ノ、甚タ穏當ナラサル旨ヲ述タルモノナラン、是故ニ提督ハ其書翰ヲ持來レル者ニ、此以後ハ必ズ和睦ノ旗章ヲ樹テ來ラスンバ、決シテ薩人トハ談判スベカラズト云ヘリ、○午前第十時(Hawee) 我四時頃ニ至リテ、提督ハハルクルヲ誘引シ、砲船ハホツ

クニ乗リ、十二日六月廿八日二港内ニテ見受タル螺機蒸氣船三隻ヲ質物ニ取ラント欲シテ、港内ニ進ミ行ケルニ、右ノ蒸氣船ハ果シテ猶其処ニ碇泊シテ居タリ、是ニ於テ我船ノ碇泊所ヲ探ラントテ、港内ヲ廻リケルニ、何レノ処モ皆四十尋以上ノ深サノミニテ、岸ヲ距ルコト百ヤルドノ処ニ至ラサレハ、三十三尋ノ深サノ碇泊処ナシ、是ニ於テ提督ハ、第三時頃我本船ニ還リ、号令ノ旗ヲ揚ゲテ、アルキユス船・レースホルス船・コクエツ[Arrow] ペール・[Pearl] 船及ヒハホック船ノ船將ニ指揮セリ、是レ恐ラクハ、港内ノ蒸氣船ヲ奪フベシト云ノ号令ナルベシ、是ニ於テ午後第七時三十分半過我六時ニ至リシ頃、我船ニ其蒸氣船ヲ奪ハントテ進帆セリ、

十五日我七月二日午前第四時二十分我七時過頃、我船ヨリ本船ニ使者ヲ送リテ、蒸氣船ヲ奪ハン為メニ、昨日港内ニ進ミタリト云フ事ヲ報告シタリ、○午前第十時我夜四時過ニコクエツテ船ハ、薩摩ノコンテスト船ニ綱ヲ掛け、アルギュイ船ハ薩摩ノシル・ショルシケレイ船ニ綱ヲ掛け、レースホルス船ハエンゲラント船ニ綱ヲ掛けタリ、但シ午前迄ハ此船ニ水夫ノ乗組ミタルヲ見タルカ、此者共ハ陸上ニ送リタル者ト見ユ、又其外二三個ノ台場ニ

ハ、防禦ノ兵見ヘタリ（但シ薩摩ノシヨルジゲレイ船二乗り組ミタル士官ノ内、兩人ヲ生捕リタリ、其中一人ハ、カシハコト云フト号スル医人ニシテ、相應ニ英語ニ通セル者ナルカ、先年日本使節ニ從テ欧羅巴ニ到リ、當今薩摩ニ在テ船將ノ役ヲ勤メタル者、又一人ハオタニ小谷ト云カト稱シテ、薩摩蒸氣船隊第一ノ船將ナリ、此両人ハ決シテ我ニ敵スル事ナク、其船ヲ奪ハレタル後ハ我船ニ乗り移リタリ、是レ蓋シ上陸シテ戰ハニヨリハ、寧ロ英國提督ノ手ニ屬スルヲ欲スルナリ、本月廿四日七月十日ノ夜半過ニ、此両人ヲ神奈川ニ上陸サセタリ、偕夫ヨリ風追々烈シク、暴風雨ノ徵アリ、其風ハ東南ノ風ニテ、午後湖水減少シタル時、薩摩ノ突出セル台場ヨリ相図ノ大砲ヲ發砲スルト、忽チ諸台場ヨリ我船隊ニ向テ実丸或ハ破裂丸等ヲ打発シケルカ、実丸ハ我頭上ニ近ク飛ヒ過キ、二三ノ破裂丸ハ我近辺ニテ破裂シタリ、且ツ敵ハ臼砲ノ破裂丸ヲ以テ、台場ニ對セル我船ヲ碎破セントスル様子ナレトモ、決シテ其功ヲ遂クル事能ハズ、夫ヨリ風漸々暴烈トナリケレハ、提督コクエッテ船・レースホルス船・アルギュス船等ニ相図ヲ示シテ、已ニ奪ヒ取リタル船ニ火ヲ放チケルニ、其船々忽チ炎火トナリタリ、但シ此船ヲ焼ク事ハ

実ニ惜ムベキ事ナレトモ、此ノ如キ場合ニ至リテ之ヲ燒クハ、提督ノ任ナレハナリ、此蒸氣船ノ価ハ、荷物ヲ除テ三十万ドルラルノ価ナリ、○午後第十二時五十分過比九時ニ碇ヲ揚テ、戰爭ノ列ヲ整ヘタリ、其後又午後第二時十分過比八時ニ至リテ、第八号ノ台場ニ向テ、自在砲ヲ以テ破裂丸ヲ放發セシニ、能ク其功ヲ奏セリ、又午後二時二十分凡我八時過比、我船ノ右側ヨリ台場ニ向テ実丸・破裂丸ヲ放發シタルニ、又其功ヲ顯ハセリ、敵ヨリ砲發セル実丸・破裂丸ハ我船ノ近傍ニテ破裂シ、我船ノ綱具ヲ破リ切りタリ、檣上ニ在テ台場ヲ望見ルニ、其処ニ屯スル人々ハ已ニ去リタリ、我等ノ砲力ニテ、敵ノ大砲四挺ヲ台場ヨリ打落シタリ、是ニ於テ、我等烈風ノ吹ニ乘シテ陸ニ向ヒ、大ナル台場ニ近キケルニ、砲烟台場ヲ蔽ヘルカ故ニ、陸ヨリ我船迄ノ距離何程ナルヤ、之ヲ測リ知ルコト能ハズ、察スルニ凡七八百ヤルドナルベシ、午後二時三十五分、船將シヨスリン并二指揮官ウヰル(Welles)モットノ二人、檣上ニ於テ同一ノ彈丸ニ中リテ死ス、此時提督井ニハルクル氏ハ船將及ヒ指揮官ト俱ニ櫓上ニアリシカ、幸ニシテ其危難ヲ免レタリ、提督ハ此危難ノ場合ニ臨ト雖モ、一向怯怖ノ色ナ

ク沈着シ居ルヲ以テ、其平生ノ氣質ヲ顯セリ、然レトモ事終リタルノ後ニ至リテ、戦争ノ時我傍ニテ戰死シタル勇士等ノ事ヲ想ヒ出シテ、大ニ感傷セリ、十インチ一インチハ凡ノ破裂丸、我甲板上ニ備ヘタル第三ノ大砲口ノ傍ニテ破裂シ、其処ニ在ル者七人死シ、ロイテナントゼフリン并ニ外五人創ヲ被レリ、其外一箇ノ破裂丸ハ我船ノ右側ヲ打穿テ、船中ニアリシ大ナル端舟中ニテ破裂シタルト雖トモ、幸ニ傷害ヲ受爾者ナシ、又一箇ノ実丸ハ櫓上ノ欄ヲ打拵ヒ、船將部屋ノ窓ヲ打壊シ、遂ニ船尾ニ至ツテ留マレリ、此時敵ノ放發益烈シク、我船正ニ十インチ乃至十八斤ノ大砲三十七挺ニ相對セリ、午後三時十分<sub>〔凡我ハ半時比〕</sub>、レースホルス船第八ノ台場ニ近ツキ、放發シテ台上ノ砲ヲ打落シタル時、アルキユス船及ヒコクエツテ船、進ンテレイスホルス船ヲ援ケタリ、午後三時三十分放發ヲ止メタリ、三時四十三分チヨスリン岬ニ至リ、其處ノ深サヲ量ルニ二十五尋アリ、四時二十分<sub>〔我七時半時比〕</sub>、台場ヨリアルキユス船ニ向ケ放發スル事ヲ止ム、レースホルス船及ヒコクエツテ船ノ人々ホツク船ハ琉球船五隻ヲ焼キ、八時ニ至リテ薩摩ノ鋳

造所焼ケタリ、此時風烈シク雨降テ、我船碇二ツヲ下シタレトモ、猶之力カ為ニ流サル、力故ニ、少シク蒸氣ヲ發シテ之ヲ留メタリ、夜半ニ至リテモ市街鑄造所並ニ船々ノ火煙、猶以イマダ盛ナリ、

十六日<sub>〔日曜日、即我七月三日半時比〕</sub>午後四時<sub>〔七ソ時比〕</sub>、市街并鑄造所猶火炎アリ、右船々ハ水ニ浸セル所マテ焼ケテ、陸地ニ吹上ラレタリ、第七・第八ノ台場ノ諸物件ハ破壊セリ、十一時半時比<sub>〔二時半時比〕</sub>二船将チヨスリン、指揮官ウキルモソト、<sub>〔Yardley〕</sub>ヤルト<sub>〔Smith〕</sub>リ、スマット、ハカルネス、リントセイ、<sub>〔John Warren〕</sub>チヨン・ワルラン、<sub>〔John Hawkins〕</sub>チヨン・ホウキンス、<sub>〔Fleming〕</sub>パーク、フレンミンクノ死屍ヲ水葬セリ、此人々ハ皆昨日鹿兒島ノ戰争ニテ戰死シタル者共ナリ、市街并ニ鑄造所、午時ニ至ルマテ猶炎燒ス、午後第三時二十分<sub>〔我八ソ時比〕</sub>碇ヲ揚ゲ、船隊ヲ建テ進ミ、再ヒ戰争ノ用意ヲ為シ、薩摩守ノ屋敷并市街ニ破裂丸ヲ放發シ、両岸ノ台場ニ向テ放發セリ、三時四十五分<sub>〔我七ソ時半時比〕</sub>、第十一ノ台場及ヒ突出シタル台場ノ火薬庫破裂シ、其飛屑烏島ノ台場ニ至レリ、此處ノ台場并ニ突出シタル台場ヨリ船隊ニ向テ放發シ、五時<sub>〔我七ソ時半時比〕</sub>至リテ止メリ、市街ハ次第ニ延焼シテ薩摩守ノ家屋モ焼ケ、其余炎遂ニ其家屋ノ南方ニ及ヘリ、五時三十分

我船七島ニ至リ、其処ノ深サヲ量ルニ八尋アリ、此島

ヨリ市街ノ南方迄凡六里余リアリ、九時三十分

凡我夜五半時比

ハルリンク氏ハ昨日被リタル創ニテ死セリ、

十七日我七月四日午後二時時頃、船隊皆碇ヲ上ゲ、港口ニ進

發セリ、此時市街猶炎燒シアリテ、十四里ヲ去テ之ヲ見ルニ、猶頗ル盛ナリ、

### 死傷者

ユリュヤーリス船中死者九人、手負二十二人 戰後ノ

死者一人・重創ノモノ二人

ヘル、舶手負七人

コクエツト舶死者二人、手負四人、其内副官口イテナン

ト一人

レイスホルス舶手負三人

ペルシウス船死者一人、手負九人

アルキュス舶手負六人

ハーホツク舶死傷ナシ

總計死者十三人、手負五十人

第八月十五日、戰爭ノ時用ヒタル薩摩ノ大砲員數

### 第一ノ台場

三十二斤又二十四斤ノ大砲

\* 八挺

臼砲

二挺

### 第二ノ台場

十八斤ノ大砲

\* 三挺

臼砲其員數詳ナラス、

\*

### 右第一・第二ノ中間野戦砲

\* 七八挺

### 第三ノ台場

臼砲

三挺

### 第四ノ台場

大砲員數詳ナラズ、

\*

### 第五ノ台場

八インチノ大砲

\* 二挺

### 三十二斤又ハ二十四斤ノ大砲

\* 九挺

### 野戦砲

\* 三挺

### 第六ノ台場

\* 二挺

### 十八斤ノ大砲

\* 三挺

### 第七ノ台場

\* 二挺

### 十インチノ大砲

\* 二挺

### 三十二斤ノ大砲

\* 五挺

### 野戦砲

\* 二挺

### 第八ノ台場

十インチノ大砲	* 一挺
三十二斤ノ大砲	* 五挺
十八斤ノ大砲	* 一挺
白砲	七挺
白砲	十二挺
第九ノ台場	
野戦砲車台ニ載セタル十八斤ノ大砲四挺	
第十ノ台場	
同上ノ大砲	
第十一ノ台場	
八インチノ大砲	
三十二斤ノ大砲	
八インチノ大砲	*
三十二斤ノ大砲	*
八インチノ大砲	二挺
三十二斤ノ大砲	四挺
第十二ノ台場	
西方ニ向ケテ備ヘタル十八斤ノ大砲*	三挺
東方ニ向ケテ備ヘタル十八斤乃至三十二斤砲	十二挺
我等遠見シテ數ヘタル大砲等ノ總計	五十五挺
大砲	
白砲	一挺
野戦砲	十三挺
右總計六十九挺	

#### 四八四 薩州英戦争之儀 英人所著之新聞

英國軍艦、第八月十二日日本六月廿七日午後八半時頃鹿兒島港  
口ニ來リ測量之処碇泊ス、翌十二日碇ヲ上ケ、蒸氣ヲ  
以テ追々鹿兒島府ノ□ニ碇泊、薩州士兩人来意ヲ為  
尋問來ル、英國ミニストル兼テ認ル書翰英文・和文相渡、  
同日午後八時、薩州重役人四十人ノ供侍ヲ連テ艦ユライ  
ニ來リ、対話少時間ニシテ他人來リ、返書中ニ誤有ト  
云ヒ共ニ帰ル、何時頃回答スベキ旨ヲ申ス故、惣軍艦  
台場ヲ離レテ碇泊ス、同日夕五時過返書ヲ持參ル、然  
共日本文ノミナレハ不解、明日迄成否ヲ可決旨ヲ申、

鹿兒島戦争模様新聞(八戸市立図書館所蔵)  
にて校訂

使ヲ返ス、翌十四日朝五時過、薩士返事ヲ聞ニ来ル、然ルニ薩州ヨリノ返答、我求ル処ニ慮セサル文意ナレハ、此後白旗ヲ建テ來ルニアラサレハ、引合サル旨申断テ返スニ、四時水師提督小軍艦ハワアツクニ乗テ港内ヲ見廻ルニ、十二日ニ見ヘタル薩州ノ蒸氣船猶碇泊シテ有リ、本艦ユライ二帰ル後、アルコス・ライスホース・コツケツト・ヘール・ハワアツク五隻之船將ニ合図シ、明日右蒸氣船ヲ可奪旨ヲ示ス、翌十五日朝四時ヨリ、コツケツト艦ニテコンテスト薩州蒸氣船、コルコス本マノマ、テシルセオルシケレー船、ライスホースニテエレケラント薩ヲ奪ヒ引來ル、其場并陸ニテ許多ノ人是ヲ見テアリ、薩船シル、セヲルシケヨリ得タル擒兩人アリ、一人ハ医師ニテ名ヲカシワト云松田幸、曾テ日本使節ト歐州ニ至ル者ニシテ、蒸氣船ノ甲比丹也、英語ヲ解ス、五日日本七月廿九時、風吹出ス、時ニ台場江砲ヲ打出スニ依テ碇ヲ上ケ、戰ヲ始メ、廻リ打ヲナス、

四八五 薩州ヨリミニストル江送レル返書の大意

英國軍艦鹿兒島江來ル前ニ、大君政府ヨリ薩州太守江英國人償金ヲ求ムル旨達シ更ニナシ、薩州太守、政府執政ノ取極ナクシテ私ニ決スル事能ハナレハ、償金ノ事ニ付テハ、英國ミニストル須ラク江戸政府へ申達スベシ、然レトモ日本ノ法ニ拠レハ、太守少シモ過アル事ナシ、太守東海道ニ於テ、リチアルトソンノ刺害セラレタル事ヲ知レトモ、島津三郎ノ命シタルニモ非ズ、日本ニ於テ故ナク人ヲ殺ス者アレハ、必死刑ニ行フベシ、故ニ刺害セル者ヲ見出サントスレトモ、他領ニ走リテ尋ヌルニ道ナシ、若太守外国人ヲ欺カントセハ、既ニ刑ニ行フベキ者ヲ獄ヨリ出シテ、是ヲリチヤルトソノヲ殺セル者トシ水師提督ニ渡スベシ、然トモ太守ハ此ノ如キ偽計ヲ行フニ忍ヒズ、又太守ハ大君ト外国人ニ結ヘル定約ニ少モ關係スル事ナシ、夫定約ナル物ハ、權現様以来ノ法則ニ叛クモノ也、大君其法則ニ背キ、外国人ヲシテ日本ニ來ラシメ、日本諸侯ノ通行スルヲ妨ケシムル上ハ、大君独リ其事ヲ引請ベシ、若外國人ヲシテ此ク横行ナサシメハ、日本諸侯駅路ヲ經テ國へ行事難カルベシ、リチヤルトソノヲ殺セシハ、日本ノ法則ニ叛ケハナリ、太守少モ過ナシ、故ニ決テ英

國ノ求ルニ応スベカラズ、

四八六 横濱新聞千八百六十三年第八月廿二日  
我文久三年癸亥七月九日ナリ

日本

此度英國軍艦ノ珍ラシキ所為ハ下ニ記載セル如クニテ、其軍艦ノ上海ニ到着シタル便ヲ得タル時ニハ、最早之ヲ出版セントテ、夫々用意シテアリケル、然ルニ今朝右軍艦當港ニ來着セルヲ以テ、暫ク其出版ヲ見合セ、我等之説ヲ慎ニ取極メント決定シタリ、

是迄予等ハ十分格別ナル事件ヲ毎日待兼テ居タリシカ、今漸々逐一ノ説話ヲ聞、真ノ報告ヲ知ルヲ得タリ、然レトモ是等モ猶少シク疑フベキ處モアリケレハ、兩三日中ニハ又委シキ説話ヲ得テ、信実ニ読者ニ示サンコトヲ期スルノミ、

爰ニ此數号ヲ加ヘタル絵図ニ就テ説示サンニ、鹿兒島ノ圖ハ粗略ナリト雖トモ、日本地圖ヨリ写セルモノニシテ、十分正実ナルコト疑ナシ、薩摩及ヒ其近傍大隅諸州ヲ写シタル圖ハ、其國ノ產物ヲ前知セン為ニ、諸書参考スル人ヨリ懇ニ予等ニ与ヘラレタルモノ也、而シテ其第三ノ圖ハ、イユールヤリユス船ノ或人ヨリ得

タルモノニシテ、之ヲ其提督ノ図ト比較參訂シタルニ、甚精密ニシテ決テ謬誤アルコトナシ、爰ニ絵図ニ著セル砲台ノ表目ヲ挙クルコト左ノ如シ、

第一号

三十二斤ノ大礮八挺 白砲一挺

第二号 全 三挺 全 二挺

但第一号ト二号トノ堡砲ノ間ニハ、野戰砲八挺アリ、

第三号 曰砲三挺

第四号 未詳

第五号 八インチ我八分余一インチハノ大砲一挺

三十斤大砲九挺  
野戰炮三挺

第六号 十八斤大砲 三挺

第七号 十インチノ大砲二挺・三十二斤大砲五挺・

野戰砲二挺

第八号 十インチノ大砲一挺・三十二斤大砲五挺

野戰炮一挺

第九号 十八斤ノ大砲四挺

第十号 十八斤ノ大砲三挺

第十一号 八インチノ大砲二挺・三十二斤ノ大砲四挺

第十二号 三十二斤ノ大砲 十五挺

但放発セル者ハ三個ノミ、

金曜日出版ノ前日ニシテ、ノ朝ニ、英國ノ急便船コルモレン

ト船名<sup>我七月八日ナリ</sup>當港ニ來着セリ、是ハ当月十三日也<sup>(此カ)</sup>上海ヨリ出帆

シタル由ニテ、予等ニ第六月廿六日之書翰ヲ携ヘ來レル也、此コルモレント船ハ、当月十八日鹿兒島ヲ通行

セシ折ニ、英國軍艦ニ出会タルヲ以テ、其説ニ拠リ手短ナル別段ノ新聞ヲ著スコトヲ得タリ、

アルキユス船并ハーホツク船ハ、薩摩ニ於テ戦争ノ後、今朝當港ニ來着セシ、予等提督船ノ到着ヲ毎時待受タリ、是ハ讀者ニ公然タル事件ヲ告知セン事ヲ願フヲ以テ也、然レトモ未其折ヲ得ズ、奇事珍説ヲ流布シ易ク、

因テ次ノ事件ハ公ニアラサレ共、実説ナルヲ以テ之ヲ爰ニ記ス、

鹿兒島ニ赴キタル軍艦ノ内、提督コープルノイエルヤリユス船ハ大砲三十五挺、ペール船ハ廿一挺、アルキユス船ハ六挺、ベルシユース船ハ十七挺、コクエツチ船ハ四挺、レスホルス船ハ四挺、ハーホツク船ハ二挺ヲ備ヘ、当月六日當港ヲ出帆シテ、十一日午後鹿兒島港ニ着船シタリ、此鹿兒島ノ港ハオスホルス及ヒ其他ノ人委シク記載シタル如ク、其周囲広闊ニシテ、其

形状画キタル如ク美ニシテ、其要害モ又攻撃スル能ハサル者ニ似タリ、

軍艦鹿兒島ヲ遠ク離レ碇泊セリ、是市街ハ住民十分アリト云ヘリ、其製造所・倉庫等ニ於テハ、最盛大ナル造當ナリ、

十二日軍艦其碇泊ノ場ヲ離レ、市街ニ向ヒ諸台場ヨリ凡一千武百ヤルト<sup>ヤルトハ我三町強</sup>ノ處ニ諸艦ヲ移セリ、此處ハ水ノ深サ二十尋アリ、繪圖面ニ第一ト記セルヲ以テ知ナルベシ、此台場ハ尽ク市街ノ正面ニ并列シテ、其廣<sup>欄外附箋</sup>「接ニ此二里<sup>英ノ里法ナルベシ</sup>、然レトキハ我三十町強」サ南際ヨリ北際迄凡二里程モアリ、其南際ハ岡ニ第一ト記シ、北際ハ第八ト記セリ、

朝六時薩摩上等ノ士數輩提督船ニ來リケルカ、其振舞衆人ヲ見察スルニ、執行不処ノ礼義作法トハ大ニ異リテ、其所為平穏ナラザル体アリ、譬ヘハ圈中ノ虎、其牧人鞭ヲ提ケ、圈ニ向テ来ルヲ睨ムカ如シ、然ルニコロネルニールハ之ヲ大ニ堪忍シ、用心ヲ專要トセリ、或人ノ前見ニ、是レ必定兵器ヲ用ル機會ニ至ルベシト云ヘリ、○薩摩ノ士等曰ク、薩摩<sup>云歟</sup>ハ當今鹿兒島ニ在ラズ、是ヨリ二十里隔タル霧島ノ市街ニ在トテ、詰問書ヲ受取タレハ、右書之答ハ此船中ヲ立退タルヨリ

二十四時ノ間ニ出スベシト申置タリ、

翌日ニ至リ、諸軍艦諸事平生ノ如ク平穏ナレハ、コロ  
ネルニ使者來リテ、此答書中ニハ相違アリトテ持帰レ  
リ、又直ニ他人來ルベシトテ、間モナク我船中ヲ立退

タルカ、誰一人モ不來、漸九時ニ至リテ最肝要ノ書ヲ  
贈レリ、此公書ハ新聞紙ニ載セ、読者ニ示サント予等  
久シク希望スル所ノモノ也、コロネルニールハ此時ニ  
至リテモ尚ホ堪忍ヲ加ヘタルニ、十四日九時比役人両  
人船ニ來リテ、此挨拶ヲ聞ント左ニ述タリ、京都ニ於  
テ一橋公并御老中二人、島津<sup>久選</sup>三郎ニ確カト達セシハ、  
三郎從臣外国人ヲ殺害セシ事ニ付、薩摩ニ於テ執扱フ  
ベキ事ニアラズ、幕府ニ於テ諸件取扱事ナレハ、今考  
ルニ、江戸ニ於テ既ニ事ノ整ヒタルト思フ、然ルニ江  
戸ヨリ此事件ニ於テ何ノ沙汰モナク、軍艦薩摩ニ來レ

ルハ何事ナルヤ、初ヨリ解シ難シ、日本ノ法律・規則  
ニ從フ時ハ、薩摩ハ自己ニ事ヲ所置スルノ權威ナク、  
英國ノ詰問書ヲ採用ユルトモ、又用ヒサルトモ、自己  
ニ計フベキ事ニアラズトナリ、平和ニ処置スル希望ハ  
更ニ絶テ、唯欺偽ヲ旨トスルト思フニ由リ、コロネル  
ニールハ最早事閥ラズ提督事務ヲ握リ、十四日午後諸  
イユーヤリユス船ハ備ヲ改ト雖トモ、ペルシユース船  
ト共ニ其場ヲ離レズ、十五日朝ペール船・コクエツテ  
船・アルキユス船・ハーホツク船及ヒレースホルス船  
ハ港内ニ進ミ、又近傍ニ碇泊セル薩摩ノ蒸氣三隻ヲ質  
トシテ取押ヘタリ、其船号エンケラントト云ル者ハ、千  
八百六十一年拾貳萬元ヲ以テ薩州ニ買入、今一隻ハシ  
ヨルジゲレート謂ヘル者ニシテ、四萬元ヲ以テ買求メ、  
又一隻ハコンテスト謂ヒ、昨年第五月八万五千元ニテ  
買入タリ、此三隻碇泊ノ場所ハ岡面ニ載サレトモ、ウ  
イルモツト岬ノ後ニ繫リタルト知ベシ、

此日ヤ早朝ヨリ大風ナリシカハ、其勢次第ニ烈シク、  
激浪ヲ起シ、剰ヘ暴雨降テ港内怖シキ有様ナリ、十時  
ニ至リテ、上文ニ載ル英船モ薩船モ共ニ列ヲ変セリ、  
十二時ニ諸人尽ク午食ニ就キテ、何ノ備モ無カリシニ、  
突然トシテ陸地ノ台場ヨリイスヤリユス船ニ大砲ヲ打  
掛、島ノ台場ヨリモヘルシース船ニ打掛タリ、是ニ於

軍艦尽ク備ヲ立直シ、其内大ナル者ハ台場ヨリ離レ、  
瀬戸ノ中央ニ於テ双方ヨリ千七百ヤルト宛隔テ、島下  
ニ船繫セリ、右台場ハ絵図ニ第二ト記シタルヲ見テ知  
ルベシ、

テ兼テ質ニ取リシ蒸氣艦三隻ヲ焼打セリ、尤乗組ノ者ハ其以前ニ陸地江送リ返セリ、蓋シ上等ノ士二人ノ内一人ハ、以前歐羅巴使節ニ屬從セル人ニシテ、自身ノ願ニヨリ提督ノ船ニ乗リ、今其船中ニアリ、頓テ諸船尽ク錨ヲ揚ゲ戦隊ヲ却キ、ペルシユス船ニテ戰ヲ初メ、敵ノ放發ニ応シテ軍法ヲ乱サス、一々是ヲ擊ス為メ敵合近クナリシカハ、又他方へ乗移シ、台場ニ向テ戰備ヲ整ヘタリ、敵ノ台場十ヶ所ハ、諸船各四百ヤルトヨリ八百ヤルドノ距離ヲ測リテ備、イユールヤリユス船ハ特リ二百ヤルトノ距離ニ在テ、極北第八番ノ台場ナリ、戦ヲ開キ岡中点線ヲ以テ示ス如ク、徐々ニ転行シテ第一番ノ突出セル台場ニ及ベリ、其中絶間ナク殊ニ烈シク打合ケリ、夜ニ入テ我軍艦ヨリ破裂彈ヲ以テ市街諸部へ打掛シニ、其三堡ハ已ニ放發ヲ止メタリ、是於テ諸船ハ各々其碇泊場へ引取シカ、特リレースホルス船ハ第八番ノ台場ヨリ二百ヤルト内ニ備ヘテ、其台場ノ力竭キ放發ヲ止ル迄之ヲ攻メ、真ノ英國軍法ヲ以テ功績ヲ顯セリ、此時是ヲ援ケシメントテアルキユス船ヲ繰出シケレハ、他ノ一台場ヨリ放發セル彈丸ノ中間ニ在テ戰フ事凡一時計、其後終ニ其功ヲ果セリ、

此日ハ十五日土曜日ニテ、終日暴風雨ナリシ、此時我損失ハ死者十一人、傷者三十九人ナリ、其死シタル者ノ内ニテ諸人ノ悲歎セルハ、提督艦ノ甲比丹シヨシリナリ、此人平生ハ殊ニ溫和ナレトモ胆略アリテ、一旦獅子ノ怒ヲナス時ハ其勇猛比類ナク、真ニ英國將士ノ龜鑑ニシテ、諸人之ヲ尊敬セサルハナシ、指揮官エドワルドウキルモツトルモ同シク勇名アル者也シガ、シヨスリント共ニ一彈丸ニ当リテ死セリ、此兩人ハ戦争ノ中間三時三分提督船ノ甲板上ニ立シカ、彈丸端船ヲ貫キ來テ、立処ニ兩人ヲ打殺セリ、提督ハ上官ト共ニ甲板ノ狭方ニ在リシカ、甲比丹ノ打レシ時、不思議ニ其弾ノ難ヲ免レタリ、

第九時比ニ市街ノ一方火熖熖ナリ、

翌日天氣快晴、十一時ニ両將ト水夫七人ノ死骸ヲ取収メ、軍艦ハ發放セシ島ノ台場ニ近寄リテ出船セリ、英國軍艦ノ敵方ヲ敗リタル勵ハ、驚ベキ有様也、宮殿・製造所・器械藏及ヒ倉庫ヲ始トシテ、全市中悉ク破碎セシ事ハ疑フベクモアラズ、又諸台場モ甚損傷セリ、初日ニハ此台場ヨリ戰争ヲ仕掛タレトモ、第二日ニハ軍艦其前ヲ通行セシ時ハ、一ヶ所ノ台場ヨリモ

文久 3 年(1863)

一彈丸ヲモ発砲セス、

焼打シタル薩摩船三隻ハ、其価二十四万五千元ニテ、

其内半分余ノ残金ハ、至テ近頃私濟ニ及シ者也、

日本製ノ船モ數多破損セリ、日本人ハ戦争ノ間久シク大砲ヲ能ク取扱タリト云、然レ共我船敵方ニ甚接近シタル時、稍退タル様子也、

日本人ヨリ放ツ弾丸ハ、十三インチ及ヒ八インチノ暴母丸ニテ、大砲四挺八百五十斤、十挺ハ八十斤、其余ハ三十斤等也、

戦争ノ様子ヲ委細ニ弁解スルヲ得ス、然レ共予等既ニ我大砲ノ能ク働キテ、驚クベキ勇猛ヲ顯シタル事ヲ聞ケリ、予等前ニ云ヘル如ク、我軍艦敵方江相距ル僅ニ二百ヤルトノミナル事マ、有テ、甚タ接近シ放発シタルヲ考レハ、我船ノ受タル損失ノ稀ナルハ驚クベシ、斯ク接近スルニ因テ、イユールヤウリュス船ハ最多分ノ損傷ヲ得タリ、且此船ノ端船及ヒ綱具ノ損失甚シ、

損失ノ表

[Euryalus]  
イユールヤリュス船  
[Pearl]  
ペール、船  
[Argus]  
アルギュス船

死者十人、傷者廿一人  
傷者七人

全六人  
右七月念一午後ニ筆ヲ撮リテ、申前ニ写了セリ、此文ナレハ、今爰ニ記スヲ要セズ、

[Coquette]  
コクエッテ船

[Racehorse]  
レースホルス船

[Perseus]  
ペルシユース船

死者一人、傷者四人

傷者三人

コロネニール及其従者ヲ慰懃ニ招待センカ為メ、海岸ニ設タル場所ニテ応接ノ時ニ臨ミテ、彼レ其従者ト共ニ謀ルベキ種々ノ困難ナル要務ヲ託セラレタリ、然ルニ予等之ヲ爰ニ記スヲ略セリ、

此後如何ナル事ヲ以テ、此暴逆ナル諸侯ヲ処置アルベキヤ、今爰ニ之ヲ弁解スルハ無益ナルベシ、  
薩摩ノ堡塞ニテ用ヒタル弾薬ハ、必好品ノモノナリ、又我方ニテ費シタル弾薬ノ量ハ夥シキ也、且未事言ヲサル故ニ、コロモランド船・バルロサ船多分弾薬ヲ貯ヘテ到着シタルヲ、予等深ク賀セリ、

薩摩ハ英國軍艦提督ヲ溫和ニ待遇セント欲シ、且大諸侯タル細川・加賀・仙臺ハ薩摩侯ノ決談ヲ祝シ、又帝二対シ面目ヲ失ハサラシメンカ為、各諸侯ヨリ使節(頭註) 改此説我邦人彼レニ候スル者世上ノ風説ヲ彼ニ内語スルナランヲ薩摩ニ送リ、助効セント決定シタリ、其内密ナル報告ヲ松平(茂裕 福井藩主)越前守得タリト云フコト有レトモ、其説話長

書ヤ洋書調所江出役之人ヨリ借セシ故、多クハ真ナ

ラン欽、

文久三亥年八月初三日写之毛鄙人  
赤昌綏

#### 四八七 外国新聞

余去月廿六日出板セル新聞紙中ニ載スル所ハ、日本國ト

條約ヲ取結ヒ、古昔ヨリ諸國人民ノ至ラサル地ノ港ヲ開キタル以来、最重大ナル事件タリ、

大不列顛國ハ、平和ナル処置ニテ自國人民ノ正理ヲ守護

シ、國ノ恥辱タラサル取計ヲ為サントシタレトモ、日本

國ノ一諸侯ノ頑固及偽計ニテ、大ニ其妨ケトナレリ、又

鹿児島ノ大事件以来、英吉利國ハ東方ノ残忍ナル人ニ向

ヒ、猶更ニ一大戦争ヲ為サントスル事ヲ疑フ者アラサル

ヘシ、當今日本ハ外国人トノ交際危難ニ及ヒタリ、且今

日余三届キタル新聞ニ從ヘハ、其國中ノ争乱モ又甚危キ

様子ナリ、

松平石見守及江戸政府ノ高貴役人等、當今下ノ關一件ニ

就キ、米利堅人・和蘭人・佛蘭西人ト應接ヲ為ンカ為

ニ横濱ニ來レリ、此人々ノ云ヘル所ニ從ヘハ、此度高官

ノ大名三人ヲ長州則長門ニ送リテ、其地ノ諸侯ニ下ノ關

ニテ外國船ニ打掛タル事ヲ談判シ、或ハ之レヲ罪セントシタリ、○余等又聞知スル所ニテハ、長州侯ハ下ノ關対岸ノ台場ヲ奪ヒ、周防灘ノ入口ヲ指揮セントシタレバ、

長崎奉行三艘ノ蒸氣船ヲ以テ豊前及豊後ノ海岸ニ進ミ、毛利<sup>(慶親)</sup>大膳大夫<sup>(長州藩主)</sup>ノ奪取リタル台場ヲ取戻サントシタル事アリ、

薩摩ノ國中ニモニ二党ヲ分チ、當今ノ君侯及其臣下ノ一部ハ平和ヲ好ムト雖トモ、老年ナル島津三郎及臣下ノ大半ハ攘夷戦争ヲ好ノ評判アリ、

読人日本國ノ後來ノ様子ヲ見ントスルニハ、次ノ新聞ヲ待ツヘシ、

大不列顛女王殿下シヤルヂ、トアツヘイルス、コロネル、スト・ジョン・ニールノ親切ニ拠リ、余等最切要ナル書翰ヲ爰ニ載スル事ヲ得タリ、第一、千八百六十二年第九月十四日リチヤルドソン殺害ノ事ニ付、不列顛政府ノ望ヲ載セ、コロネルニールヨリ薩摩侯へ贈ルノ書、

第二、薩摩侯ヨリ之レニ答フル書、

余等ハ別段諸説ヲ爰ニ載スル事ナク、此二通ノ書翰ヲ衆人ニ示サントス、

薩摩侯松平修理大夫閣下へ、又君侯留守中ナラバ、

薩摩・日向・大隅・琉球諸島ヲ暫時支配スル名代  
へ

千八百六十三年第八月十二日

日本ニ在ル 大不列顛公使ヨリ

去年第九月十四日、則日本文久二年八月二十一日ニ、

閣下ノ父ニテ、島津三郎ノ駕籠脇ニ列シタル者、東海道ニテ守護ナキ無罪ノ英吉利一商人ヲ殺シタル事、閣下已ニ好ク知レル處ナルヘシ、且此行列中ノ者、以前ノ商人ノ傍ニ在ル二英人及一婦人ニ斬掛け、此二人ハ大傷ヲ蒙リ、婦人ハ漸ク逃延ヒタル事、此レ亦閣下ノ好ク知レル所ナルヘシ、

此英人ノ姓名左ノ如シ、

カルレス・レノキス・リチャードソン

死ス

ボーラディイレ婦人名

無恙

ウイールレム・カラルケ  
ウイールレム・マルセル

同

来レリ、

此事件ハ英吉利政府及国民ノ憤怒ヲ引起シ、開化シタ

ル諸國ノ憐ヲ生スルニ足レリ、

大君政府ハ我英吉利女王ト平和懇親ノ条約ヲ取結ビタ  
レバ、余此レヲ熟考シ、島津三郎行列中ニ在ル罪人ヲ

求出シ、其首ヲ斬ルヘキ事ヲ大君政府ニ言送レリ、  
余カ為セル堪忍ハ、我政府ニテ好シトスル所、且大君  
政府ニテ委シク知レル所ナリ、

若シ此騒動ノ時ニ当テ、此堪忍ノ処置ヲ行ハズンバ、  
島津三郎ヲ生擒シ、殺害スルニ至ルヘシ、

此騒動ヨリ既ニ十ヶ月ヲ経タレバ、余ヨリ本国政府ニ  
委シク其様子ヲ言送レリ、又大君政府ヨリハ大君ノ好  
ム所ニ従ヒ、閣下ヨリ罪人ヲ執ヘ、江戸ヘ送来ルベキ  
事ヲ數度余ニ告知セリ、

然レドモ閣下ノ領地江戸ヨリ甚遠ク、且大名ノ受タル  
免許アレバ、閣下ハ江戸政府ヨリ罪人ヲ江戸ヘ送出ス  
ヘキノ命アレ共、之ヲ輕シ、之ヲ執フル事ナキヲ以テ、  
大君政府ニテハ余義ナク、英人殺害ノ償ヲ為ス能ハザ  
ル事、余ヨリ本国政府ニ告知セリ、

其後余ニ、本国政府ヨリ此事件取計ノ仕方ヲ委シク言

來レリ、  
大君政府ハ国法就中國中ノ騒動ニ拠リ、大名臣下ノ為  
セル罪過ニ付キ、其欲スル所ヲ強テ大名ニ為サシムル  
ヲ得ス、○然レ共英吉利人ヲ殺シタル事ニ付キ、大君  
政府ヨリ日本國中諸人民ニ代リ償金ヲ出シ、且此罪ヲ

免ル、者書ヲ余ニ贈ル事当然ナリ、

余ハ本国政府ノ指揮ニ従ヒ、条約ニテ外国人通行ヲ許シタル道路ニテ、閣下ノ臣下英吉利人ヲ殺シタルニ拵リ、大君政府ニ償金ヲ出シ、罪過ヲ免ル、ヲ欲スル書翰ヲ余ニ贈ルヘキコトヲ言出セリ、

大君政府ハ直ニ之ヲ承知セリ、

然レ共不列顛政府ノ決定シタル所ニテハ、閣下此罪人ヲ守護シ、或ハ其當然ナル刑罰ヲ免ルスノ理ナルベシ、故ニ余政府ヨリ閣下ニ、左ノ箇条ヲ望ムヘキ命ヲ受ケタリ、

第一条 リチヤルドソンヲ殺シ、其他ノ人々ニ襲掛けタル罪人ヲ、英吉利船将ノ目前ニテ吟味シ、其首ヲ斬ルベキ事、

四八七  
上ニ記セル死傷ノ巨細書(鹿児島湾戦争ノ際)

上ニ挙ケタル第一ノ者ハ脳蓋ヲ碎カル、

第二ノ者ハ脳蓋ノ後部ヲ碎カル、

第三ノ者ハ脳蓋及ヒ顎ヲ碎カル、

第四ノ者ハ脳蓋ヲ碎カル、

第五ノ者ハ同上、

第六ノ者ハ脳蓋ヲ碎カル、

第七ノ者ハ同上、

第八ノ者ハ同上、

第九ノ者ハ胸腹ヲ破ラル、

英吉利政府ノ望メル二ヶ条ハ、余ヨリ閣下ニ告知ラシムルヤ否、直ニ閣下ノ承知スヘキ所タリ、若又然ラズンバ、日本海ニ在ル英吉利海軍提督、兵力ヲ以テ十分ナル報ヲ為サントス、

英吉利船將ハ此書翰ヲ渡スノ任ヲ受タレバ、余ヨリ閣下ニ言送レル言前ノ様子ヲ委シク知レリ、故ニ閣下若シ之ヲ承引セザレバ、船將日限ヲ定メ、又軍艦新ニ到着スル事アラバ、直ニ戦争ニ及フヘシ、故ニ閣下ハ此書類ニ載スル事件ヲ能ク熟考シテ、処置ヲ為スヘシ、此書翰ヲ改ムル事ハ余ガ力ニアラズ、謹テ之ヲ呈ス、

(自記ス) 日本ニ在ル英吉利公使イ・スト・ジョン・ニール、ジョン・マキトナルト之ヲ書ス

第十ノ者ハ破裂丸ニテ胸膈ノ右部ヲ碎カレ、肋骨及ヒ

肺ヲ破リ腕ヲ碎ル、

第十一ノ者ハ破裂丸ニテ右肩ニ薄手ヲ得、其火勢ニテ

面部ヲ焼キ、又種々ノ薄手ヲ得ル、

第十二ノ者ハ破裂丸ノ碎片ニテ薄手ヲ得、又右脚ヲ傷

第十三ノ者ハ破裂丸ノ碎クル勢ニテ、面部并両腕ヲ火  
傷セリ、

第十四ノ者ハ破裂丸ノ碎片ニテ面部ニ創ヲ得、又其火

勢ニテ火傷セリ、

第十五ノ者ハ碎片両腕ニ中リテ創ヲ得、又左股ノ内部

ヲ傷リ、

第十六ノ者ハ火薬ニテ面部ヲ焼ク、

第十七ノ者ハ碎片ニテ頭上ニ創ヲ得ル、

第十八ノ者ハ右腕ニ薄手ヲ得ル、

第十九ノ者ハ両腕・脣下及ヒ脚ニ薄手ヲ得ル、

第二十ノ者ハ左脚ニ薄手ヲ得ル、

第二十一ノ者ハ弾丸ノ碎片ニテ頭上并ニ左足ニ創ヲ得

ル、

第二十二ノ者ハ左腕及ヒ脇ニ薄手ヲ得ル、

第二十三ノ者ハ右脚ニ薄手ヲ得ル、

第二十四ノ者ハ破裂丸ニテ面部ヲ殺ク、

第二十五ノ者ハ破裂丸ニテ右股ヲ傷キ、顔・眼及ヒ腕

ヲ火傷シタリ、

第二十六ノ者ハ碎片ニテ胸部ニ薄手ヲ得ル、

第二十七ノ者ハ左腕ニ薄手ヲ得、破裂丸ノ碎クル勢ニ

テ指及ヒ面部ヲ火傷シタリ、

第二十八ノ者ハ碎片ニテ左足ヲ破ル、

第二十九ノ者ハ破裂丸ノ火勢ニテ面部ヲ焼ク、

第三十ノ者ハ右股ニ薄手ヲ得ル、

第三十一ノ者ハ、破裂丸ノ碎片ニテ足ヲ傷キ、其火勢

ニテ面部ヲ火傷セリ、

第三十二ノ者ハ碎片ニテ額及ヒ踝ヲ傷ク、

第三十三ノ者ハ碎片ニテ面部及ヒ左股ヲ傷ク、

第三十四ノ者ハ碎片ニテ臀及ヒ両足ヲ傷ク、

第三十五ノ者ハ碎片ニテ踝ヲ傷ク、

第三十六ノ者ハ碎片ニテ肺腸及ヒ脚ヲ傷ク、

第三十七ノ者ハ碎片ニテ指ヲ傷ク、

第三十八ノ者ハ碎片ニテ肺腸ヲ傷ク、

第三十九ノ者ハ砲丸ニテ胴腹ヲ破ル、

第四十ノ者ハ同上ニテ右股ヲ破ル、  
第四十一ノ者ハ実丸ニテ左膝ヲ傷ク、  
第四十二ノ者ハ同上ニテ左脚ヲ傷ク、  
第四十三ノ者ハ股ニ薄手ヲ得ル、  
第四十四ノ者ハ左脇ニ薄手ヲ得ル、  
第四十五ノ者ハ両足ヲ碎ク、  
第四十六ノ者ハ右股ニ薄手ヲ得ル、  
第四十七ノ者ハ破裂丸ニテ右手ヲ傷ケリ、  
第四十八ノ者ハ碎片ニテ右手三ツノ指ヲ傷ク、  
第四十九ノ者ハ同上ニテ、右ノスケーペンダ未詳ニ数  
点ノ小創ヲ得ル、  
第五十ノ者ハ右腕ヲ破ラル、  
第五十一ノ者ハ碎片ニテ左腕ヲ傷ク、  
第五十二ノ者ハ同上ニテ左踝ヲ傷ク、  
第五十三ノ者ハ同上ニテ両腕ヲ破ラル、  
第五十四ノ者ハ右腕ヲ碎キ、右股ヲ傷ク、  
第五十五ノ者ハ碎片ニテ脚ヲ傷ク、  
第五十六ノ者ハ同上ニテ面部ヲ傷ク、  
第五十七ノ者ハ同上ニテ脚ヲ傷ク、  
第五十八ノ者ハ同上、

第五十九ノ者ハ同上ニテ腕ヲ傷ク、  
第六十ノ者ハ同上ニテ面部ヲ傷ク、  
第六十一ノ者ハ左腕ノ関節ヲ損ス、  
第六十二ノ者ハ右手ノ大指ヲ傷ク、  
第六十三ノ者ハ右腕ニ薄手ヲ得ル、  
ダーロダ并ニ其会社ノ開板、  
鹿児島敵對機密新聞(八戸市立図書館所蔵にて校印)

四八八 薩摩侯松平修理大夫執政川上但馬ヨリ英吉利公使コロネルニールへ贈ル日本文書  
書翰ノ翻訳

〔翻訳者〕「七月廿九日談判ノ本筋甚づ有ス」

人ノ生命ヨリ貴キ者非サレハ、人ヲ殺ス者ヲ執ヘ、  
死刑ニ処スルコト当然也、故ニ我方ニテ昨年以來罪  
人ヲ執〔參〕「審面上ニ止ム」ント力ヲ尽シタレトモ、當今日本國ノ諸大名  
中〔參〕「長州ヲモ」ニ争乱ヲ起ス者アリテ、此ノ如キ罪人ヲ隠シ守護  
スレハ、我方ニテモ之ヲ捕フルヲ得ズ、○又罪ヲ犯  
ス者一人ニ非サレハ、遁レ隠ル、事猶更ニ易キヲ得  
タリ、島津三郎江戸ニ至ルハ、外国人ヲ殺害スルノ  
為メニハ非ズ、江戸ト京都ノ仲入レヲ為サンカ為ナ  
リ、故ニ島津ハ外国人殺害ヲ命シタルニ非サルコト  
分明ナリ、日本國ノ法津ヲ犯シ逃レタル者ハ、死刑

ニ行フベシ、○若我方ニテ此罪人ヲ尋出シテ、其罪ヲ吟味シ、之ヲ刑スル事アラハ、早速其事ヲ長崎又ハ横濱ニ在ル英國船将ニ告知ラセ、自ラ來テ其刑ヲ觀ルヲ願フベシ、○我方ニテ此刑ヲ行フヲ得ル時節ノ延引スル事、無拠事情ト君方ニテ好ク推知スベシ、○若又我方ニテ他ノ罪人ヲ刑ニ処シ、偽テ此度ノ罪人ナリト云フ共、君方ニテ之ヲ見分ル事能ハズト雖モ、我方ニテハ如此先祖ノ神靈ノ恥辱トナル事ヲ為サズ、日本中一洲ノ政府ハ皆江戸政府ニ從フ者ナレハ、其命ニ背クヲ得サルコト、君力好ク知ル所ナリ、〔悉「日本里數凡七里」〕 条約中ニ、外国人ノ通行ニ付、分界ヲ定メタルコトアルハ、我方ニテ知ル所ナリトモ、外国人日本人ノ通行ヲ妨クルノ免許ヲ得タル条約アル事ヲ聞カズ、英吉利本国ニテ多クノ同勢ヲ引連旅行スル人ニ向ヒ、國ノ法律ヲ破り、失礼スル者有ラハ、之ヲ罪スル一路ノ側ニ突出シ、之ヲ打ツコトヲ為サバルヤ、○若

罪人ノ一条ヲ取極メタレハ、償金ノ事ヲ決スベシ、大君ヨリ英國軍艦已ニ日本ニ來レルヲ蒸氣船ニテ告知ラシ、断ル事ナシ、○大君政府ハ我等ヲ苦マシメントノ策ナルベシ、○若然ラスンハ、必ス御老中ヨリノ書翰アルベキ道理ナリ、○此ノ如キ悪計アルヲ以テ、英人ト我等トノ間ニ争論ヲ引起セリ、

此事我等之驚ク所ナリ、○君ハ之ヲ驚カスヤ、我政府ハ江戸政府ノ命ニ從ヒ、諸事ヲ取行ントス、君カ書翰ヲ載スル所ヘ、我方ヨリ心ヲ打明ケ返答スル事此ノ如シ、

文久三年六月廿九日(一千八百六十三年第八月十三日)

自記ス

執政〔朱「但馬」〕 河上タイム

○諸事ヲ指揮スル江戸政府ニテ、外国人トノ条約中ニ、古来定リタル国ノ法律ヲ加ヘサル事、不十分ナ

シーボルト訳ス

ル取計方ヲ言ベシ、○江戸政府ハ此旧律ヲ條約中ヘ加ヘズ、我君侯ハ此旧律ニ從ヒ取計タリ、其是非ハ君方ニテ判断スベキ所ナリ、

此大事件ヲ決センカ為メ、江戸政府ノ役人ト我政府ノ役人ト互ニ君カ目前ニテ、何カ是、何カ非ナルヲ論スベシ、

ジョン・マキドナルド之ヲ書ス

四八九 千八百六十三年第八月廿一日横濱新聞大日本七月八日也

〔讀註未〕  
英國軍艦コロモント、書状ヲ得テ當港ニ只今着セリ、

右船鹿兒島ニアル英國軍艦ニ逢ヒ、次ニ新聞ヲ持參セリ、去ル土曜日

〔七月第十二時〔午時〕、軍艦鹿兒島之港江碇泊シ、大風吹ク、日本ヨリ不意ニ発砲セリ、不幸ニシテ次之人々殺亡セリ、

カピタン船シヨスリンク人・コンマンダント司令ウユルモット名

右両人一之丸ニテ打殺サル、凡手負・死人六十人、船モ多少損傷ス、英艦当港江來ル、近キニアリ、

書中之文  
〔巨細ニ記スルヲ載ス〕

当十五日二時、台場ヨリ打出ス、

水師總督直ニ相図ヲ為ス、日本船三艘ヲ焼ク、撃仕掛之蒸氣船ナリ（船号エンゲランド・シルオルジクルー、

コンテスト船号、横浜又買入タル陸船也）、右日本船ハ其朝來リテ軍艦之傍ニ碇泊セル也、台場ヨリ打掛けタルヲ以テ軍艦碇ヲ上ケ、台場ヨリ五百及六百ヤルド

離レテ一列ニ連レリ、台場ヨリ射事甚強ク、殊ニ大筒ニシテ、其内六十乃至七十挺ハ十インチ<sup>一尺余也</sup>之破裂丸、又三十二斤乃至二十四ポンド之実丸ナリ、力ピタン並ニコンマンドル<sup>前二名ハ、イニ二時ヲ載ス</sup>ハ、午刻第十二時五分之頃、甲板之橋<sup>上船ノ高ニテ、所ナリニテ、橋</sup>一彈丸之為メニ即死ス、又十インチノ破裂丸、甲板之中央ニテ破裂ス、水夫七人即死、手負之者水夫五人、ロイテナンド<sup>官名チヨフス一人也〔認者云、右ハユラ、天氣惡敷雨降リ、風陸ニ向テ吹ク、午後第三時火府中ニ起ル、第三時二十分二發炮止ム、第七時十五分ニ小軍船ワアツク、五隻之琉球船ヲ燒、第九時二十分ニ造成場及ヒ商家焼ケル、府造作場等ニ打掛け事終夜、第八月十六日月三午前第三時三十分ニ碇ヲ上ケ、蒸氣ニテ港口ニ出掛け、府ノ台場江向テ打テドモ<sup>〔未〕〔十一時〕〔松島ニヶ所、冲ノ小島〕ハ台場ニケ所ノミ也、碇泊セル所ハ台場ヨリ丸之達セサル所也〔認者云、二度目ニ經リタル也〕、府ハ夜半尚ホ焼テアリ、</sup>一ユライリス船死人十人、手負廿一人<sup>内死人</sup>二ペール船死人七人<sup>内死人</sup>三アルユース船手負三人</sup>

四コツケツト船 死人一人、手負六人内一人ロイテナント  
一人死ス

五ペルシウス船 死人一人、手負二人

六ライスホース 手負一人

七ワアツク船 無之

右之如シ、

英船鹿児島ニ至リシハ、晦日カ本月朔日ニ有之、戰争ニ及候前三日程同港ニ碇泊ス、薩州藩士モ参り申立候事モ、穩ニ済スベキ談判等有之、然ルニ二日屆時ニ不意ニ打掛候由、軍艦明日ハ横濱ヘ帰港之由、此新聞ハ上海ヨリ薩摩海ヲ通ル船江申来ル也、

#### 四九〇 日本貿易新聞

四九〇

日本貿易新聞第廿六号

千八百六十三年第十一月四日、文久三年九月廿三

日 横濱刊行

去月廿六日ニ御老中ヨリ亞墨利加・和蘭両国ノミニストルヲ招待シタル會議之要領事件ヲ取極メタル時、曾テ小笠原ヨリ告知セル外国人ヲ悉ク引払ハシムル事廢セリト、〔横浜在留外國人引払停止云々〕御老中ヨリ言ヒシ事ヲ承知セリ、○各廢止ニ成リタル事ハ今始テ聞所ナレトモ、ミニストル等ハ以

前ヨリ、其事ノ廢止ニナルベキ事ヲ云ヘリ、

レースホルス船、長崎ヨリ当月二日ニ当港へ入津セリ、

○右之船ハ先達テ此地ヲ発シ、長崎ヘ到リシガ、彼地へ入津後、直ニ薩摩ノ上官右船上ヘ來リ、船中之士官等ニ対シ甚親シミ、兄弟ノ如クシ士官等ニ語リケルハ、

吾レ此レイスホル大船ヲ能ク見知レリ、吾先達テ鹿兒島戰爭之時第八番ノ砲台ヲ指揮セシカ、此船右砲台ニ迫テ、陸地近ク進メリ、又曰ク、右一戰ニ於テ薩摩人〔争事僅二三名り、集成館、銅錢所及ヒ汽船三隻ニ止ル〕死傷スル者千五百人、製造所并軍艦若干ヲ失ヒ、市街〔頭註朱　薩摩ノ死傷者云々〕ヲ打崩サル、事三分之二ニ過キ、巨堂數基ヲ毀チ、大

ニ城舎ヲ破ラル、

一彈丸遙ニ国内ニ飛来リ、〔兵士正集セリ〕一ノ袖殿ノ内へ落掛レリ、

兵士正集セリ

殿内ニハ夥多ノ国人等群集シテ、異人退治ノ祈禱ヲ凝シテ在リシカ、彈丸遂ニ其信心無ニシテ、若干人ヲ擊殺セリ、第八番ノ砲台指麾官又曰、薩摩ニテハ先達テ

鹿兒島ニ於テ、英船颶風中ニ在テ、巧ミニ諸船ヲ運用セシヲ見テ、其天氣平和ナル時ニハ、其術技ノ高ヲ察知シ、以後ハ英人等ト能ク交ル時ハ、益ヲ得ル事極メテ多キ事ヲ会得セリ(事実ナリ、悉ナ人如此唱ヘタリ)、

彼上官其領分中ニテ英人ヲ饗應セント欲シ、且ツリカ

ルドソンノ為ニ、其死シタル所ヘ大ナル墓碑ヲ建立ス

ルナラント云ヘル事ヲ他ヨリ聞及ベリ、是レハ大ニ疑

惑アルコトニテ、若シ我一隻ノ船、一人ノ名代ヲ鹿兒

島ニ送ルトキハ、彼レ必ズ其地ニ至ルモノヲ悉ク生捕

ラント欲スルナルベシ、或ハ以前ノ如クエスカドロン

隊ヲ送ル時ハ、是ヲ射撃スベシ、蓋シ彼レハ其処置マ

テノ令ハ未タ受ケザルベシ、

近頃当港ヨリ出帆セシ英國ノ蒸氣船セーレヲ、彼ノ上

官七万五千元金ニテ買入タリ、其上猶巨大ナルフレカ

ツト舶軍艦ヲ買得ル事ヲ願フト聞ケリ、

御老中ノ事ハ以前之會議後無事也、

前週日中ニ、富強ナル大名多ク江戸江到着セリ、

江戸ニテ貿易船ヲ留メ、荷物ヲ横濱ヘ出スヲ禁ス、

横濱ノ番兵ハ無用ナル者ト思ヒシカ、此度悉ク廢止ニ

成ルト云フ事ヲ聞ケリ、○諸事常ノ如シ、只貿易甚タ

衰微ニ成シノミ、

四九〇ノ二 日本貿易新聞第二十七号

西暦一千八百六十三年第十一月十一日、我文久三

年十月朔日

神奈川開板

薩摩和睦ヲ求ムル事

此前ノ新聞紙ニ、薩摩ハ英國ヨリ彼レニ促シタル事ヲ取極ムル様ニ取扱ハント欲スル由ヲ載セタリ、然

ルニ是ニ反シテ、其新聞出ルヨリ間モナク、薩摩侯

ノ利益ノ為ニ、薩摩ノ役人英國ノミニストルヲ待チ

〔頭註未「和陸談判ノ第一回」  
受ケ、對面ヲ願フ事ト成レリ、是ニ於テ薩摩役人、  
猪太郎、重野厚次及ヒ筆者名高崎

神奈川奉行ニ附屬スル

大君政府ノ官吏ニ案内セラレテ、英國旅館ニ来レリ、

然ルニコロネルニールハ其希望ヲ承引シテ、応接ノ

日限ヲ當月九日十八日二月曜日ニ定メタリ、

堵其當日約束ノ時刻ニ至リテ、彼ノ役人ハ英國ミニ

ストルヲ招待シ、薩摩侯ト英國トノ間ニ入組ミタル

事情ヲ悉ク吟味スル事ニ取掛リテ、是カ為メニハ頗

ル許多ノ時日ヲ費ス可キカ故ニ、其間ヲ互ニ耐忍セ

スンハト思フヲ告タリ、

コロネルニールハ是ニ於テ、吾カ英國ノ希望スル事

件、既ニ彼ノ役人ヨリ薩摩侯ニ通達セシナルベク、

且其事恐クハ成就セサルベシト思ヒケレトモ、彼ノ役人等ノ言ヒ出スベキ条件ヲ詳ニ聞カン事ハ、吾カ好ム所ナリト云ヘリ、

其時彼ノ役人等重大ノ事件ヲ説キ出ス事、左ノ如シ、  
英國ト日本トノ間ノ和親條約ハ、只

大君ノミニ關係スル事ニ非ズ、即チ日本國ニ關係  
スル事ナルベシ、是故ニ薩摩モ亦此利益ヲ受クルヲ  
當然ノ理ナリト思ヒ、且ツ此利ヲ得ン事ヲ希望セリ、  
固ヨリ薩摩侯ハ戰争ヲ好マス、最初ヨリシテ戰争ハ  
薩摩ノ本意ニ非サルナリト、

コロネルニール曰ク、條約ノ儀ニ付テ、足下等ノ申  
サル、趣至極尤ナリ、固ヨリ條約文面ノ内ニ日本全  
國ノ利益ヲ含蓄シ、關係セル事大ニシテ、薩摩ニ於  
テ關係アル事、恰モ 大君ニ於ルト異ナル事ナシ、  
故ニ此條約ノ行ハル、間ハ、薩摩モ其利益ヲ受クベ  
キハ勿論ノ事ナリ、

偕薩摩使節ノ言フ所ヲ聞クニ、嘗テ鹿兒島ニ船隊ノ  
進入セシ時ノ始末ニ於テハ、全ク薩摩公ヲ非難スヘ  
キ事ニ非ズト云ヘリ、  
卷一「川上信馬カ書翰」  
是ニ於テ、コロネルニールハ鹿兒島ニテ重役人ヨリ  
受取タル書面ヲ取出シ、其時ノ様子ヲ参考シテ、左  
ノ數ヶ条ヲ言ヒ出セリ、曰ク、英國ノ船隊鹿兒島ニ  
入津スル時、嘗テ薩摩ニ對シテ鬪争ヲ起スノ意アル

ニ非ズ、故ニ吾カ船隊三日ノ間、鹿兒島砲台ノ下ニ  
接近シテ碇泊セシカトモ、諸船ニ備ヘタル大砲ノ内、  
一挺タリトモ弾丸ヲ装シ、放発セシコトナシ、斯テ  
待ツ事數日ニシテ、薩摩ノ民人多分疑惑ヲ懷ケル事  
ヲ察知シ、且薩摩侯ニ告シ書翰ヲ、返答トシテ受取  
タル書面ノ趣甚々不満足ニシテ、吾カ希望ノ主意決  
シテ聞入レラレサル事ヲ察スルニ足レリ、是ニ於テ  
我船隊碇ヲ揚ケ、進ンテ薩摩ノ船ヲ取囲ミシカトモ、  
是モ不満足ノ返答ヲ請取シ後ノ事ニシテ、固ヨリ之  
ヲ奪ヒ去ラント欲スルニハ非ズ、又之ヲ打壊ランカ  
為メニモアラズ、只吾カ望ム所ノ罰金ヲ請取迄ノ質  
物トシテ、之ヲ取押ヘ置キシノミナレハ、決シテ敵  
対スル所為ニアラズ、唯一個ノ予備ニシテ、此ノ如  
キ機会ニ臨ンテハ、何國ニテモ之ヲ行フ事ナリ、然  
ルニ薩州ニ在テハ、リカルドソンヲ殺害セシ罪アル  
ノミナラズ、「一事ノ報告モナク我船隊ニ向テ砲発シ、  
敵対ノ兆ヲ顯ハシタレハ、何事モ薩摩ハ其罪ヲ免ル  
矣」「事實如此」  
薩摩ノ使節曰ク、鹿兒島ニ在ル重役人等ハ、英國船  
隊我船ヲ取囲ミテ、既ニ敵対ノ端ヲ開キ、將ニ此船

ヲ奪ヒ去ラントスト思ヘリ、故ニ已ムヲ得ズ諸砲台  
ヨリ放発ヲ始メタリ、然レトモ若シ先ニ英國ヨリ我  
船ヲ取囲ミシ所業アラサレハ、決シテ一砲タリトモ  
我方ヨリ放発セシ事ハアラサルベシ（事實如斯、第  
卷ニ詳記ス）

右ニ就キコロネルニールハ、其事件ヲ巨細二討論シ  
テ、薩摩役人ノ議論ハ虛説多ク、偏固ニシテ取ルニ

足<sup>〔高齢五六カ談話記參照スヘシ〕</sup>、是ニ於テ、薩摩ノ役人等ハ、更ニ往  
還ノ通行ヲ障クル議論ニ転シテ謂ラク、外國人東海  
道ヲ通行スベキハ當然ノ事ナレトモ、大名行列ノ通  
路ヲ妨クベキ理ハアラサルベシト、且英國ニ於テハ、  
行列之通路ヲ障クル者ヲ罰スベキ法律ハ、アラサル  
ヤ否ヤト尋ネタリ、

コロネルニールハ答テ曰ク、英國ニ於テハ仮令非人  
ト雖モ、往還通行ノ義ニ於テハ、國王ニ異ナル事ナ  
シ、只其時ノ模様ニ依リテ、或ハ左ニ寄リ、或ハ右  
ニ片寄リテ通行スルノ規則アルノミ、但シ此ノ如ク  
注意シテ通行スルハ英國ノミナラズ、諸國共ニ普ク  
取用ル事ナルカ故ニ、日本ニ於テモ外國人ハ此規則  
ニ從テ通行セント欲スルナリ、

コロネルニール曰ク、此儀ハ吾力同意スル能ハサル  
所ナレトモ、唯一度ノ事ナラハ、隨分汝等ノ應接致  
スベシ、抑汝等ノ立入タル議論ニ就テハ、一トシテ  
十分取極リタル說ナキ事ヲ、吾レ若シ最前ヨリ知ル  
事ヲ得ハ、此度トテモ吾ハ汝等ト應接スル事ヲ為サ  
ルベシ、

諸英國ミニストルハ善ク勘弁シテ、薩摩ノ役人ノ為

是ニ於テ薩摩人ハ言葉ヲ巧ニシ、再三之ヲ論シタル

後ニ左件ヲ述タリ、日本ニ於テモ行列ノ通路ヲ妨ク  
者ヲ処置スルニハ、只和カニ之ヲ鞭チ、或ハ之ヲ路  
傍ニ押シ出スベキ事ニシテ、決シテ此者ヲ殺害スル  
ヲ得ズ、又之レニ大傷ヲ蒙ラシムヲ得ズ、是故ニ

日本ニ於テ自専二人ヲ殺害スル者ハ、自ラ死罪ヲ招  
ク者ナリ、

コロネルニール曰ク、是レ即チ吾カリカルドソンヲ  
殺害シタル者ノ罪ヲ問フ所ナリ、  
薩摩ノ役人等ハ更ニ其意ヲ述テ、英國ヨリ薩摩ニ促  
シタル事件ヲ互ニ熟談シ、且ツ我等ノ謂フ所ヲ精密  
ニ吟味スル為ニハ、尚幾度モ應接ヲ得ン事ヲ願フト  
云ヘリ、

コロネルニール曰ク、此儀ハ吾力同意スル能ハサル  
所ナレトモ、唯一度ノ事ナラハ、隨分汝等ノ應接致  
スベシ、抑汝等ノ立入タル議論ニ就テハ、一トシテ  
十分取極リタル說ナキ事ヲ、吾レ若シ最前ヨリ知ル  
事ヲ得ハ、此度トテモ吾ハ汝等ト應接スル事ヲ為サ  
ルベシ、

ニ四時余ノ時刻ヲ費シタル後ニ、再ヒ彼等來会ノ日  
限ヲ當月十三日我十月三日金曜日ト取極メタリ、其他当一  
週日ニハ確乎タル新聞甚タ妙シ、  
但本月五日我九月一ニ御老中ヨリ諸國ノコンシユル等  
ニ贈リタル廻文ニ曰ク、交易繁昌ニ付、互ノ防禦ノ  
為ニ、余儀ナク横濱ニ於テ堡砲ヲ築クニ至レリト、  
然ルニ政府ハ已ニ其事ニ取掛リテ、神奈川奉行ノ住  
居セル丘岡ノ麓ノ海浜ニ於テ、堡砲ノ場所ヲ撰ミ、  
周囲ニ竹垣ヲ設ケ、夫ヨリ内ニハ日本船モ外國船モ  
入ルベカラザル由ヲ告ケタリ、蓋シ此沙汰ハ一度始  
マリテ、直ニ廢セラレタル趣ヲ聞シカトモ、水師提  
督等ノ考フル所ハ甚タ當然ノ説ニシテ、此堡砲ハ隨  
分要害ノ手立ト為ルベキ故ニ、若シ日本政府急ニ之  
ヲ築キ建ル時ハ、必ス其要害ヲ保タンカ為メナルベ  
シト云ヘリ、按スルニ多分此考ニ相違ナカルベシ、  
日本人ノ横濱ヲ警衛スル者、昨日十九日我九月二ヨリ増シテ  
三百人ヨリ六百人ニ至レリ、我等或人ノ説話ヲ聞ク  
ニ、此地ニ再ヒ浪人ノ徘徊セル様子アルヲ以テ、警  
衛ノ人數ヲ増シタルモ、全ク之レカ為ナリト云ヘリ、  
是蓋シ実説ナルベケレトモ、我等ハ之ヲ疑ヘリ、

此前ノ新聞ニ、我等ハ諸國ノ大名絶ヘズ江戸ニ來着  
セル説ヲ記載セリ、然ルニ又タ一説アリテ、薩摩侯  
ハ當今江戸ニ來住セル由ヲ云フ者アレトモ、我等ハ  
之ヲ信スル事能ハズ（全ク風説、外人ノ信セサルモ至当  
ナリ）、但  
大君政府ハ其神奈川鎖港ノ企ヲ遂クル能ハサルヲ悟  
リタルカ故ニ、再ヒ諸大名ヲ尽ク江戸ニ呼集メテ、  
速ニ大會議ヲ設ケ、更ニ此後ノ処置ヲ吟味セント欲  
スル様子アル事、疑フベキニアラサルナリ、  
此ニ奉行ノ転役アリテ、義明當今神奈川ノ奉行糟谷大和  
守ハ他ノ役ニ転シテ、堀宮内其跡役ヲ任セラレタリ、  
駒井大學及ヒ合原猪三郎義直ハ奉行并ニシテ、奉行他出  
ノ時ハ、奉行ノ如ク諸事ヲ取扱ヘリ、且此兩人ハ久  
シク神奈川ニ在留セルモノナリ、  
京極能登高則守ハ長崎奉行職ニ転役シタリ、  
是ニ由テ之ヲ見レハ、外國交易ノ為メニ開キタル諸  
港ノ奉行ハ、任官シタル貴人ニアラサレハ、其職ニ  
任セラレサル以前ノ法律トハ、稍ヤ変革スル様子ナ  
リ、一千八百五十九年当港ヲ開キタルトキニ、日本  
政府ハ其人ノ任官ノ有無ニ係ラズ、奉行職ニ任スベ

キ説ヲ唱へタリ、然レトモ各国ノコンシユル等之ヲ

好マズシテ、通常ノ如ク任官シタル高貴權威ノ人ノ奉行職ニ任セラレン事ヲ好ムト云ヘリ、但シ諸事ヲ熟考スルニ、コンシユル等ノ謂フ所ハ、実ニ当然ノ理ニシテ、当港ノ奉行職ハ高官權威ノ人ニ命セラレント事ヲ望ム所ナリ、

此他重大ナル動靜ヨリ、但シ衆人ノ諸説モ、遂ニ大君ノ評議中ニ取り行ハレサルト見ヘタリ、

当今ノ第九日一九〇九年五月二十八日ニ、外國奉行三人、合衆國ノ使節館ニ來リ、セネラールフロインニ應対シ、合衆國軍艦セームストーンノ甲比丹フライスノ目前ニ於テ、嘗テ小笠原ヨリ贈リタル鎖国攘夷ノ書翰ハ、間モナク再ヒ取り返サルヘキ趣ヲ告ゲタリ、

其後御老中ヨリ各国ノミニストルニ廻文ヲ贈リテ、小笠原ノ書翰ヲ取返サント欲スル由ヲ述タリ、蓋シ各國政府ハ、日本政府ヨリ贈リタル此書翰ヲ目シテ、戦争ヲ始ムベキ告知ヲ為セルニ外ナラズト考ヘタルカ故ニ、今此書翰ヲ取返シタル事ハ、其宜キヲ得タリト云フベシ、

#### 四九一 日本江向ヒ我等ヨリ言出セル事件

四九一ノ一  
(第九月十日一九〇九年七月二十八日倫敦及支那新聞ヨリ撮出ス)

日本ヨリ告來レル最後新聞ニテ、余等以前出セル新聞紙ニ載スル如ク、狡猾ナル日本人ハ、夷狄ト徐々ニ談判スル事無益ナルノミナラズ、大ニ害アル事最明白トナレリ、日本人ノ談判スル主意ハ、大ニ時日ヲ延シテ其詭計ヲ遂ケ、切迫セル事情ヲ免レントスルニアリ、コロネルニール曰ク、日本人償金ヲ払フニ付キテ、大ナル難事夥多アリト、此難事ノ一ハ貧乏ナリ、然レトモ日本國中六十余州内二州程ハ、年々ノ入高佛朗西全國ヨリ更ニ多キ者アルトノ評判アリ、日本國ニハ古昔凶失セル猶太十部ノ人民ノ子孫、猶存セリトシテ推考スルモ、驚クベキニ非サル程ノ猶太人ノ所業ニ甚夕相背タル事ナリ、コンネルニールヨリ第六月二十日、横濱ニ在ル英吉利コンシユルヘ送レル償金ノ請合ノ書翰ニ、堪忍恵ノ意アレトモ、日本人ハ其實意ヲ会得シ得ル事ナシ、然ルニ我方ヨリ強テ償金ヲ送ルベキ事ヲ言出スヤ否、速ニ四十四万墨是可トルラルノ大金、連続シテ我金庫ニ入来レリ、

大君政府ニテ諸事ヲ為サスンハ、我方ニテ十分ニ之ヲ  
為スベシ、近頃木造ノ魯西亞小船纏カニ小砲數門ヲ備  
ヘタル者、日本ノ城塞ヲ攻取り、其守兵ヲ追散ラシ、夥  
數財ヲ奪ヒ返レル事アリ、アトミラールコープモ亦琉  
球島ニ趣カハ、大ナル利ヲ得ン事必定ナルベシ、琉球  
島ノ近海ハ颶風烈シク、暗礁多ク、水流速カニシテ、  
前年葡萄牙人ノ至ルヲ妨ケタリト雖モ、當今ハ此島ニ  
至ラントスルコト、魯西亞人ノ日本砦ヲ奪ヒ取リタル  
ヨリモ更ニ容易カルベシ、余等ハ琉球島ノ入高ヲ以テ、  
日本政府ノ貿易ヲ禁スルノ策ヲ破ルノ手段ヲ廻ラスベ  
シ、然レトモ此等ノ手段ハ、日本トノ交際最危難ニ及  
ベル時用ユベキ策略ナルカ故ニ、爰ニ記載ス、余等此  
度日本ノ教皇（日本帝領地内ニアル羅馬法王ノ如キ者）異  
国人ヨリ言出セル事ノ相談ニ与レルヲ聞ケトモ、當然  
ナリト考ヘ、別段驚ク事ナシ、余等謂テ、此教皇ハ其  
位階帝ノ上ニ在ルト雖トモ、其権勢ハ遙ニ及ハサルベ  
シ、然レトモ此教皇ハ償金ヲ出ス難事ノ一ヲ為セリ、  
大君ハ第四月六日、既ニ外国人ト拒絕ニ及ハントスル  
時ニ当テ、償金ヲ出スヲ命シタリ、然ルニ其後大君ハ  
教皇ヨリ此一事ニ付、逆鱗ノ命ヲ受タルト云ヘリ、此

教皇ハ海外ノ諸事ヲ知ル事、大君ヨリモ更ニ優リタル  
事ナク、又此度ノ事件ハ法教ニ係ル事ナシ、縱令若シ  
法教ニ係ハル事ナリトモ、日本國中ノ法教一致スル事  
ナシ、故ニ先年日本ニ天主教ヲ弘メタルコト、速カナ  
ルヲ得タリ、日本國中ノ人民皆一政府ノ下ニアリテ、  
其命ヲ奉スルハ教皇ノ權威ニモ非ズ、教皇ハ尊ムニモ  
アラズ、又タ法教ノ一致シタルニモ非ズ、然リト雖モ  
教皇ノ政ハ國ノ為ニ害トナリ、開化ノ進ムルヲ妨クル  
者タリ、故ニ余等若シ意ヲ得ルコトアラハ、此ノ如キ  
政度ノ根ヲ刈リ尽サントス、

當今最モ大切ナル事件ハ、攘夷鎖港ノ一条ナリ、我方  
ヨリ拒絶ニ及ハントスル事ヲ言出セル時ノケ条ニ、日  
本政府ニテ十分ニ聞順ハサルハ、已ニ敵対ノ処置ト称  
スルニ足ルノミナラズ、戰爭ノ処置ト云フニ足ル、且  
又タ我商人等ハ條約ニ載タル如ク、日本ニテ開ケル港  
ニ在住シ、絶ヘズ貿易ヲ為スコト当然ナルニ、今ハ余  
儀ナク横濱ヨリ引退キ、我貿易大ニ衰微シ、夥多ノ損  
失ヲ生シタランニハ、我方ヨリ惟償金ヲ望ムヲ為サズ、  
日本ノ教皇及ヒ政帝ヲシテ、決シテ我貿易ヲ妨クル事  
能ハサラシムノ手段ヲ取行フベシ、我方ヨリ以後手強

ク談判ヲ仕掛け、決シテ日本人ノ好メル延引ノ計策ニ  
陥ラサルベシ、第六月二十一日、アドミラールコープ  
ルヨリコンシユルニ贈レル書状及ヒ我新聞紙中ニモ載  
セタル如ク、横濱ニ在住スル異国人、其身ノ危難ナル  
コトノ告知ラセヲ得、其用意ヲ為ス事ヲ得ルハ、悦フ  
ベキ事ナリ、当今商人等危難ニ逢フコトアリト雖モ、  
後年ニ至ラハ此ノ如キ事ナキヲ得ベシ、此危難ノ時ニ  
当リ、我方ニテ十分ナル兵備ナキヲ以テ、暴惡ナル日  
本人我力商人ヲ害スルニ至ルハ、歎息スベキコトニテ、  
其罪ハ英吉利全権ミニストルニ在リト云フベシ、

四九二ノ一  
第十月二十四日上海新聞ヨリ撮出ス

此度薩摩戦争ノ起源ハ、実ニ些少ナル事タリ、当今日本  
ノ危難ハ、去年ヨリリカルドソンヲ殺害セルヨリ始レ  
リ、薩摩ト戦争以后、事ノ成行甚タ因循シテ決セサリ  
シカ、近日ニ至テ、漸ク定マルヲ得ントスル模様ナリ、  
償金ヲ出ス時日ノ延引シタルコトハ、別段茲ニ載スル  
ニ及ハズ、惟 大君ヨリノ願ニ応シテ之ヲ許セルト云  
フノミニテ十分ナリ、政府ヨリ償金ヲ払ヒタレトモ、  
リカルドソンノ親戚及ヒ彼レト同時ニ遊歩シ、傷ヲ蒙

リタル人々ニ分配スベキ金ハ、未タ出スコトナカリシ、  
此償金ヲ得ンカ為メニ、第八月ニ英船鹿児島ニ至レリ、  
其時ノ合戦ノ様子ハ、今諸人ノ好ク知ル所タリ、英吉  
利軍艦ハ其用法熟練ヲ極メテ戦ヒケレトモ、其将校・  
舟人等ノ死傷多ク、船モ又之ニ準シテ破損シタリ、又  
此戦ヲ以テ日本人ノ心ヲ動搖スルニ至ル事ナシ、此戦  
ノ時奪ヒ取タル敵船ハ皆既ニ焼失シ、勝利ノ証表トナ  
ルモノナシ、並細亞地方ノ戦ニテ帷旗旌・大砲等ヲ奪  
ヒ取り、数多ノ生擒ヲ為シ、敵兵ヲ多く殺シタルノミ  
ヲ以テ勝利ト為シ、敵ヲ我力議論ニ服セシムル事ヲ以  
テ、勝利ト考フル事ヲ為サズ、

故ニ日本ニテハ大戦ニ全勝ヲ得タルニアラサレハ、何  
事モ都合能ク行フ事ヲ得ズ、  
當時御門ノ臣下ノ内、英吉利軍船鹿児島ニテ大ニ損失  
ヲ受ケ、反撃サレタリト謂フ者多ク、如此ナル事ハ實  
ニ歎スベシト雖モ、戦ヲ起セル原因ヲ以テ考フレハ、  
其罪全クアトミラールコープルニ在リト云フ能ハズ、  
アドミラールハ數艘ノ軍艦ヲ以テ迫レハ、薩摩モ之ニ  
恐ルベキト考ヘ、遂ニ稍其意ヲ達シタリ、戦ノ勝敗ハ  
強テ論ス可キ事ニモ非ズ、

当日本國中ニテ數党ヲ分チタル形勢、猶ホ以前ト異ナル事ナシ、  
大君ハ其自己ノ領地ニ於テ孤立ノ勢ニシテ、外國人ノ  
援ヲ得ント願ヘルコト明カナリ(本)此一節ハ幕府密謀中「最モ注目スヘキ要點ナリ」

御門ハ外國貿易ニ開キタル港、皆己レノ領地内ニ非ズ  
シテ其利益ナキヲ羨ミ、外國人ヲ驚カシ畏怖セシメ、  
己レト直ニ條約ヲ取結ハシム事ヲ計レリ、  
此大ナル謎ヲ解ク事未タ容易ナラズ、

大君ハ奴隸ノ如ク、大名ノ勢更ニ強シ、佛蘭西アドミ

ラールノ親戚タルモンシニールカミユスノ殺害ニテ、

日本トノ交際必大危難ニ至ラントス、

縱令如何ナル事アリトモ、日本トノ交際ニアル難事ヲ  
除カントスルニハ、必暫時間ノ一決戦ヲ為サバルヲ得  
ズ、

文久三亥年霜月初五燈下ニ写之

小竹山人赤間海

太守公 国父公此由聞召シ、大小寛急ノ別素ヨリナン  
ハアルヘカラサル時機、加之京師ノ形勢危急ノ秋ニ方  
リ、内外ノ国難切迫、特ニ春來數回御上洛ヲ促サレ、  
殊更ニ堺町御門ノ事ヨリシテ、分崩離折ノ機顯然タル  
カ故、小ヲ忍ンテ

叡慮ヲ安ンシ、内ヲ治メ、而シテ後外ニ及ホスハ、此時  
ニ外ナキカ故、忠寛殿及ヒ岩下等カ議ヲ採容シ玉ヒ、  
御上洛發令セラル、ニ至レリ、是ヨリ只管内政整治  
皇威挽回ニ竭力セラレタリ、岩下等ハ仮令ヒ調和スルモ

四九二 〔旧邦秘録〕  
時二末藩島津淡路守忠殿ハ英佛來侵ノ報ヲ聞キ、応援

ノ為メ數百ノ兵ヲ率ヒ來麿セラレシニ、早ヤ退去ノ後  
ニシテ、兵ハ福山ヨリ返シ、家老等其他數名ヲ從へ来  
魔、其時ヨリ時事ヲ憂ヘ、一時調和ノ論ヲ主張シ、窃  
ニ家老樺山舍人・番頭能勢次郎左衛門等ヲ江戸ヘ遣ハ  
シ、夷情ヲ搜索シ、當時内國ノ事情ヲ慮リ、宜シク中  
庸ヲ取り、内外両全ノ策ヲ立、樺山・能勢ノ二名ヲシ  
テ深ク幕吏ト議シ、而シテ後岩下佐次右衛門(本)方等ニ論  
シ、内外寛急ノ別ヲ立テ、其宜シキニ隨フヲ良策トス  
ルニ及ホシタリ、岩下ハ元来知慮アリ、時態ヲ酌ミ事  
ニ處スルノ才アリ、故ニ両士カ説ヲ可トシ、一時調和  
ニ專断シタリ、而シテ後

曲直分明ナルノミナラス、妄リニ我汽船ヲ掠奪シタル  
ハ、其曲ヲ貢論シ、而後チ処スル所アラントス「能勢  
直陳紀事参照、當時ノ事情知ルニ足ル」

(朱)

文久三亥年七月八日、神奈川ヨリ刻附ニテ、翌九日来ル、

英軍艦

一船号 コルモラント

一船将 ブコル

一馬力 六百九十九

一乗組 九十人、内士官十三人

一大炮 四挺

一仕出シ九日以前上海

右英國軍艦、今八日巳ノ中刻入港、薩海之模様、國士ヨ  
リ書翰ヲ以運上所迄申越候趣、神奈川奉行ヨリ御達左之  
通、

一六月廿二日横濱出帆、薩海鹿児島港着之上、三日之間ハ平  
穏ニ引合等致シ居候所、四日目第十二時頃ニ至リ、俄  
ニ薩軍艦并台場ヨリ五六百程發炮イタシ候ニ付、英船  
ヨリモ答炮イタシ、遂ニ薩方之軍艦三艘打沈、并台場  
等ヲモ打崩シ、英之方カビテイン船二人・士官一人・

水夫十三人程死亡有之、同日第二時頃戰爭相済候旨、  
且又薩州行之英船、今夕頃又ハ明朝當港江面に可申  
候間、アトミアール船之物督江面会之上ナラテハ、委細ニ  
ハ相分リ兼候得共、先以此段政府江モ御申立ニモ可相  
成ト存候間、不敢申立之併認メ差進候、

## 横濱横字新聞

## 忠義公史料

市來四郎編  
文久三年七月ノ五止〔扉に、表紙の文字の外に「元国事執掌史料」  
〔紙数一一六枚〕の記載あり〕

## 目録

舊邦秘錄横浜新聞  
鈔訳

〔他〕

鹿兒島湾ニ於テ英國艦隊ト戰鬪概況

薩州政府ヨリ回答書

江戸詰御用部屋書役ヨリ差遣候書状写

舊邦秘錄

四九三 〔舊邦秘錄〕 横濱新聞鈔訳 〔他〕

一千八百六十三年第八月十四日午前九時、薩摩ノ吏二名旗艦ニ来り、昨夕送ル処ノ〔編者曰、川上（但馬）カ回答ヲ云フ乎〕回答ヲ促ス、中将キユーパ氏ハ、此日午前親ラハ「ボーグ号」ニ乗リ、湾内北隅ノ海浜及ヒ一島〔編者曰、桜島ヲ云フ乎〕ノ海浜水ノ深浅・戰闘線ヲ測量ス、時ニ暴風ノ徵顯レタルカ故、各艦ニ令シテトツプゲルンマスト〔總下ヲ降サシム、ルノ語〕

一千八百六十三年第八月十四日午前九時、薩摩ノ吏二名旗艦ニ来リ、昨夕送ル処ノ〔編者曰、川上（但馬）カ回答ヲ云フ乎〕回答ヲ促ス、中将キユーパ氏ハ、此日午前親ラハ「ボーグ号」ニ乗リ、湾内北隅ノ海浜及ヒ一島〔編者曰、桜島ヲ云フ乎〕ノ海浜水ノ深浅・戰闘線ヲ測量ス、時ニ暴風ノ徵顯レタルカ故、各艦ニ令シテトツプゲルンマスト〔總下ヲ降サシム、ルノ語〕

今夕薩摩吏二名又旗艦ニ来ル、中将キユーパ氏ノ報答ニ、明日午前十時迄ニ回答ヲ待ツヘキヲ約シタリ、

公使ニキーレハ、薩摩重役川上但馬カ回答書フ閱スルヤ、到底英國ノ要求ニ応セサルヲ察シ、遂ニ海軍中將ニ請フテ、最後〔編者曰、最後ノ處分ト云フ乎〕ノ處分ヲナサンムル事ニ遷レリ、依テ海軍中將ハ前約ニ違ヒ、一千八百六十

三年第八月十五日ノ払暁〔Pearl〕、ピサル号ノ艦長海軍大佐ボーラス〔Borras〕、コクエット号・アーガス号及ヒレース〔Racetorse〕ホースノ三号薩摩ノ汽船三隻ヲ拘獲シ、之ヲ各艦ノ舷側ニ結着シ、第三碇泊所ノ海ニ携ヘ来レリ、薩摩ノ士官四五名每船ニ乘組居タリ、其船ニ乗ル所ノ士官二名ヨリ島津家ノ訓令ヲ乗員ニ諭達シ、談判中兵

端ヲ開ク事ヲ禁シタリ、依テ此時乗員ハ皆上陸セシメ  
タリ編者曰 松木・五代ノ二名ヲ除キ、其他士官及、中将キユーパ  
ヒ乗員ノ者、悉ク桜島小池村ニ上陸セシメタリ、  
ハ右三船ヲ拘留シテ、生麥ノ報酬ニ充ツルトキハ、島  
津氏ニ於テモ必ス自ラ公使カ要求ニ応スヘシト思惟セ  
リ、

以上記スル処ノ新聞紙各異同アリ合テ、紙、其中ニ第九紙及海軍雜  
誌ニ記ス処詳悉ナルノミナラス、事実確當ナリトス、編者力輩  
モ戰争ノ實況記贋スル処アレハナリ、

第十一号〔番号四七九の第四横浜新聞と同文により削除〕

四九三ノ二号〔番号四八三と同文により削除〕

四九三ノ三号

四九三ノ四号

英艦横濱ニ退キタル後、同国人等ヘ談話ノ記左ノ如シ、  
一千八百六十三年八月十七日午後艦船ノ修復終リ、午  
后一時鹿兒島各艦一同拔錨シ、湾ヲ出テ東北ノ間ニ  
針道ヲ定メ、横濱ニ向テ發向セリ、〔マ マ〕号ハ機関ヲ  
損シ、仮修復ヲナセシト雖トモ、四五英里ヲ航シタル

時又損壊ヲ生シタリ、故ニ鹿兒島湾口ニ停メタリ

編者案

小根占冲ニ残シタ、此ノ停メタル船中ノ人々ハ、皆死ヲ決シ  
ル船ナヘルヘシ、  
ル船ナヘルヘシ、此ノ停メタル船中ノ人々ハ、皆死ヲ決シ  
テ別レタリ、果シテ薩摩ノ兵ニ襲ハル、ヲ期シタリ、  
此航中薩摩士官二人ノ生捕ノ者ハ艦牢中ニ置キタリシ  
モ、甲板上ノ遊歩ヲ許シ、懇ニ遇シ、薩摩ノ情寒ヲ聞  
キタリ、其云フ処英艦入湾スヘキヲ前知シ、放擊ノ準  
備ヲナシタリ、又戰略ノ趣ヲ述タリ、茲ニ於テ他日再  
襲ノ計略ハ一変シタリ編者曰、松木・五代カ我軍備ノ、  
次第ヲ説キタルヲ云フナラン乎、  
再襲シ公使ノ要求ヲ達セんニハ甚タ困難ナリ、單ニ再  
襲シ海陸攻擊スルトキハ、數年ヲ経過スルニ非ラサレ  
ハ、到底公使ノ意ヲ達スヘカラサルナリ、  
大舉再襲スルモ一艦隊ト又半艦隊トヲ要シ、陸兵一千  
人ヲ要セサルヲ得サルナリ編者案スルニ、一艦隊ハ八隻、又半艦隊  
ハ四隻、合テ十二隻ナリハ外、三連装船數  
艘ヲ附屬スルヲ後回海、  
人ヲ要セサルヲ得サルナリ編者案スルニ、一艦隊ハ八隻、又半艦隊  
ハ四隻、合テ十二隻ナリハ外、三連装船數  
艘ヲ附屬スルヲ後回海、  
斯ノ如ク備ヲ要スルニモ、少クモ八ヶ月間ノ后ニ非ラ  
サレハ、鹿兒島湾ニ艦ヲ廻ラスコト能ハサルヘシ、  
然ル時ハ島津氏モ其間ニ台場ヲ再修シ、大小砲ヲ備増  
スノ設アルヘシ、大砲ハ新式ノ設ナシ得ヘカラサルヘ  
シ、之レ頼ム処ノ製造所ヲ焼滅セシカ故ナリ（事實如  
所記）

鹿兒島ハ日本第一ニ位スル陸戦ニ長シタリ、兵士ノ勇

文久 3 年(1863)

社ナルモ、又亞細亞州中ニ抽タリ、速ニ再襲ヲ促カサ  
、ルハ、大英國ノ恥辱ナル、無論中将及ヒ大中少佐ノ  
面目ヲ下セハナリ、中將及大中少佐ノ思惟モ、前日ノ  
戦ハ不幸ニ帰シ、榮誉ヲ得サリシト思定シ、再襲ヲ望  
ムコト尤切ナリ、

公使ノ要求モ水泡ニ帰シタルノミナラス、惜ムヘシ、  
二人ノ中・少佐ヲ失ヒタルハ、甚々恥ル処ナリ、  
二人ノ中・少佐大英國ノ為メ身ヲ致サレタルハ、神人  
共ニ敬惜ニ堪ヘサルナリ、

以上新聞紙及聞見録十二葉、悉ク大同小異ナリ、亦左ニ記スル  
処ノ海軍雑誌説ハ誤謬少キ力如シ、適々誤レルハ嵌註ヲ加ヘタ  
リ、

四九三ノ五  
海軍雑誌記載スル所左ノ如シ編者曰、海軍雑誌ハ我カ海軍省ニ於テ、明治十九年ノ秋編修ニ係ル汎ク内外ノ説  
ヲ、史乘ニ求メテ記シタル者ナリ、中ニ本藩英國トノ戰、  
彼ノ国史中記スル處ヲ抜萃記載シタル者ナリト云フ。

一千八百六十三年八月三日我文久三年、  
六月廿二日、英吉利國支那海

鎮司令長官海軍中將キュー・パ、部下ノ艦隊ヲ帥ヒテ日

本横濱ヲ発シ、九州島鹿兒島湾ニ向フ、此時日本人二  
名ヲ以テ引水者トス所謂水先案内者ナリ、在日本英國代理公使陸

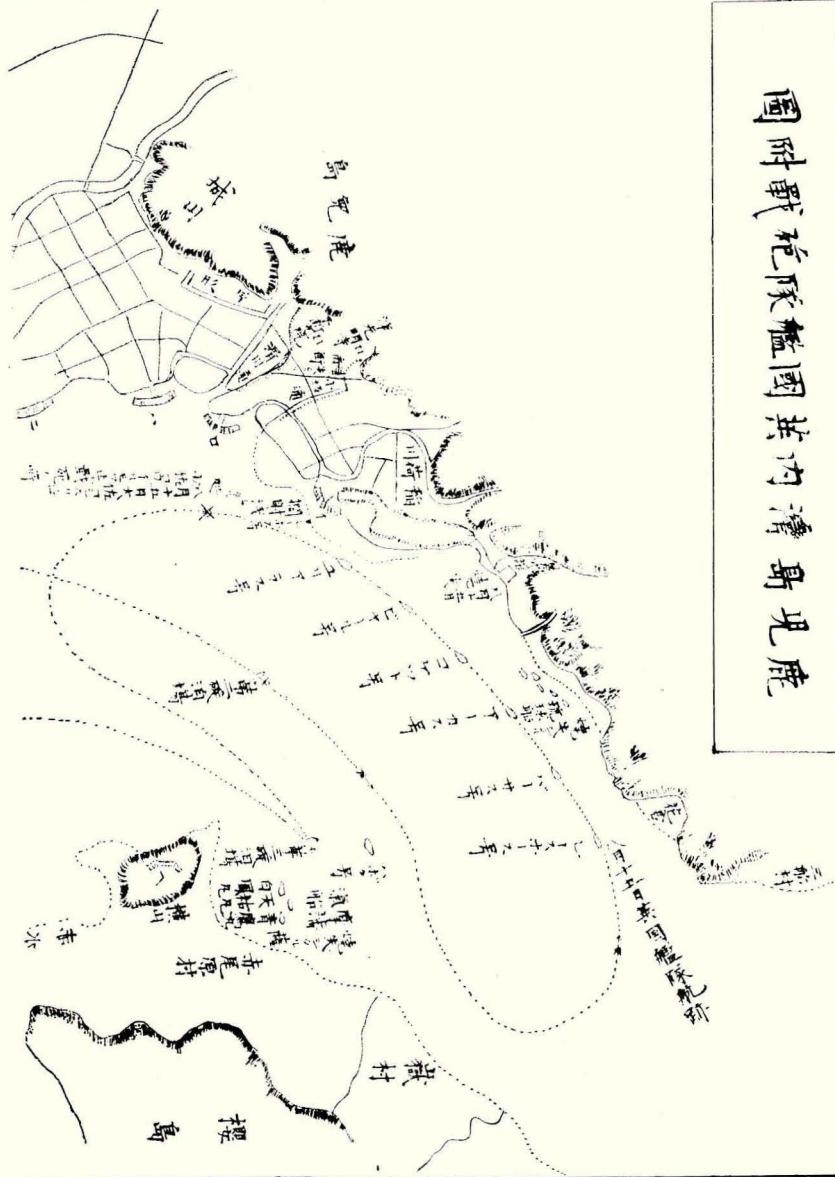
軍中佐ニールモ旗艦ニ乗り込ミ、同シク鹿兒島ニ赴キ

タリ、此他訳官イユズテン(Eusden) 英国 及ヒンキーポルト(Siebold) 和蘭人  
二名從隨セリ、又訳官ガワ、マクドナル、ウカリス、  
フレチヤ及ヒサトウ(F. M. Sato) 仏人、幕府雇ナリ 五名ハ各艦ニ一名分乗セ  
シメタリ、皆支那及日本語學士ナリ、○艦名左ノ如シ、

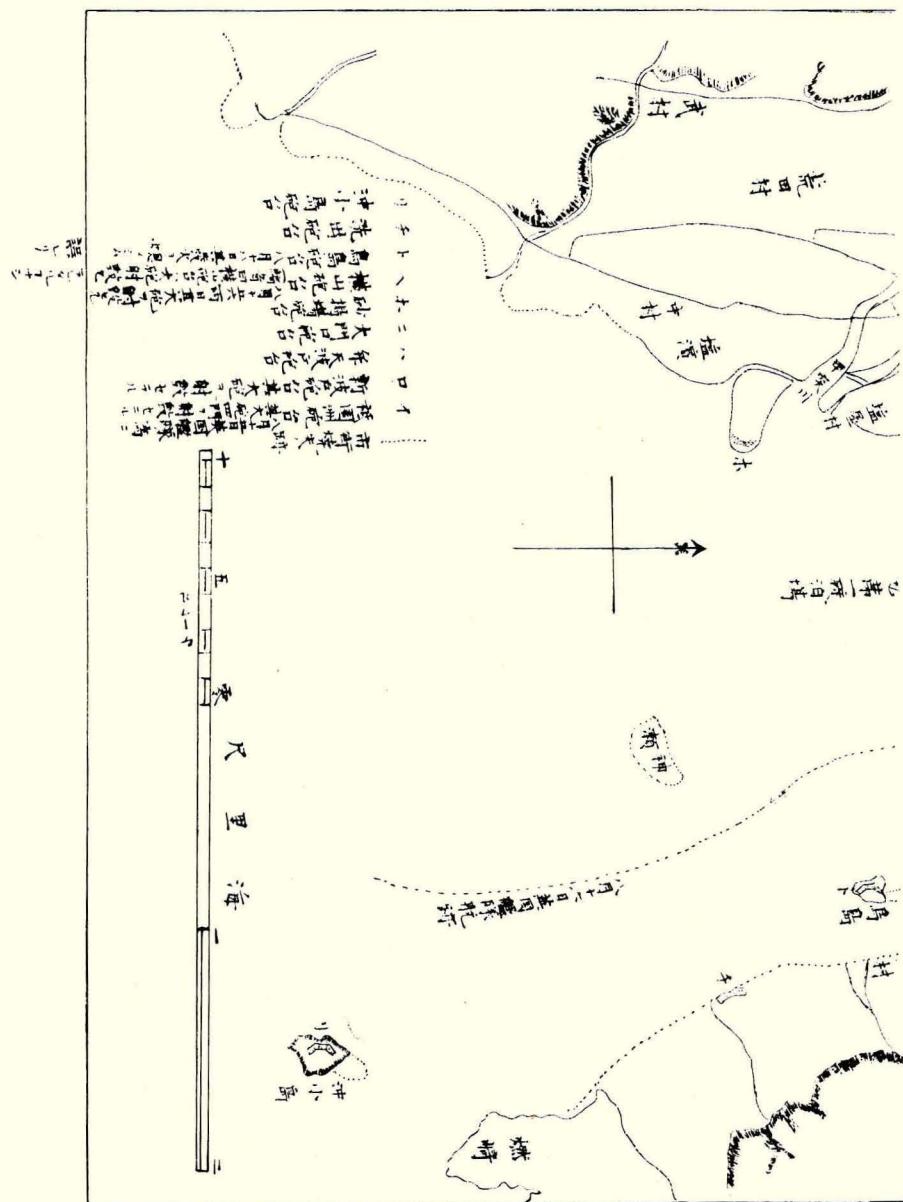
艦名	艦長名	乗組人数	蒸氣馬力	大砲數
ユリアラ [Uryau]	ジヨス [Josting]	六百人	四百	四十六 <small>海軍少將官司ヨーハバ</small>
ピヤール [Pearl]	ホーレス [Horace]	二百四十五人	四百	二十一
ペーサス [Persens]	キンブング [Kingston]	百七十二人	三百	
アーガス [Argus]	ムーア [Moore]	百七十人	十七	
レー [Racehorse]	ボンクサ [Boxer]	百〇三人	二百	
コクエツ [Coquette]	アレキ [Alexander]	七十八人	四	
トコケット [Coquette]	アレキ [Alexander]	六		
ハボック [Havoc]	プール [Pool]	五十人	六	
合計		六十		
千四百十八人		三	四	
合計		百〇一門		

八月十一日日本六月廿七日午後十時、英國艦隊鹿兒島ニ投錨ス、  
(谷山ノ沖)

國附戰苑隊艦國共內清身鬼鹿



文久 3 年(1863)



○鹿兒島諸台場ハ衛兵アリ、○鹿兒島及ヒ其他砲台ノ位置及ヒ大砲左ノ如シ、

位置及ヒ大砲左ノ如シ、

編者曰、砲數彼レ七隻ニ備フル処百〇一門、我カ十一砲台ニ備フルハ八十二門、其中戦争ニ供シタルハ七八八門ニ過キサルナリ、

四九三／六  
鹿兒島各所砲台ニ備フル處ノ砲ノ種類左ノ如シ  
人探訪シ記ス、奴ノ砲數又ハ斤量等誤謬アリト雖トモ、英人探訪シ記ス、奴ナル方故、改正ヲ要セス

茲ニ記ス

一滑膚砲青銅製

蘭式 百五十斤第三・第四砲台二門第三ハ新波戸ナ、第四ハ弁天波戸ナ

ノラ、

一蘭式 八十斤砲

一蘭式 長短二十四斤砲

一蘭式 八十斤砲及ヒ六斤砲等

一白砲青銅製

蘭式二十九寸石臼砲

二十寸臼砲

蘭式陸用鉄撃

一砲車

守城兼海岸砲或ハ四輪車櫈盤及ヒ軌道各木製象限儀用、

一弾

								位置		大	
								攻城砲、野戰砲		砲	
								合計		記事	
合	第一山	沖小島	櫻島洗出	烏島	櫻島横山	祇園州	辨天波戸	新波戸	砂揚場	大門口	第一
計五十八	川	四	五	四	五	四	七	十二	八	二	十一
十一				一	三		二	三	三	一	露砲台ニシテ防弾火薬庫アリ、
十二				一			四	十三	四	一	露砲台ニシテ防弾火薬庫合ニシテ番兵
二三八十一		四	六全	五	六	八	十七	十七	四	四	露砲台ニシテ番兵
		横堤三		如陰砲合ニシテ防弾火薬庫台ニシテ番兵	如ク見ユヲ設ケス	横堤五	小屋露砲台ニシテ番兵	小屋露砲台ニシテ番兵	小屋露砲台ニシテ番兵	小屋露砲台ニシテ番兵	小屋露砲台ニシテ番兵

鉄実彈

榴弾

霰弾

編者曰ク、茲ニ記ス処ノ英艦死傷表ハ、各新聞紙ニ記ス処ト差アリト雖モ、此ノ數ヲ以テ正確ナル者ト認定ス、

英艦死傷表

艦名	死亡	負傷	死傷合計
ユリアス	十	二十一	三十一
ピヤール		七	七
コケット	二	四	六
アーカス		六	六
レースホース	一	九	十
合計	十三	五十	六十三

^アーテイン

十七年

以上十一名即死編者曰、前ニ記ス処ノ名ト差ヘリ、何レカ是ナリヤ。今本書ノ如ク記ス。

薩兵死傷表編者曰、此ノ表ニ記ス処ハ、戦争後英人探索ノテ記シタル者ニシテ、誤謬アリト雖トモ削除ヲ加ヘス。

合計	遊兵	台場八ヶ所	沖小島台場	死	重傷	後日死	重傷	軽傷	死傷合計
四	二			二	一				
一									
四	二	二							
八	二	一							
十七	六	三							

四九三ノ七  
英兵戦死人名左ノ如シ、  
チ [Josung]  
〔スクリン〕  
ヘアーニー  
〔Wharf〕  
ウキルモット  
〔Fleming〕  
フーリング  
〔Lanskerガ〕  
ヒーデスエツト  
二十三年  
二十一年

編者曰、以上記ス処ノ死傷数ハ第一巻ニ記スカ如ク、  
戦場ニ臨ンテ死傷ノ者ハ僅五名死者五名ノ中、現ニ被傷ニ臨  
其他ハ兵士ニアラス、流弾ノ死シタルナリ、ニ過キス、其他ハ流弾ノ為メ不虞ノ  
死ニ罹レルモノナリ、故ニ英艦ノ死傷ト同視スヘカラ  
サルハ多言ヲ要セス、茲ヲ以テ勝敗ヲ論スルトキ  
ハ、死傷ノ多寡ト進退ノ枢機ヲ以テスルハ、和漢洋

ウエレン  
〔Warren〕  
スニチ  
〔Sunchi〕  
ヤードレイ  
〔Yardley〕  
ヘーヴキンス  
〔Fins〕  
ブイーン  
〔Harding〕  
十九年  
二十七年  
三十二年  
二十三年  
二十四年  
二十九年  
三十二年  
三十三年  
三十四年  
三十五年  
三十六年  
三十七年  
三十八年  
三十九年

古今ノ通義ナリ、然ルニ彼ハ臨戦者ノ死傷我ニ數倍

ナルノミナラス、將校二名即死セルアリ、或ハ貴重

ナル鎗索ヲ放棄シタルハ、彼ノ軍法上一大欠典ニシ

テ、狼狽ノ形況論ヲ俟タサルナリ、或ハ三日ニ至リ

テ倉皇退艦シタルハ、敗走ト云フモ不当ノ言ト謂フ

ヘカラス、其他各艦共ニ索具或ハ蒸機ノ要部ヲ擊壊

セラレ、或ハ一艦ハ壞損シテ機関ノ運転ヲナスコト

能ハス、四五日間小根占海ニ繫碇シテ修繕ヲ加ヘ、

援艦來リ挽キ去リタリ、我ハ市街数百戸ヲ燒燼セラ

レ、或ハ製造所ヲ燒カレタリ、是ヲ戰闘ノ損亡ト謂

フヘシト雖モ、三日ニ至リテ彼カ上陸ヲ待チタリ、

或ハ彼退艦ノ時砂揚場・大門口又ハ櫻島三所ノ砲台

或ハ沖ノ小島ヨリ砲撃シ、未タ足レリトセスト雖モ、

彼ハ我砲台前ヲ遙ニ隔リ航通シ其距離凡ソ十、四五町許、敢テ近ツ

キ挽戦セサリシ故、遺憾ナリト雖モ放発ヲ罷メタリ、

惜ムラクハ、我レニ追蹤ノ軍艦備ハラサルニアリ、

是等ノ点ヲ以テ勝敗何レニアリヤ、識者ノ論判ヲ待

タスシテ、我レ捷ヲ得タリト云フモ誇言ニアラサル

ヘシ、然ルヲ況シヤ彼ハ貴重ノ鎗索ヲ放擲シタルハ、

狼狽ノ尤モ甚太シキト謂ハサルヲ得ンヤ、

鹿兒島湾内砲撃ニ使用セシ英艦アームストロン砲報告者編  
四九三／八  
後、此ノ報告書ハ横浜港ニ退キタル者ナリト云フ、  
本国ニ報シタル者ナリト云フ、

### 第三百六十四号

#### アームストロン砲報告

拝啓、余ハ今回ユーリヤラス号・コケット号・パーシュ

ース号・アーガス号及ヒレースホース号ヨリ、過般鹿

兒島砲撃ノ際ニ使用シタルアームストロン砲ノ種類・

其發射ノ數及ヒ其損害等ニ閑スル詳細ノ条件、并ニ該

砲ノ功用ニ關シテ、此等ノ艦船ヲ指揮セシ諸將校等ノ

所見ニ於テ、有益ト察セラレタル事件ヲ記載シタル報

告書ヲ差出サシメタルニ付キ、別紙五件相添ヘ、之ヲ

海軍本部委員ノ高覽ニ供スル為メ進達ス、

千八百六十三年九月廿一日我文久三年八月

横濱在泊ユーリヤラス号ニ於テ

海軍中將兼司令長官

アウガスタス・キューパア署名

龍動府

編者曰、有名ナルアームストロン砲、日本ニ於テ其功用ヲ

文久3年(1863)

ト少カリシト云フ、  
知リタルハ此ヲ始メトス、歐州ニ於テモ未タ実功ヲ見ルコ

別紙第一号

ユリヤラス号裝載、アームストロン砲及ヒ其砲車ノ報告

全	全	火門鉄			全	全	全	全	全	全	全
全	四十斤砲全	百十斤砲			一 二 百 十	四百六十	八十	五十二	四十五	四十五	全
全	鑄製	鐵製			全	全	全	全	全	全	全
全	会社エルジク	工官廠立			全	全	全	全	全	全	全
A八十	B四十四	A百六十四	番号	頸ヨリ折断ス、	六十二	三十四	三十三	三十一	十二	十二	十二
全上	全上	折裂ス			五	七	九	十二	十一	十一	十一
				★此印ハ大砲装載後ノ発射数ヲ示ス者ニシテ、 空砲ハ之ニ算入セサルナリ(★印は記載なし)	開裂ス	シテ一室七凸 少尹ヲ距条五 火シノ距条五 門ク処ル凡個 鉄欠ニ凡個 又損於ソ弾	損床火一尹室二 板門尹ノヲ去ニ 及鉄程處ニル 砲裂欠ニル 車開破シシテ一 彈	レバ柄火吹キ落サ ルヒ鎌吹キ落サ ル火門鉄裂開ス			
					十一	十三	十一	十三	十一	十一	十三

★此印ハ大砲装載後ノ発射数ヲ示ス者ニシテ、  
空砲ハ之ニ算入セサルナリ〔★印は記載なし〕

全	全	全	B 二十一	全 上
全	全	B 八十	全 上	
全	A 四十五	顎ヨリ折断ス		

英國軍艦ユーリヤラス号裝載アームストロン砲、鹿兒島ニ於テ実験ノ成績附録

百十斤迴転砲ハ八月十五六ノ両日、共ニ大仰角ヲ照準度高点

ヲ云用ヒテ急発ヲ行ヒタリ、其激動ハ極メテ大ナル者ナリシカ、十六日十二度ノ仰角ヲ用ヒテ、四千碼ノ日本日

打数凡ソ二十三余距離ヨリ十三弾ヲ發射シ、且ツ至大ノ仰角ヲ

用ヒテ二弾ヲ發射シタル時ノ如キハ、激動ノ勢力殊ニ大ナルヲ覺ヘタリ、砲車ノ後横托ハ照準索ヲ通過セシ

メタル孔ヨリ欠損シ、而シテ砲車ノ両側板ハ甚シク振動シタル為ニ折裂セリ、櫈盤ハ退却セントスル徵ヲ示

スト雖モ、後部ノ螺旋跳出セシ故ヲ以テ、微シク彎曲シタルニ過キス、

十五日ニ頸ヨリ折断シタル火門鉄ハ即刻検査ヲ遂ケタルニ、其砲内ニ遺存シタル部分ハ堅固ニ本来ノ位置ニ定着シ、而シテ少シク力ヲ費シタル後、能ク之ヲ抽出シタル程ナレハ、砲尾螺旋ヲ正シク扭緊シタルコトハ

明白ナリトス、此變異ハ何故ニ之ヲ來シタルヤ、其原因ヲ示スニ足ル可ヤ、証徵一モ見ルヘキモノ無シ、強ヒテ此縁由ヲ解釈セント欲セハ、前表ニ示シタル如ク、此火門鉄ハ鉄製ノ者ナルカ故、之ニ疵瑕ノ存シタル者ト想像スルノ外、他ニ道ナキナラン、砲車ハ(元来一ノ六十斤砲ニ用ヒタル所)旧物ナレハ、同一ノ仰角ヲ以テ、之ヨリ滑膚砲ヲ發射シタルモ、恐クハ殆ント同様ノ損傷ヲ來シタルナラン、然リト雖トモ、砲車及ヒ後横托ハ一層堅固ニ造ラサル可ラス、何ントナレハ十八斤砲ニ用フルトキハ、其装薬三等ニ類別シタル者ニテ、最強装薬ヲ使用スルハ甚タ稀レナルカ故ニ、断ヘス強大ノ激動ヲ受ル患無キモ、アームストロン砲ニ至リテハ其装薬常ニ同一ノ者ナレハナリ、遠距離ニ於テ執行シタル該砲ノ実験ハ極メテ善キ成績ヲ顯ハシタリ、現今使用セラル、弾丸中、実ニ至大ノ破壊力ヲ具ヘタル者ト称シテ可ナルヘキ、着発信管破裂彈ヲ云フ導火管挿入シタル通常榴弾ノ功用ニ至ラハ、如何ニ之ヲ讚美スルモ侈言ニ非ラサルナラン、該弾ハ一モ不発ノ者無キ力如シ、極メテ精密ニ之ヲ觀望シタルニ、其爆発ノ声響ハ四千碼日本里數ノ距離ヲ隔ツルモ、尚ホ分明ニ聞ヘタリ

編者日、不発ノ彈許多アリシ、  
事実ハ、後卷ニ記スカ如シ。

如何ナル場合ニ用フルニモ、着発信管ハ時限信管或ハ  
ムーマソム信管ニ比スレハ、大ニ優レル者ノ如シ、何  
トナレハ、前記ノ者ニハ之ヲ整合スル際、許多ノ注意  
ヲ要スルノ不便有リ、又後記ノ者ニハ土功

砲台ノ土云

防

物ニ對シテ發射シタル、爆発セサルノ不便有レハナ  
リ、射擊距離大ニ改變シ、而シテ急発ヲ持続セント欲  
スル時ノ如キハ、着発信管ノ功用、自余諸信管ノ右ニ  
出ツルコト極メテ明白ナリトス、何トナレハ該信管ハ

僅ニ胸壁ノ項ニ触ル、モ、乃チ爆発ノ功ヲ奏スレハナ  
リ、四十斤砲モ百十斤砲ト同様ノ短処無キニ非ラス、  
其砲車薄弱ニシテ、大仰角ノ連発ヲ支フルニ足ル可キ  
力ヲ具ヘサルコト是レナリ、二個ノ床板ハ激動ノ為メ  
破壊シ、六個ノ火門鉄ハ廢物ニ属セリ、但其内ニテ四  
個ハ全体ニ横過セル深キ裂痕ヲ生シ、一個ハ百十斤砲  
ノ火門鉄ノ如ク、其頸ヨリ折断シタリ、然レトモ此損  
傷ハ、砲尾螺旋ヲ正シク扭緊セサル為メニ來レル者ナ  
ルコト、疑ヲ容レス、而シテ他ノ一個ハ之ト同一ノ原  
因ヨリ、其把柄ト鎖ヲ吹去ラレタリ、急発中ニ火門  
鉄ハ熱ヲ生シ膨張シタルカ故、再ヒ冷ヘタルトキハ銅

鎧ハ脱却シタリ、此ノ如キ変異ハ二回有リタルニ過キ  
ス、而シテ孰レモ裂痕ヲ生シタル火門鉄ニ起リタルコ  
トナリトス、膳内ノ四条ニ生シタル損傷ハ皆瑣末ニシ  
テ、論スルニ足ラス、

百十斤舷側砲ハ屢々發射セサリシ故ヲ以テ、毫モ損害  
ヲ被ラス、

該砲ヲ除キテハ、大仰角ヲ用ヒテ引続キ發射スルトキ  
ノ激動ニ耐ユ可キ、堅牢ノ砲車ヲ具ヘタル如ク思ル、  
者、一モ存スルコト無シ、

該砲ハ榴弾砲トシテ用フレハ、中甲板上ニ於テ甚夕貴  
重ス可キ者トス、然レトモ砲門ヨリ發射スルトキハ、  
上甲板砲ト同一ノ距離ニ於テ之ヲ使用ス可キ程ニ、十  
分ノ仰角ヲ用フルコト能ハサル可シ、

砲術長

リチャード・イー・トラセー署名

艦長

セー・ビー・アレキサンダア批准

別紙第二

コケツト号裝載アームストロン砲報告

アフ・アレキサンダア批准

横濱在油ニケツト号

大尉アルベルト・イー・レー署名

文久 3 年(1863)

別紙第五レースホース号裝載アームストロン砲報告

砲種	記号	發射ノ数	事
彈實彈及榴	皆無	空砲	記
官立砲廠號、千八百六十九年製、彈丸符号	皆無	皆無	砲車尾ハ十七回ノ發射ニ於テ破壊ス、
榴實彈四一	皆無	皆無	
二	片銃榴彈二十五	發射鹿兒島ノ数	
八發〔未合計〕七十	片銃榴彈二十四	發射鹿兒島ノ数	
「未」片銃榴彈三十四	片銃榴彈二十一	發射鹿兒島ノ数	
通常榴彈四	片銃榴彈二十	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈三十四	片銃榴彈十九	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈三三	片銃榴彈十八	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈三二	片銃榴彈十七	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈三一	片銃榴彈十六	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈三十	片銃榴彈十五	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈二九	片銃榴彈十四	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈二八	片銃榴彈十三	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈二七	片銃榴彈十二	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈二六	片銃榴彈十一	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈二五	片銃榴彈十	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈二四	片銃榴彈九	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈二三	片銃榴彈八	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈二二	片銃榴彈七	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈二一	片銃榴彈六	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈二〇	片銃榴彈五	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈一九	片銃榴彈四	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈一八	片銃榴彈三	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈一七	片銃榴彈二	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈一六	片銃榴彈一	發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈一五		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈一四		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈一三		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈一二		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈一一		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈一〇		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈九		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈八		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈七		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈六		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈五		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈四		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈三		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈二		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈一		發射鹿兒島ノ数	
片銃榴彈〇		發射鹿兒島ノ数	

(朱) 「編者曰、以上記ス処、彼放発大小各種ノ弾数凡ソ四百八十一個ニ及ヒタリ、」

田原陶章曰、(後ノ十七日)  
四日午後英艦云々、七艘ノ内一艘小根占  
砲台前面凡一里許ノ處ニ碇泊ス、夜入前口ケット火  
発ヲ放ツ、田間ニ打込ム、取揚テ見ルニ、鐵管直徑三  
寸余、長二尺五寸余、矢木詳ナラス、長一丈三尺許ア

四九四 鹿児島湾ニ於テ英國艦隊ト戦闘概況

四九四 英国外務卿ラツセル氏ヨリ、日本駐劄同國代理公使  
ニール氏ニ与ヘタル書

リチアードソン氏虐殺事件、及ヒ氏ノ同伴者タリシニ

リ、鐵管ノ上ニ小榴弾ヲ附着シアリ、是ニハ火伝ヘス、番号92トアリ、

紳士並ニ一婦人襲撃事件ハ、大ニ我英政府ニ辱ヲ被ラシメタリ、  
我政府ハ最初、日本政府ハ直ニ兎徒ヲ糾問シテ相当ノ  
刑ニ処シ、且更ニ謝罪ヲ表シ、以テ彼ノ犯罪ノ決シテ  
小事件ニ非ラサリシコトヲ表明スルナラントノ希望ヲ  
有シ居リタリ、然ルニ十一月十六日付、日本外國奉行  
一書ニ由レハ、全ク此希望ヲ消散セシムルニ至レリ、  
日本外國奉行ハ卑怯ニモ逃辞ヲ設ケテ曰ク、三郎ヨリ  
幕吏ニ与ヘタル書答中ニハ、甚不相當ナル事アリト、  
又曰ク、奉行ハ該事件ニ就キ、尚ホ一層精密ナル穿鑿  
ヲ遂ケ、然ル後其結果ヲ貴下ニ報道ス可シト、  
抑右ノ虐殺ヲ行ヒ、且又同時ニ他ノ殺害ヲ行ハントシ  
タルコトハ疑ヒナク、日本閑老人ノ存知スル所ナルヘンシ、  
而シテ苟クモ其職任ヲ知リ、且ツ之ヲ尽シ得ルノ力ヲ  
有スル一政府ノ為スヘキ処置ハ、唯此兎犯ヲ捕ヘテ、  
之ヲ糾問伏罪セシメテ死罪ニ処スルニ有ルナリトノ事  
モ、又能ク詳知スル処ナラン、然リト雖モ是等ノ処分  
ハ其一部タモ、尚未未タ着手セラレサリシ者ノ如シ、英  
国政府ハ其当サニ要求ス可キ賠償ノ確定スルニ当リ、  
日本国政治ノ異常ナル体裁ニ就キ思考ヲ下タシ、而シ

テ遂ニ我英國政府ニ対シ、責任ヲ有スル者ニ二派アル  
コトヲ知レリ、乃チ其第一ハ、白屋街道ニ於テ英國臣  
民ヲ攻撃虐殺シタル者アリテ、其人判然シ居レトモ、  
遂ニ其罪ヲ問フコトヲ為サ、ル江戸政府、第二ハ此恐  
怖ス可キ罪科ヲ犯スニ當テ、事實命令ヲ下サドリシト  
為モ、尚ホ其臣下ノ之レヲ犯スコトヲ許シテ、更ニ之  
レニ刑罰ヲ加ヘサル島津三郎久光ノ親族ナル大名薩摩公ナ  
リ、貴下ハ賠償トシテ、左ノ条件ヲ日本政府ニ要求ス  
ルノ訓令ヲ受クル者ナリ、

第一 条約上ニテ通行ヲ允可シタル道路ヲ通過スル  
英國臣民ニ、攻撃ヲ加ヘルコトヲ許シタル罪科ノ  
為メ、十分ナル正式ノ謝罪状ヲ出サシムルコト、  
第二 此罪科ノ罰金トシテ、日本政府ヨリ十萬磅ヲ  
領収ス可キ事、

次ニ貴下ハ左ノ条件ヲ大名島津公ニ要求ス可シ、

第一 リチャードソンヲ虐殺シ、及ヒ其同伴者タリ  
シ婦人・紳士ヲ攻撃シタル犯罪者ノ首領ヲ、英國  
海軍將校一二名、目前ニ直チニ糾問シテ、之ヲ死

刑ニ処スル事、

第二 虐殺ニ遇フタル者ノ親戚及當時纏カニ身ヲ以

テ虐殺者ノ刃鋒ヲ免カレタル者ニ分与スヘキ金額  
二万五千磅ヲ領収スヘキ事、

若シ日本政府ニシテ此賠償ヲ拒絶スルトキハ、貴下ハ  
此事ヲ其地海鎮ノ海軍將官、若クハ先任將校ニ通報シ、  
之ヲシテ返報主義又ハ封港主義ナリ、若クハ此ニ主義  
ナリ、孰レモ將官カ此目的ヲ達スルニ、最適切ナリト  
信スル所ノ主義ヲ実施セシム可キ筈也、之レト同時ニ  
貴下ハ此訓令大主意ヲ、日本在留歐州諸國ノ公使及ヒ  
海軍司令官ニ通知シ、且此騷乱中諸外国人保護ノ事ニ  
就キ、貴下ハ英國海軍將官及諸外国海軍將校ト宜ク商  
議ヲ為スヘシ、

又薩摩大名ニシテ、若シ直ニ此要求ニ應セサルトキ、  
若クハ之レヲ履行セサルトキハ、海軍將官ハ其旗艦及  
ヒ其他必要ノ軍艦ヲ率ヒ、薩摩公ノ領地ニ赴クカ、然  
ラサレハ同處ニ十分ノ兵勢ヲ差遣ス可シ、聞ク、薩摩

公ノ領地ハ九州島ノ極南端ニ位スル一半島ニシテ、其  
東南ニハ乃チ一港アリト、蓋シ此港ノ封鎖果シテ便利  
ナルカ、若クハ同公住所ノ砲擊必ス行ハル可キヤ等ノ  
問題ニ閉シテハ、海軍將校官若クハ先任將校ハ、本国  
政府ヨリモ遙ニ能ク之レヲ断定スルヲ得ヘシ、又聞ク

所ニ拠レハ、薩摩公ハ歐州ヨリ購買セシ高価ノ汽船ヲ  
所有セリト、然ラハ我要求ノ行ハル、迄ハ、是等ノ汽  
船ヲ捕獲、若クハ抑留シ置クコトモ、亦一策ナル可キ  
歟、

日本政府若クハ薩摩公ニ對シテ是等ノ処分ヲ施ス間  
ハ、海軍將官ハ務メテ我臣民及其財産ノ安全ナラサル  
諸港ノ防禦ニ、注意セサル可カラサルナリ、

日本政府ト右大名トノ區別ハ、必ス明白ニ為シ置ク可  
キ要點ナリ、

日本閥老ノ云フ処ニ拠レハ、薩摩公ハ最モ勢アル一大  
名ニシテ、容易ニ日本政府ノ束縛ヲ受クル者ニ非ラサ  
ルナリト、然レトモ同公ハ勿論、其他ノ大名ト雖モ、  
斯ノ如キ理由ノ為ニハ、犯罪ノ為メ蒙ル可キ刑罰ハ、  
決シテ之ヲ免カルヲ得サル可シ、

千八百六十二年十二月廿四日（文久二年十月）

外務省ニ於テ

ラツセル印

日本駐劄英國代理公使

陸軍中佐ニール貴下

又ハ薩摩・日向・大隅・琉球諸島ノ政府ヲ綜理スル上官へ

シ、

千八百六十三年第八月十三日(我文久三年九月廿一日)

在日本大不列顛公使館二於テ

去年第九月十四日(即我文久二年八月廿一日)、東海道  
金川近辺ニ於テ、殿下ノ親父タル島津三郎ノ行列中ニ  
在リテ、其乗輿脇ニ列シタル者兵器ヲ帶ヒス、且無罪  
ノ英吉利一商人ヲ殺シタル事ハ、殿下既ニ能ク知ル所  
ナリ、又同時ニ右家臣右商人ノ同伴人ナル英國紳士二  
名、及ヒ婦人一名ヲ襲撃シ、紳士二名ハ大傷ヲ被リ、  
婦人ハ漸ク逃レ得タル事モ、又殿下ノ能知ル所ナルヘ

(Charles Lenox Richardson)

死 チャールズ・レノックス・リッ

チャルズ・ソン

(Woodthorpe Charles Clark)

重傷 ウィルリーム・クラーク

(William Marshall)

同 ウィルリーム・マーシャル

(Borthwick)

ボーラードール夫人

此事變ハ大ニ英吉利政府及其國民ニ辱ヲ被ラシメ、文  
明諸國ノ同感ヲ起シ、且愁傷ノ感覺ヲ生セシメタリ、大  
君政府ハ我英吉利女王ト平和懇親ノ條約ヲ結ヒタリ、

故ニ予ハ篤ト熟考ノ上、大君政府ニ島津三郎從者中ニ  
在ル罪人ヲ速ニ拘獲シ、且之ヲ死刑ニ処スルコトヲ議  
メタリ、  
予カ如斯寛典ハ我政府ニテ承諾シ、且大君政府ニテ之  
レヲ受謝セリ、  
若シ此殺害騒動之時ニ当リテ、此堪忍ノ所置ヲ行ハス  
ンハ、島津三郎ヲ生捕ニシ、且直ニ応報ニ由リ之ヲ殺  
害スルニ至リシナラン、  
此不虞ノ変動ヨリ既ニ十箇月ヲ経過シタリ、因テ余ハ  
已ニ本国政府ニ詳細之レヲ報告セリ、又大君政府ハ時  
常大君ノ要求ニ従ヒ、殿下ヨリ右罪人ヲ拘獲シ、糾問  
処刑ノ為メ之レヲ江戸ヘ送リ來ルヘキコトヲ、余ニ通  
知セリ、然レトモ殿下ノ領國ニ於テ、直接ニ大君政府  
ノ威權ヲ被ラス、且大名ノ受クル一一ノ特権モアレハ、  
殿下ハ江戸政府ヨリ罪人ヲ江戸ヘ送出スヘキ命アレト  
モ、之レヲ輕ンシ、之ヲ拘獲スルコトナキヲ以テ、大  
君政府ハ止ムコトヲ得ス、英人殺害ノ償ヲ為ス能ハサ  
ル事ヲ、本國政府ニ報告セリ、  
此後余ハ本国政府ヨリ、此事件ニ關スル所置ノ訓令ヲ  
受ケリ、

大君政府ハ貴國ノ法ニ準シ、殊ニ国歩ノ艱難ニ臨ミ、  
諸藩臣ノ為セル罪過ニ闇シ、大名ヲシテ其希望スル所  
ニ從ハシムルコト能ハス、

然レトモ英吉利人ヲ殺シタル事ニ闇シテハ、大君政府  
ヨリ日本國ハ一独立國ナレハ、其大君政府ヲ經由シテ  
償金ヲ出し、其臣民中誰人ヲ論セス、為セシ罪過ヲ謝  
ザルベカラス、余ハ本国政府ノ訓令ニ從ヒ、條約上  
ニ於テ外国人通行ヲ許シタル道路ニテ、殿下ノ臣下ヲ  
シテ英吉利人ヲ殺害セシニ拋リ、大君政府ヘ償金ヲ出  
シ、且其罪過ノ謝罪状ヲ余ニ贈ルヘキコトヲ要求セリ、  
大君政府ハ直ニ承諾セリ、然レトモ又大君政府ハ殿下  
此罪人ヲ隠護シ、或ハ世界中何レニテモ大罪ト認ム可  
キ大罪ヲ犯シタル者ニ、相當ナル刑罰ヲ決シテ免カレ  
シムルノ理ナシト断決ス、故ニ余ハ政府ヨリ殿下ニ左  
ノ事件ヲ要求スヘキノ訓令ヲ受ケタリ、

第一条 リチャードゾンヲ虐殺シ、及ヒ其同伴者タ

リシ婦人・紳士ヲ攻撃シタル犯罪者ノ首領ヲ、英

国海軍將校一二名ノ目前ニ於テ直ニ糾問シテ、之

ヲ死刑ニ処スル事、

第二条 虐殺ニ遇ヒタル者ノ親戚、及當時縦力ニ身

ヲ以テ虐殺ノ刀鋒ヲ免カレタル者ニ分与スヘキ金  
額、二万五千磅ヲ領収スヘキ事、

英吉利政府ノ要求セルニケ条ハ、余殿下ニ告知セシム  
ルヤ否、直ニ殿下ノ承諾スヘキ処タリ、若シ又殿下之  
ヲ承諾スルコトヲ肯セス、又ハ之ヲ怠リ、又ハ之レ  
ヲ避クルニ於テハ、日本海ニアル英吉利海軍一艦隊、  
將官兵力ヲ以テ其要求ニ從ハシム可キ充分嚴酷ナル方  
法ヲ採用セントス、英吉利軍艦艦長ハ此書簡ヲ渡スノ  
任ヲ受タレハ、余ヨリ殿下ニ照会セル要求ノ箇条ヲ詳  
細了知セリ、故ニ殿下若シ諾スレハ時日ヲ定メ、艦長  
ヲシテ其実行ヲ監守シ、又之ヲ拒メハ、其他軍艦ノ著  
到ヲ待テ直ニ戦端ヲ開クヘシ、故ニ殿下此書簡ヲ領収  
セハ、之レニ載スル事件ヲ能ク熟考シテ、所置ヲ行フ  
ヘシ、予ハ此書簡ノ主義ヲ改正論議スル權力ヲ有セス、  
恐惶謹言、

在日本英吉利代理公使

(Edward St John Neale)  
イ・シント・ジョン・ニール

四九四  
薩州政府ヨリ回答書

一來翰之趣相達ス、生麥一条ニ付申立候事件、往復ニテ

文久 3年(1863)

ハ弁知致シ難キ義有之候間、明廿八日午刻他国人應接  
公使館ニ於テ事理明白ノ應接ニ及ヒ度候ニ付、水師提督其餘重役ノ面々上陸アランコトヲ乞フ、

一 貴国各船ヘ番船ニ隻ツ、附添置候間、薪水其餘有合ノ品希望ニ任セ指送ルヘキ也、是我國法ニテ其方へ便スル礼節ナリ、

一 前条不便ナラサル用ニ備ヘ候間、端舟等ヨリ上陸アルニ於テハ、我國人騒忙如何ナル失礼ニ及ハンモ難計ニ付、前広口案内イタシ置所ナリ、

六月廿七日

薩州政府

四九三  
文久三年癸亥六月廿二日(千八百六十三年八月六日)

英國支那海鎮司令長官海軍中將キユーパ氏、其部下艦隊ヲ帥ヒ横濱ヲ発シ鹿兒島ニ向フ此日日本人一名ヲ以テ水先トス時ニ英

國代理公使陸軍中佐ニキール氏旗艦ニ乘組ミ、共ニ鹿兒島ニ赴ク、訳官イエズデン氏及ヒシキーボルト氏ニ随フ、且訳官ガワ氏・マクドナルド氏・ウカリス氏・フレチヤ氏及サトウノ五氏五名トモ幕府ノ題モ艦隊ノ諸艦ニ分乗シタリ、其艦ヲ編制スル艦名左ノ如シ、

砂場場	位 置	大 砲	砲	合計	記	事
八	攻城砲	アーガス	右馬力	五十人	六十一	阿多君 <small>名</small> ヘ
二	野砲	コクエット	四十二馬力	五十八人	四百五十五	名属方 <small>名</small> 四十
十一	臼砲	ハボツク	三十七馬力	六十人	三百五十五	名属方 <small>名</small> 三十七

〔末〕「右之通り相見得申候、尤モ実馬力ハ見工ス故候(名)四十二馬力ト書シテ可ナラン」」

鹿兒島及其他砲台ノ位置及ヒ大砲ハ左ノ如シ、

艦名	艦長	乗組	馬力	大砲	司
ユリアラス	ジヨスリン	六百人	四百四十六		
ピヤール	ボーレス	二百四十五人	四百二十一		
パーサス	キングストン	百七十二人	二百百	十七	
アーガス	ムーア	百七十人	二百		
レスボー	ボウクサ	百〇三人	二百		
コクエット	アレキサンダ	七十八人	二百	四	
ハボツク	ブール	五十人	百五十		



文久 3 年(1863)

一 水軍隊	物主	仁禮 <small>(仲信)</small> 舍人 有川彌九郎	実弾 榴弾 霰弾	一 薬包
外二			金布ヲ用砲台ニ蓄藏スルハ、常ニ装薬シ置ケリ、	一 火薬
一 屋久島岸岐			英吉利強製法ニ因リ製造セシ火薬ヲ用ユ、砲ノ種類	
一 鶴江崎重富別邸内			ニ導シテ、其粒顆ヲ異ニス、	
一大門口長土堤			一導火管	
右三ヶ所ニ遽ニ砲台ヲ設ケ、數門ヲ備ヘタリ、			一導火管	
四九四ノ六 英艦ト戦争ノ時薩摩藩ニテ用フル所ノ砲弾等ノ種類			木製時限信管ヲ用ユ、火工場ニテ製造ス、	
一 滑膚砲青銅製			一摩擦管	
蘭式百五十斤砲 <small>新波戸台場、弁天二門</small>			打撃銅信管及急火管ヲ用ユ、	
蘭式八十斤砲				
蘭式長短二十四斤砲及八十斤砲・六斤砲等				
一 白砲青銅製				
蘭式二十九寸石臼砲・二十寸臼砲				
蘭式陸用鉄掎				
一 砲車				
守城兼海岸砲或ハ四輪架車櫓盤及軌道、各木製・象眼儀ヲ専用ス、				
午前十時應接官及軍賦役英艦ニ乗艦ス、英將ヨリ島津家ニ贈ル書翰之レニ托シ、二十四時間内ニ回答センコトヲ約ス、即チ英國代理公使ニキール氏、本国				

政府ノ命ニ依リ島津茂久ニ要求スル、左ノ二件ナリ、

第一条 リツチヤードソン氏ヲ殺シ、其他ノ者ヲ襲撃

セシ罪人ヲ英吉利船將ノ目前ニテ糾問シ、其首ヲ截

ルヘキ事、

第二条 殺害サレシ者ノ親族及ヒ斬者ノ刃ヲ遁レタル

者ニ分配スヘキ金トシテ、二万五千ホントステルリ  
ンヲ出ス可キ事、

依テ其二十四時ニハ近傍ノ偵察ニ着手セリ、日暮大

佐ボーレス氏・ショスリン氏・少佐ウヰルモット氏・

工兵大尉ブライイン氏、諸端舟ヲ以テ重富辺(姶良郡)ヲ偵察シ、

同所ニ隠レシ薩藩ノ汽船三艘ヲ発見セリ、其距離英  
艦隊ノ碇所ヨリ凡八海里、今夕藩主ヨリ書ヲ送リテ、

明日英國上官ノ上陸ヲ求ム、

四九四ノ八(八月十三日)  
六月二十九日

此日早朝鹿兒島砲台ニ於テ、其備フル所ノ砲ヲ悉ク

英艦ニ向ハシメ、又琉球船五艘(三艘ノ誤、和船一隻合テ五隻)ヲ其射線外ニ退カシ

ム、英將ニ於テハ、各艦ニ蒸氣ヲ起シテ拔錨ノ準備  
ヲ為サシム、

午前薩藩ノ吏英艦ニ來テ上陸ヲ促カス、英將旗艦ニ

於テ會議ヲ開キ、ハボク号ヲ陸地ニ接近セシメンコ  
トニ決ス、然レトモ薩人之ヲ承諾セス、

午後三時地方ヨリ通船數艘ヲ出シ、之レニ西瓜及鴉

卵ヲ載セ、商船ニ擬シテ偵察ヲ行フ(彼ハ已ニ察知セ  
リ)

同四時英艦悉ク拔錨シ、敷根(国分市)ノ方ヘ向テ出帆ス、其

内一艘ハ櫻島ノ北ノ岬ヲ回航シ、國分及磯辺ヲ巡  
察ス、

薄暮ニ至リ、旗艦ハ新台場ノ沖凡一千ヤード(八町ノ八町ノ  
所ニ拔錨ス、此地櫻島ヲ距ル千ヤード余八町ノ許、水深

サ二十一尋ナリ、其他ノ艦ハ皆櫻島ニ接シテ投錨セ  
リ、

四九四ノ九 薩摩月番家老川上但馬久運ヨリ英國代理公使ヘ答

書

殺害セシ者ヲ擄取り、死罪ニ処スヘキ義ハ尤ノ事ニテ、

人命ヨリ貴キ事ハナシ、故ニ直ニ収獲シ、相当ノ罪ニ  
処スヘシ、然レトモ足下ノ知ル通、日本國中近來ハ諸

侯ノ意互ニ齟齬シ、或ハ是レヲ秘シ置者アリ、証拠ニ  
ハ、昨年ヨリ頻ト探索ストモ捕獲セス、且人數モ一

人ニ非スシテ、種々遁避ノ術ヲ尽スト見エタリ、固ヨリ江戸ト京都ト親睦ノ為ニスル者ニテ、私意毛頭ナケレハ主人ヨリ命シタルノ疑ヒナカルヘシ、殊ニ国法ヲ犯シ亡命セル者ハ、死刑ノ罪アルカ故ニ、若シ探索吟味ノ上死ニ処スヘキ時ハ、長崎・横濱等ヘ滯在ノ軍艦ニ此事ヲ達シ、夫々見分ヲ受クベシ、若シクハ此事ニ就テ昨今ノ猶予ナケレハ、不得止以前ヨリ罪アル者ヲ罪人ニ偽リ、足下等ノ眼前ニテ剣剤セハ、足下等其面貌見知リナキカ故ニ、実之罪人トモ思フベケレトモ、斯ノ如ク足下等ヲ欺クハ、固ヨリ先祖ノ志ニアラス、一日本政府ノ事ハ専ラ江戸政府ニ從フヘキ事、固ヨリ足下等ノ知ル所ニシテ、諸侯ハ其指揮ニ進退ヲ受クルナリ、然ルニ多年来條約ヲ交ヘシ事モ有ル由ナレトモ、其条約中ニ諸侯來往之節ハ、仮令幾里數往還ノミ免許アリト雖モ、其來往ヲ妨テモ宜シト云フ事ハアルマシキコトナリ、仮令若クハ足下ノ國ニテモアレ、我國ノ如ク數多ノ從者ヲ從ヒテ往来スル時ハ、普ク制禁アルニモ係ラス是レヲ犯サハ、衝倒ストナリ、又ハ打殺スカセサレハ、其國主ノ往来モ成難カルヘシ、勿論前ニイフ通り、人ヲ殺スノ罪ハ大ナルカ故ニ、之レヲ殺ス

ヘキコトハ足下モ同意ナル故ニ、此事ハ承引ナルヘシ、諸侯ヲ指揮セル江戸ノ政府ニテ、從来重キ国法ノ事ヲ条約ニ載セスシテ猥ニ諸侯ノ過トスレハ、政府ノ不行届ナルヘシ、政府ノ罪カ又太守ノ罪カ、如何判断アルヘシ、

一此事ニ就テハ重大ノ事件ニ候間、江戸政府ノ重職ト我國ノ重職ト立合之上足下ニ論判セサレハ、此所ニテ片論ナリカタシ、

一妻子養料ノ事ハ其後ニ定ムヘシ、  
一幕府ヨリ貴国軍艦渡來之義、已ニ蒸氣船ヲ以テ我レニ令セシト云フ儀ハ、曾テナキ事ナリ、右様ノ虚言恐クハ我ヲ瞞カス所以ト思ハル、若シ其言ヲ証セントナラハ、閣老ノ書簡モアルヤ、見セ玉ヘ、此等ノ事ニテナル反覆ノ事多シト思ハル、何トモ不審ニ存スル事ナリ、足下ニ於テハ決シテ不審アル事ナキヤ、

一我政府ニテハ江戸ノ政府ノ命ニ從フ事大切ナレハ、何事モ江戸政府ノ命ニ從ヒ处置スヘシ、

右來翰ノ趣ニ甚キ、事實ノ情ヲ以テ、即チ誠実ノ意ヲ示ス、

大英國 (代理公使)  
シヤルゼ・ダフエール

兼コンシユル・セネラール

(Edward St John Neale)  
イ・シント・ジョン・ニール足下ニ報ス

四九四／〇(八月一四日)

同七月一日

午前九時薩藩吏二名旗艦ニ来リ、昨夕ノ回答ヲ促ス、  
中将キユーパ氏ハ(始良郡)此日午前、親ラハボク号ニテ、櫻  
島北辺ノ海洋及ヒ帖佐辺ノ沿海ヲ測量セリ、時ニ暴  
風ノ徵アルヲ以テ各艦ニ令シ、トツップゲルンマスト  
ヲ降サシム、今夕藩吏二名又乗艦ス、中将キユーパ  
氏ノ報告ニ由レハ、同氏ハ此時、明日午前十時迄島  
津家ノ回答ヲ待ツヘキコトヲ藩吏ニ諾スト記ス、

四九四／一(八月十五日)

同七月二日

代理公使ニキール氏ハ川上但馬ノ書ヲ閱スルヤ、到  
底英國ノ要求ニ応セサル可キト察シ、終ニ中將ニ請  
フテ最後ノ処分ヲ為サシム、依テ中將ハ前約ニ違ヒ、  
松曉ビサヤル号ノ艦長大佐ボーラス氏ヲシテピキ  
ヤル号、コクエット号・アーガス及ヒレー・ホース  
三号ハ薩ノ汽船青鷹丸・天祐丸及ヒ白鳳丸ヲ拘獲シ、

之レヲ各艦之舷側ニ結着シ、櫻島ノ碇泊所ニ携來リ、  
薩藩士官四五名青鷹丸以下ノ每船ニ乗組居タリ、其  
青鷹丸ニ乗ル所ノ士官松木安右衛門(守島宗則旧名)・五代才介  
ヨリ島津家ノ訓令ヲ乗員ニ諭達シ、談判中兵端ヲ開  
クコトヲ禁セリ、依テ此時乗員皆櫻島ニ上陸ス、  
中將キユーパ氏ハ右三船ヲ拘留シテ、生麥ノ報酬ニ  
充ツルトキハ、島津氏ニ於テモ必ス自ラ公使ノ要求  
ニ応ス可シト思惟セリ、

[貼紙]  
一薩ノ台場ヨリ砲撃ヲ始メシハ砂揚場ナリ、物主島

津織之介久直ナリ、新波戸台場ニ非ス、砲撃ヲ始  
ムルノ次第ハ、英船ヨリ我汽船ニテ艘ヲ索キ出ス  
ニ由ツテ、止ムヲ得ザル一挙ニテ射発ス、彼レ如

斯ヲ致サレバ、何ゾ射發ヲ好ムニ非スト、」

正午砂揚場台場(物主島津織之介)ヨリ風雨ヲ侵シ、旗艦イユリアラス

号ニ向テ射撃ヲ初ム、而テ其発スル所ノ弾、多クハ  
旗艦ノ上辺ヲ経過シ、又其綱索ヲ切断セリ、時ニ自  
余ノ英艦ハ櫻島地方ニ退テ、弾着距離外ニ碇泊セリ、  
汽船ヲ拘留スル所ノ三艦コクエット号、アーカス号  
及ヒースホース号ヲ除クトキハ、砲撃ニ供ス可キ艦  
船ノ數僅少ナルヲ以テ、中將キユーパ氏其汽船ヲ焼

沈ス可キ旨ヲ、信号ニテ命令ス、汽船三艘ノ価ヲ合算スレハ三十万五千弗ニシテ、其總噸数ハ千六百噸ナリト、又ハボク号ニ令シテ櫻島小池村沖ニ在ル三汽船ノ焼滅ヲ証スル為メ、之ヲ守ラシム、又一艘ハ櫻島台場ニ向ヒ運転シ、互ニ砲撃ヲ始メタリ(桜島物主肝付兵部兼両)

〔點紙〕

櫻島村次の歌

村次は横山小池赤生原

武や藤野といけば西道

以上村次ヲ以テ考フレバ三池村ナシ、果シテ小池

村ノ沖ナルベシ」

是ヨリ先キパーサス号ハ、錨鍵ヲ脱シタルヲ以テ、北方祇園洲ノ台場ニ砲撃ヲ行フ可キ旨令セラル、其

艦長少佐キングストン氏、敏捷其令ヲ執行セリ、  
〔點紙〕此砲撃ハ天保山台場ヨリ放發ヲ始メシユヘ、横山

源大夫令、櫻島袴越ノ台場ヨリ英船ニ向撃スルニ、甲板上ニ榴弾止リ發ス、英人死傷相見得、甲板上血流ヲ遠見セリ、距離ヲ附ケテ此流上ヲ退船シ、前濱ニ向フ、其後再ヒ来リテ台場ヲ急撃セリ」

然ル後中将キユーパ氏艦長ノ官等ニ從ヒ、艦船ヲ列

單縦ニ編制セシメ、而シテ旗艦イユリアイラス号先ツ北方祇園洲ヲ砲撃シ、漸次南方ノ諸砲台ニ及ホス、然レトモ風濤荒ク、背後ノ諸艦密接隨行スル能ハス、旗艦ノミ獨行シ、之力為各所ノ砲台ヨリ同時ニ數多ノ砲弾ヲ受ケタリ、

台場ヨリ發シタル径十ノ砲弾、旗艦ノ砲門ニ命中シ、中甲板ニテ破裂セリ、之力為メ英兵七名戰死シ、十一名負傷セリ、

一彈ハ旗艦ノ舷側ニ巨孔ヲ穿チ、又一彈ハブームニ載セタル端舟ノ底ヲ破レリ、  
〔ヒュルウォール〕

午後三時ニ至ツテ旗艦長大佐シヨスリン氏、副長少佐ウキルモツト氏艦橋ニ在テ指揮シケルカ、同弾ノ為メニ射殺セラレタリ、

祇園洲砲台及ヒ備砲モ半ハ破損シ、諸台場總物主川上龍衛久齡モ同所ニテ負傷セリ、又砲台ノ照準役税所清太戰死ス、

旗艦砂揚場台場ニ抵リシトキ、上町ノ方ニ当リ數ヶ

レーホス号ハ祇園洲ノ前ニ於テ暫ク機関ノ運転ヲ遂ケ難ク、之レカ為メ遂ニ淺洲ニ膠セリ、時ニ祇園洲

(權五郎) ノ砲台ニ於テモ、已ニ其他ノ英艦ノ為メニ砲撃ヲ被

ムリ、備砲之力為メニ頗ル損害シ、充分之レニ向ケ

テ砲撃スルコト能ハス、其発スル所ノ一弾同艦ノ大

檣ヲ貫キ、一弾水平線ヲ破レリ、然レトモ死傷ノ者

ナシ、亦該長少佐ボクサ氏ハ頻リニ鉄砲ヲ発シテ砲

台ノ発射ヲ拒キ、且コクエツト号・アーガス号及ハ

ホク号ノ艦長之ヲ援助シケレハ、無難ニ遁ル、コト

ヲ得タリ、  
(三般ノ誤、和船二艘同所ニ碇泊)

又ハボク号ニ命シテ琉球船五隻ヲ焼カシム、艦長大

尉フール氏悉ク之ヲ焼燼ス、

パー サス号ハ火筒ヲ以テ、鹿児島磯浦ニ建テタル集

成館(大砲及砲鋼製造所  
并琉球通商鑄製所) 及其倉庫ヲ射撃シテ之ヲ焼ケリ、

同夜風力増加シタリト雖モ、艦船損害ヲ受ケス、唯

パー サス号其錨地ヲ保守スル能ハス、海上六十尋ノ

所ニ流サレタリ、翌朝ニ至テ止ムコトヲ得ス其錨ヲ

脱ス、

此日鹿児島城下焼失スル所、西ハ畠山某邸、東ハ小

坂通、北ハ川上筑後・島津出雲邸ヨリ冷水通リニ至

リ、内ノ丸坂下ニ至テ鎮火ス、淨光明寺・不斷光院・

興國寺モ皆此時焼失セリ、

英艦ヨリ発スル所ノ砲撃、午后八時ニ至テ全ク止ム、

四九四ノ一二

同三日午前雨風亦甚シ、午后ニ至テ止ム、

英中将ハ薩藩ノ櫻島袴腰ノ山上ニ台場ヲ築キ、此処

ニ接近セル英艦ヲ襲ハントスルヲ認メテ、(大山綱良力計画) 艦隊ノ碇泊所ヲ谷山沖ニ換ヘ、損艦ノ修復ヲ行フニ決セリ、

午后英國艦隊ハ前濱ヲ抜錨シ、單縦列ニテ沖小島及櫻島ノ砲台前ヲ通過シ、鹿児島屋形等ニ向テ砲撃セリ、薩兵死傷ナシ、後退テ谷山沖ニ碇泊、艦船ヲ修理ス、

四九四ノ二三

### 英國兵死傷表

艦名	死亡	負傷	合計
ユリアラス	十	二十一	三十一
ピヤール	七	七	十四
コケツト	二	二	四
アーカス	一	一	二
パー サス	九	六	十五
レースホース	三	十	十六

文久3年(1863)

合計 十三 五十 六十三

[表の上に貼紙]

「此時祇園洲台場ヨリ長砲二十四ホント、司令官寺尾庄衛砲手ニ命シテ榴弾ヲ發ゼシム、其弾大艦ノ釣リシ小舟ニ触レ、高官ウキルモツトノ座前ニ發

シ即死セシト、花倉岬ノ海中ニ水葬セリト云フ、

故ニ花倉岬ヲ彼レウキルモツト岬ト称セリ、此氏

ハ副将ニテ、死スルトキハ三十歳ナリ、船将ジョ

スリン戦死、水葬ノ海中ハ何レノ所カ詳ナラス、

此氏死スル年三十七歳ト云フ、

英國戦死人員

ペアーニー	三十三	フレミン	二十三	年
ヒーデスエイ	二十一	ウエレン	十九	
スマチ	二十三	ヤーデレイ	二十四	
ヘーウキンス	十九	ファイン	二十七	
ベアーテイン	十七			

内一艘何号カ小根占台場前面一里許ノ処ニ止錨、夜入前口ケツト二発ヲ発シ、田間ニ打込み、取揚ケテ見ルニ、鉄管直徑三寸余、長サニ尺五寸余、

四九四ノ二四

薩藩兵士死傷表

合 計	台 場	冲小島台場	遊 兵	即死		重傷後死	重傷	軽傷	合計
				一	二				
五	二	一				五	八		
						一	二	二	
						一	二	五	八
						十五			

同(十七日)  
四九四ノ二五

午後英艦隊鹿児島湾ヲ抜錨シ、横濱江向ケ発航セリ、

京師御届書中

矢木某木カ詳カナラス、長サ一丈三尺許アリ、鉄管ノ上ニ小榴弾ヲ附着シアリ、是レニハ火ヲ伝ヘス、番号83ト有候也、此船七月六日夜山川港ヘ向ケ彼所ニ錨ヲ止メ、青火燈ヲカヽゲ、夜七時過ギニ一艘ノ迎船来リテ此船ヲ牽キ去レリ、鹿児島ニテ弾丸ニ触レテ大損ト見得、望遠鏡ニテ見レハ修覆ノ動作見得タリ、其時ハ陶章小根占台場ヘ詰居タリ又、

手負死人姓名書

二十  
四封度

鬼役長

即死

薄手

同役

同

小銃隊

同

二十  
四封度

鬼役長

即死

薄手

同

同上玉葉支配

同

同上代玉葉役

深手

右什長

右

於台場手負戦死

即死

右

八為遊兵出陣致居候処、

為流玉戦死

宮原道之允

前田平右衛門

帖佐金次郎

井上直八

右八於孤島台場

即死

陳川吉左衛門家来

川久保喜右衛門

右八於台場

薄手

同

蘆谷藏右衛門

猶崎半四郎

右八為遊兵出張致居候處薄手

稅所清太萬

平田甚五郎

大原新左衛門

門松源之允

家村孝之允

樋岡伊之介

平田九十郎

即死

始良郡山田ノ士

山下堅之允

右山下ハ集成館及ヒ鑄錢局守衛隊、流レ玉ノ為メ

以上

深手ニテ相果 島津内記家来 西休兵衛

同断摺疵蒙ル

有川善兵衛

藤崎新之丞

即死

右

江戸詰御用部屋書役ヨリ差遣候書状写

四九五 「江戸詰御用部屋書役ヨリ差遣候書状写」

六月立町便同廿日到着、江戸詰御用部屋書役ヨリ  
差遣候書状写

昨三日未中刻、相州浦賀沖ヘ漁業ノ者出張居候処、異

國船ヲ見掛、尤帆柱モ三本立南風浦賀ヘ走込、碇ヲ卸

シ候間、彼地ノ御奉行戸田伊豆守様人数ハ勿論、御先

〔井伊忠廟、彦根藩主〕〔氏名〕井伊忠廟、彦根藩主

手井侯八、御在困故、外ニ松平肥後侯、松平大和守様生

〔正義、美少<sup>年</sup>ノ由<sup>往々</sup>〕〔正義、美少<sup>年</sup>ノ由<sup>往々</sup>〕手ノ人數直様夫々手當有之由、酒井侯・保科

侯之<sup>〔正義、美少<sup>年</sup>ノ由<sup>往々</sup>〕</sup>人數モ銘々陣屋ヘ兵具等相揃、時宜次第人數繰出

シノ賦之由ニテ、御用番様其外様ヘ御届書、當御用部

屋ヘ参リ拝見、実説別条無御座候、此方ヨリモ竹下清

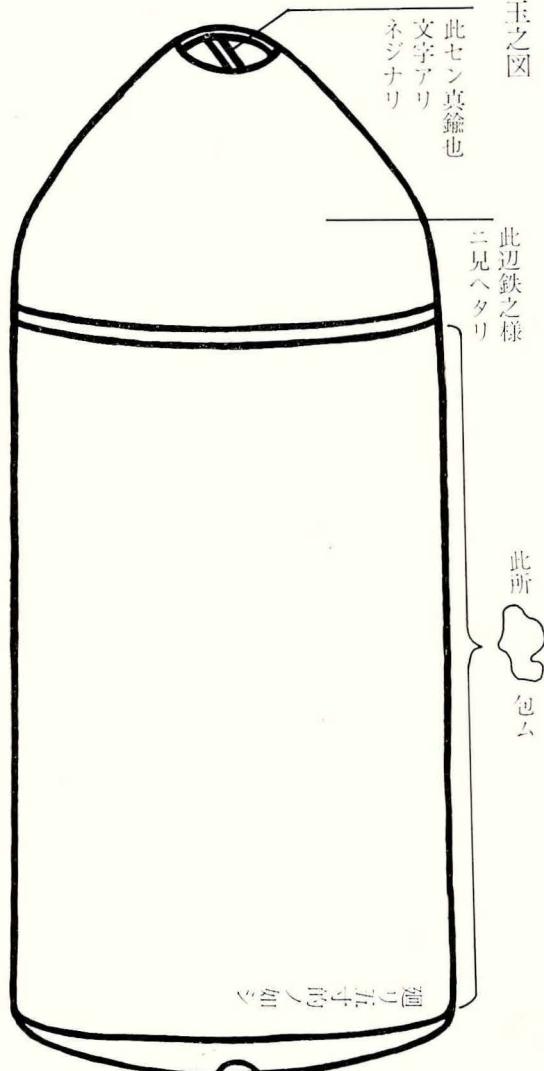
右衛門・折田與右衛門・足輕宅人被召列、内密風説聞

文久 3 年(1863)

此外直徑七八寸  
位ノモノアリ

長サ一尺二寸位

此玉千眼寺溝へ沈メ  
有之候ヲ写シ置也



合二被差越、異船見得タルトコソ申哉否哉、天下之騒動  
此時ニ御座候、余書ハ略ス、  
〔嘉永六年癸丑六月四日〕

嘉永六年癸丑六月三日、浦賀入港ノ亞米利加船ハ專

ラ開港等ノ為ニシテ、生麥事件ハ文久二年戌八月廿一日英國ニ対シ、翌三年亥六月廿八日鹿兒島谷山郷平川村沖ヘ侵入ス、

## 四九六 舊邦秘錄

四九六ノ一  
文久三年癸亥

四九六ノ一  
第一号 此番号ハ數種アルカ故、便覽  
ヲ要シテ附記ス、以下皆同

英國人戦争ノ事実報告等左ノ如シ、

戰爭後數日ニシテ、長崎其他各所ヨリ贈致スル處ノ新聞紙、或ハ聞見ヲ錄シタル者數種アリ、多クハ英國人或ハ支那人ノ記ニ罹レリ、其説毎紙異同アリ、殊ニ彼我死傷者ノ數又ハ砲數或ハ時刻等ノ如キハ、特ニ差違多シ、然ルニ近頃出版セル海軍雑誌ニ記載スル処ハ、英國人力汎ク搜索シテ其實況ヲ拾録シタル者ナリト謂フト雖モ、誣誤甚タ多シ、中ニ就テ、製造家アームストーンニ報告書

[Armstrong]  
所謂爆裂彈

中、彼レ放発ノ弾丸一つ不発ノモノナシト記セリ、是レ甚タ過リノ太甚シキ者ナリ、如何ントナレハ戰爭後三四日ニシテ、各砲台其他ヨリ聚メタル実弾破裂彈片大小數

左ノ如ク記シタリ、

コロネル・ニール認メ遣シタリ英軍艦乗込（鹿児島へ到リシコロネル・ニール内密ノ書翰ニ、鹿児島一件ノ模様ヲ左ニ記セリ、医師レンニ一懇切ニ我等ニ告知ニ及ベリ）

百個アリ、其中ニ不爆ノ大小弾殆ント百個ニ近シ、現ニ田原陶章カ見タル者三十余個、又編者カ見タルモノ二十ナリ、茲ヲ以テ各紙ヲ掲載シテ参考ニ供ス、宜シク我力記スル処ト比較シ、其實況勝敗何レニアリヤヲ弁識スベシ、

英國船鹿児島ニ到リシハ日本六月廿七日ニテ、戰爭ニ及ヒタル前二日程同港ニ碇泊シタリ、薩州ノ藩士モ参リ、事穩ニ済スベキ談判モ有之、然ル処二日ノ昼時、薩州ヨリ不意ニ打懸タル由、英國軍艦ハ明ル日七月三日鹿兒島ヲ退ヒテ横濱ヘ帰港ノ由、此ノ新聞報告ハ上海ヨリ薩州沖ヲ通行ノ英船ヨリ申来レリ、又上海新聞紙ニ

海軍隊伍ノ鹿児島へ乗リ入リシ時、数多ノ小舟ニ大小刀ヲ帶シタル士官乘組相越シタリ、其時當方ニ於テハ貌利太尼亞政府ニ於テ決議ニ及ヒタル希望ノ書ヲ送リ、二十四時日本十時ヲ過キシシテ返翰ヲ受取ランコトヲ欲ス、然ルニ太守ハ里数六十里日本三十里、異記ス隔タリシ場所へ相越シ居レハ、右時間ノ内ニ返答ヲ得難シ、其時水

師提督今六時間日本三時ヲ加ヘタリ、返翰ハ水師提督及ヒ官吏上陸シテ編著曰、客屋ニ於テ促シタルヲ云ナラシ受取ルヘシト云ヘリ、

文久 3 年(1863)

然レトモ我等ハ決シテ船中ヲ離ル、コトヲ許サスト答  
ヘタリ、

薩摩政府ヨリ長サ十五フキート日本曲一尺五寸八分ノ返翰到来セリ、  
披見スルニ、肝要ナル个条ハ唯纏ニシテ、余ハ無益ナ  
ル事ノミヲ記シタリ、我カ希望達セサルカ故、即時ニ

敵勢ヲ顯シ、薩摩ノ蒸氣船則チヨーチキリニ一號船・  
エンケラント二號船・コンデスト三號船・  
リウキット四號船・レースボール五號船・アルキュス六號船・  
テ挽キ出シタリ、最初ハ平穏ナリト雖モ、凡ソ三時半

日本一ヲ經テユライス船ニ向テ嚴シク大砲ヲ以テ攻メ打  
チシニ依テ、船々碇ヲ巻キ、右挽キ出シタル船々ヲ放  
火スヘキ様ニ命令ヲ下シ、軍艦隊ハ一線ニ並ヒ接戦シ、

ユライリス督製組タリ先立セシニ、僅二十分時ノ間ニ実  
空彈ノ落ルコト、霰ノ降ルニ彷彿タリ、其弾ノ為メニ  
船将チヨスレイン名及ヒ指揮役ウキルモツト人即死セ・  
リ、空彈ノ船ノ甲板上ニ於テ破裂シ、其為メニ死亡・  
手負ノ水夫都合二十五人ヲ算フ、幸ニシテコロネルニ  
一ル及ヒ同伴セシ者ハ、危難ヲ免レタリ、

味方ニ於テハ鹿兒島市中ヲ放火シ、製造場ヲ燒キ崩シ、  
三艘ノ蒸氣船ハ燒捨テ、鹿兒島港ニ碇泊シタル小軍艦

編者案スルニ、小軍艦トハ琉球船等ヲ云フ乎

士官及ヒ水夫ノ手負・死亡五十三人ニ及ヒタリ、敵方

ノ八十備編者考ブルニ、八十備ハ十ノ砲台ニ向テ接戦ノ後、  
ノ八十備編者考ブルニ、八十備ハ十ノ砲台ニ向テ接戦ノ後、

元ノ碇泊場トハ接島仲ヲ云フナラン乎ニ赴ント欲セシニ、暴風

雨烈シク其儀叶ハス、然リト雖モ船々ハ損セス、

豊後沖ニ於テ第八月十八日付ヲ以テ、ユライリユス船

ヨリ此書翰ヲ送リ、海軍隊一同凡ソ七日前ニ横濱ヘ再  
来セリ、

此書横文ナリシヲ、長崎ニ於テ翻訳シタル者ナリト云フ、戰爭  
後十余日許ニシテ鹿兒島ニ流布シタリ、又続ヒテ左ノ新聞紙長  
崎ヨリ送致セリ、

#### 四九六ノ二 第二号

紀元一千八百六十三年第八月二十一日横濱増新聞、七

月八日七月四日鹿兒島退帆後五日ニシテ出セリ  
ニ英國軍艦コロモラント官名、書状

ヲ以テ当港横浜ニ只今着シタリ、右船々鹿兒島ヘアリ

シ英國軍艦ニ逢ヒ、次ノ日左ノ新聞紙ヲ持來レリ、去  
ル土曜日七月二日第十二時屆時、軍艦鹿兒島ノ湊ニ碇泊シ

アリテ、大風吹キタリ、其時日本人ヨリ不意ニ発砲セ  
リ、不幸ニシテ次ニ記ス人々射殺サレタリ、

カピタン船ショスリング

士将ウキルモツト

右ノ両人一ノ弾丸ニテ打殺サレタリ、此外ニ手負・死

人六十人、船モ多少損傷ス、英船当港横浜へ帰来ルハ近

日ニアリ、

書中文ヲ巨細ニ記スコトヲ得ス、其大略ヲ載ス、当十

五日七月二日第十二時台場ヨリ不意ニ打チ出セリ、水師提

督直ニ合図ヲ為シテ、日本船三艘青鷹ノ三船ヲ云フ大祐白鳳

捨タリ、船号エンゲラント・シリシオルシイレイ又コ

ンデスト、横濱又ハ長崎ニ於テ買入レタル薩州ノ蒸氣

船ナリ、

右三艘ノ蒸氣船、其朝ニナリテ、軍艦ノ傍ニ碇泊セリ

重高海ヨリ引出、彼カ碇泊、台場ヨリ打掛けタルヲ以テ、軍艦

ハ碇ヲ上ケ、台場ヨリ五百ヤード一ヤードハ日本一尺三寸三分余六百

ヤード余ヲ離レ、一列ニ連ネテ台場ヨリ射ルコト甚

タ強ク、殊ニ大筒ニシテ、其内六十斤・七十斤ニ至ル、

又八十インチ量ノ破裂丸、又三十二封度ヨリ二十四封

度ニ至ルノ実丸ナリ、カヒタン并ニコンマンドルハ午

後第二時五分五秒ノ頃、甲板ノ樓甲板上ニテ弾丸ノ為

メニ死ス、又一千インチ編者曰ハ鷹ナラン一千インチ私スヘシノ破裂丸甲板

ノ中央ニテ破裂シ、水夫七人即死シ、手負ノ者水夫五人、ロイデナンドナヨール一人ナリ、

手負死人目録

ユリアラス船名即チ提號ナリ、

死人十人

手負二十一人、内一人死ス

ピヤール同号

死人七人、内士官一人

パーサス号

手負三人

コケット号

死人一人

手負六人、内一人ロイテナント

アーカス号

死人一人

手負一人、内一人死

レースボース号

手負二人

ワツク号

手負・死人ナシ

合死人二十一人

合手負三十三人

合計死傷五十四人

第三号  
四九六ノ四

第三新聞紙左ノ如シ、同シク長崎ヨリ送致、

薩州鹿兒島接戦ノ新聞一千八百六十三年第八月廿一

日本文久三年日本神奈河出版横字新聞紙翻訳

一ブリダニヤ飛檄船コルモレンド号、第六月廿六日日本六月上

付ケノ本国ヨリノ檄書ヲ齎シ、本月十三日日本六月上

海ヨリ当港横へ航海セシニ、沖中ニ於テ同月二十八日

日本七月五日鹿兒島港ヲ退キタル軍艦ト接遇シ、其詳説ヲ得テ

諸人へ聞知ニ及ヘリ、

一接戦ヲナシタルアルキユース船号・ウ・ラツク上号ノ

両艦ハ、今朝当港横へ入津シ、猶船将ノ入港ヲ待チテ

勝敗ノ始終ヲ了解セント欲セシニ、詳説ノ事実頗ル信

スルニ足レル説ナルカ故、茲ニ記載ス、

図面ノ中海岸砲台装置ノ砲数左ノ如シ、

第一砲台編者圖ニ依テ考フルニ  
砂場砲台アラン、

三十二封度砲八挺

同白砲二挺

第一砲台ト第二砲台トノ間ノ地ニ、野戦砲八挺ヲ備

ヘタリ編者考フルニ、洲崎壩ノ海岸、  
ニ陸戦具備ヘタルヲ云フナラン

第二砲台編者圖ニ依テ考フルニ  
大門口砲台ナラン

三十二封度砲三挺

同白砲二挺

第三砲台屋久島岸坡ナラン  
編者圖ニ依テ考フルニ、

大砲數詳ナラス

白砲三挺

第四砲台

不詳

第五砲台

口径八十インチ砲二挺

三十二封度砲九挺

野戦砲三挺

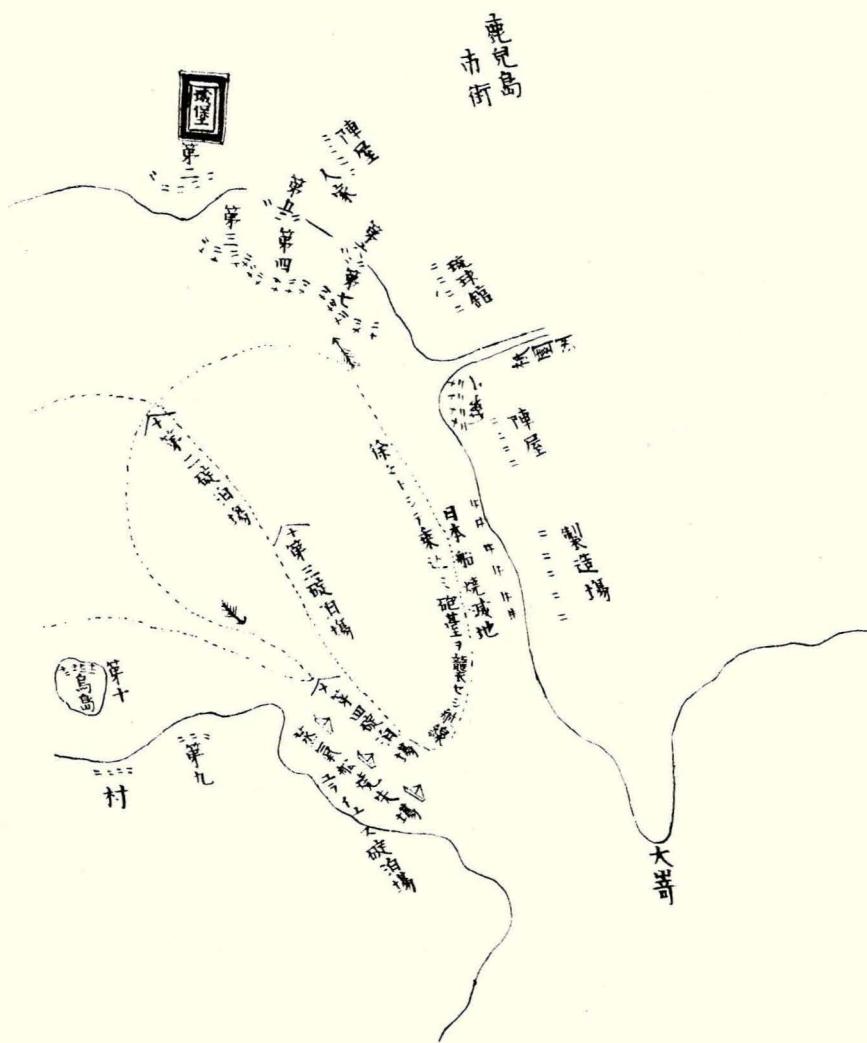
第六砲台

十八封度砲三挺

第七砲台新波戸砲台ナラン  
編者圖ニ依テ考フルニ

口径百二十インチ砲二挺

三十封度砲五挺



文久 3 年(1863)



野戦砲二挺

第八砲台編者國ニ依テ考フル  
ニ極國砲台ナラン

口径十八インチ砲一挺

三十二封度砲二挺

十八封度砲二挺

野戦砲一挺

臼砲一挺

第九砲台編者國ニ依テ考フルニ、  
島機山・符麗砲台ナラン

十八封度砲四挺

第十砲台編者國ニ依テ考フルニ、  
桜島・島砲台ナラン

十八封度砲三挺

第十一砲台編者國ニ依テ考フルニ、  
桜島赤水村洗出砲台ナラン

口径八インチ砲三挺

三十二封度砲四挺

第十二砲台編者國ニ依テ考フルニ、  
沖ノ小島砲台ナラン

三十二封度砲五挺

合計砲数七十挺編者曰、砲數誤アリ、彼  
遠見シ記シタル故ナラン

一我力軍艦ノ一隊ハ、將船ユリイリユーストモ云提督クル  
ブル此艦ニ乗組タリ、此船ハ大砲四十六門、ピール、  
号二十一門、アルギュス号六門、ペルシユース号十七

門、コクウイツト号四門、レースホース号四門ヘウキ  
ツク号三門ヲ備ヘタリ編者曰、砲數每紙異同アリ、海  
軍雜誌ニ記ス處確タルカアシ、此一艦  
隊第八月六日日本六月二十日当港横ヲ開帆シ土曜、同十一日日本六月二十七日  
午後鹿児島港ヘ乘リ入リタリ、此港ハ鹿児島港ヲ云周リ巍々ト  
シテ恰モ画ケルガ如キ絶景ニシテ、要害モ等ノ設ツ云フ又  
堅固ナリ、我力軍艦隊ハ鹿児島市街ヨリ距離ヲ隔テ、  
錨ヲ投シ編者案スルニ、谷山鄉平川、遙ニ眺望スルニ其市街ハ  
広闊ニシテ、製造所及ヒ倉庫等夥ク、十八万ノ人口居  
住スト云フ、同十二日六月二十八日我力全艦隊ハ市街ノ真向  
ナランニ進ンテ碇泊セリ編者案スルニ、因ニ記ス、水底二十尋  
ノ処ニシテ、砲台ヲ隔ルコト凡一千二百ヤールト日本ノ  
間内外、第一砲台ヨリ第二砲台マテ凡六百  
ナリ、第一砲台ヨリ第二砲台マテ編者考フルニ、砂場場ヨ  
リ大門口ヲ云フナフ凡  
其距離三里日本町數ニシテ凡、朝六時日本ノ朝薩州ノ高士官数  
人伊地知正治等ナリ、將船旗艦ユリアラス入り來リ曰ク、即今  
君公ハ鹿児島ヨリ二十余里日本里數モ隔リタル霧島ト云処  
ニ在ル旨ヲ告知セリ、味方ヨリ英艦ヲ云希望ノ事件ヲ記載  
セシ書翰ヲ此ノ士官等ニ附与シ、而シテ二十四時間内  
ニ日本ノ午後士官返翰ヲ持參セリ、引キ続テ使者來リテ  
曰ク、此返翰中ニ添削スヘキ処アレハ、今一應清書ノ  
上、時刻ヲ移サス返答ニ及フベシト、士官一同退去セ

リ、同夜九時日本ノ四時頃ニ至テモ返輸到来セス、稍時刻ヲ経テ事件ニ関係セサル事ノミヲ記載シタル返輸ヲ入掌セリ、次日十四日<sup>日本七</sup>九時頃、此返輸受納ノ請書ヲ得ンカ為メ、士官兩名將艦へ來リ告述スルニハ、外國人ヲ切害セシ一条ハ薩州ニ於テ議論ニ及ヒ難シ、大君殿<sup>將軍</sup>下<sup>云フ</sup>ノ政府ニ向テ談決スベキ旨、京都ニ於テ一橋公并両閣老ヨリ嚴達アリタルカ故、此事件ニ就テハ江戸ヨリ告達ナキカ故、既ニ談判治定ノ事ト信用セシニ、何故此度軍艦ヲ薩州ヘ出張セシヤ了解セス、剩ヘブリダニア国ノ希望ニ就テ、日本ノ国法ニ基ケハ、薩摩一己ニテ談決シ、可否ノ沙汰ニ及ヒ難シト説明シ、唯ニ偽詐ヲ設ケ、事ヲ遁レントスルノ所置ナルカ故、平穩ノ計策ヲ廢セラレ、今ハコロネルニール使其職掌ヲ投棄シ、万事提督ニテ掌握セリ、同日午後軍艦ノ全隊ハ敵対ノ色ヲ顯シテ、第一砲台ヨリ第二砲台ノ目的ヲ避ケ<sup>編者</sup>者<sup>圖面ニ依テ考</sup>フルニ、第一砲台ハ砂、穿海ノ央ニ備ヘタリ、兩岸ノ距離ハ一千七百ヤード<sup>編者</sup>者<sup>圖面ニ依テ考</sup>フルニ、<sup>兩岸ノ距離ハ</sup>鹿兒島海岸ト桜島トノ距リ<sup>云フ</sup>、本町數凡ソ八丁余、同十五日<sup>日本七月</sup>朝将船ユリアラス船及ヒピール船未タ砲台ヲ避ケスト雖モ、ピール船・コクエット船・アーカス船・バホック船・レスボース船ノ五

艘ハ海隅ニ進ミ<sup>編者考フルニ</sup>、<sup>重富海ヲ云フ</sup>、<sup>海隅</sup>、碇泊シタル三艘ノ蒸氣船ヲ質トシテ引キ出セリ、此蒸氣船ハ即チエンゲランド丸<sup>天祐</sup>是ハ一千八百六十一年<sup>文久</sup>中<sup>元</sup>価洋銀十二万枚、シルシヨルギー<sup>九</sup>青鷹<sup>価</sup>価洋銀四万枚、コンデスト<sup>丸</sup>白鳳<sup>価</sup>価洋銀八万五千枚ニテ、昨年第五月<sup>文久</sup>薩州ニ買入レタル船々ナリ、此ノ碇泊場ハ<sup>圖面ニ記セ</sup>スト雖モ、ウオルモツト<sup>指揮官</sup>水葬所ノ後手ニ藏伏セシメタリ、此朝瀧々トシテ海水山谷ニ溢レ、颶風颶然トシテ逆浪漲リシニ、十時頃<sup>日本四時頃味方</sup>船々、辛フシテ日本蒸氣船ヲ引ヒテ退キタリ、十二時<sup>日本九時頃味方</sup>水主午食ヲ吃セシ時、將船ユリアラス船ニ向ヒ、陸手ノ砲台及ヒピール船へ向ヒシ島手<sup>日本九時頃味方</sup>ノ砲台ヨリ砲声聞ヘシ故、我カ全隊モ錨ヲ巻キ、一線ニ列ヲナシテ挑戦ノ形勢ヲ為セリ、此時味方ヨリ引き出セシ日本蒸氣船ハ灰燼ト変シタリ、其乗ル処ノ水主等ハ上陸セシメタリシニ、旧年欧羅巴ヘ趣キシ日本使節官支配下ニアリシト覺ヘタル高士官ト<sup>弘安</sup><sup>今寺宗則</sup>編者考フルニ、松木、今一人ノ士官ト<sup>五代才助</sup>友厚士唱<sup>フ</sup>、共ニ味方ノ将船へ来リテ乗船セリ、ピール船ハ其船ノ敵対シタル砲台ニ向テ砲発、衆ニ勝レテ敵ノ砲台ヲ打チ崩シタリ、此砲台ハ難ラスシテ陥ルヘシト見ヘシカ故、船ヲ転シ

テ剛勢ナル陸手ノ砲台ト砲戦シタリ、此時ニ当テ味方ノ全隊ハ、敵ノ砲台十ヶ所ト、其距離四百ヤードノ凡二百間ヨリ八百ヤード日本ノ四百間マテニシテ、大ニ鬪戦シ、將船ハ二百ヤード日本ノ百間ノ近キニ進ンテ、北方ノ第八ノ台場船場紙園ニ対シテ争戦ヲ始メ、適宜ノ航海図面中点微シタル筋ヲ伝ヒ、徐々トシテ砲台第一砲台場砂揚ニ向ヒテ進ミタリ、此時間中ハ暴風烈シク、黃昏ノ頃味方ノ空丸破裂弾ニ市街ヲ放火シ、砲台五ヶ所ヲ擊鎮メ、全隊一同元ノ碇泊場ニ退キタリ、レースボールス船ハ第八砲台紙園前曲二百ヤード日本ノ百間ノ近キニ進ミタリシカ、水底淺クシテ過リテ乗リ据ヘシ故、ブリダニヤノ汚名ヲ残サシト、力ヲ竭シテ此ノ砲台ヲ撃チ鎮メ、他ノ砲台ヨリ放発スト雖モ、アルカス船ノ援兵ヲ得テ、凡ソ一時日本ノ半時ヨリ経テ漸ク虎口ヲ脱シタリ、此日味方ノ敗死ハ合テ十一人、手負三十九人ナリ、船将シヨスリシ此一戦ニ打死シ、味方ノ將船ユリアラス船ニ向ヒシテハ拳テ悲惜セリ、此人常ニ温和ニシテ衆人尊敬ス、陸手ノ砲台、及ヒピヤール船ニ向ヒシ島手島手ハ桜島ナラン砲台ハ拳テ悲惜セリ、此人常ニ温和ニシテ衆人尊敬ス、戰場ニ向フ時ハ鉄壁モ徹スノ勇猛アリテ、味方ヲ励マシ、進退ノ駆引モ亦希代ナリ、指揮役ウキルモツトハ

此船將ト共ニ本船ノ棟上ニ在テ、接戦ノ半ハニ敵弾來リテ端船ヲ打貫キ、立チ處ニ兩人ヲ擊斃セリ、此時提督モ一同棟上ニアリシカ、幸ニシテ此砲弾ヲ脱ケタリ、此夜九時頃日本ノ四時頃市街ノ一方成館鐵錢局ヲ云乎ニ焰光起リテ煌々タリ、翌日曜日月三日ニハ晴天ナルカ故、十一時日本ノ半時將船ノ投錨シタル海隅ニ於テ、士官二人・水主七人ノ死骸ヲ水葬セント、其委任ヲ下セリ、此事畢リテ味方ハ全隊ヲ纏メテ、戰対シタル島手砲台島手ハ云フ近傍ヲ過キテ退キタリ別ハ後ニ詳記スノ小ナラン近傍ヲ過キテ退キタリ勝敗ノ判、味方ノ一隊ニテ敵地ヲ破裂セシコト広大ニシテ、市街中ニアル城堡光明寺ヲ云フ乎ニ淨製造所・武器庫鐵錢局ヲ云フナラン其餘ノ倉庫焼失セシコト疑アルヘカラス、砲台モ亦悉ク破壊シ、前日交対セシ砲台モ、次日味方ノ船々退キシ時ニハ一ヶ所モ放発セス日本ノ大門口・桜島横山赤水村・烏島・沖ノ小島等ノ砲台ハ類ニ放發ノタリ、中ニモ申ノ小島ハ二ノ戦ニハ距離遠キヤ故、一弾モ発セス、白初メテ砲戦シタリ、記白付タ御言ナリ燒亡シタル三艘ノ蒸氣船ハ、其価洋銀二十四万五千枚ニシテ、亦日本ノ大船燒亡セリ三艘和船を大船ナリ、記白付タ御言ナリチ及ハインヂニシテ、百五十ポンド砲四挺、八十ポンド砲十挺、其余ハ三十二ポンド、前文ニ示シタルカ如ク、味方ノ全隊二百ヤード日本ノ百間ノ近キニ進入シテ砲

戦セシニ、不思議ニモ味方ノ損害少ク、尤モ將船ニハ

若十ノ破損アレトモ、多分ハ端舟及ヒ綱具ノミナリ、

船々ノ死傷左ノ如シ、

ユライユース船

死亡十人

手負二十一人

ピヤール船

死亡七人

アルキユース船

手負六人

コクエット船

死亡武人

手負四人

レスボールス船

手負三人

ペルシユース船

死亡一人

手負九人

合死亡二十人

合手負四十三人

合計死傷人六十三人

右横文字新聞紙和解ニ御座候、

七月十三日

稻部楨次郎  
岩瀬彌四郎

第四号  
四五六ノ五

横濱ニ於テ英人鹿兒島戦争ノ始末ヲ、横字新聞一千八百六十三年第八月二十二日日本九日

此度英國軍艦ノ珍シキ所為ハ、下ニ記載セルカ如クニシテ、其軍艦ハ近海ニ到着シタル便ヲ得タル時ニハ、マルエク社ノ名新聞紙之ヲ出版セントテ、夫々用意シリタリ、然ルニ今朝右軍艦當港ニ來着セルヲ以テ、暫時其出版ヲ見合セ、予等ニ説ク処ヲ聞ヒテ、取極メント決定セリ、是迄予等ハ十分ニ格別ナル事件ヲ毎ニ待兼居タリシニ、今漸クニ逐一ノ説ヲ聞キ、真ノ報告ヲ知ルコトヲ得タリ、

然レトモ此ニモ猶少シク疑フヘキ処モアレハ、両二日

中ニハ尙亦委シク説話ヲ得テ、信実ニ読者ニ示サント

期スルナリ、

茲ニ此數号ヲ加ヘタル絵図ニ就テ説キ示サンニ、鹿兒島ノ図（編著者曰、此地圖ハ後卷海軍ハ、施略スハ、三同シ、故ニ略ス）

日本地図ヨリ写シ出シタル者ニシテ、十分正実ナル事疑ナシ、

薩摩及ヒ近傍ノ大隅諸州ヲ写シタル図ハ、其國ノ產物ヲ前知センガ為メニ、諸書ヲ考察セル人ヨリ懇ニ予等

ニ与ヘラレタル者ナリ、而シテ其第三ノ図ハイユリヤルス船ノ或ル兩人ヨリ得タル者ニシテ、之レヲ其提督

ノ地図ト比較參訂スルニ甚タ精密ニシテ、決シテ誤謬アルコトナシ、爰ニ繪図ニ顯セル砲台ノ表目ヲ挙ルコト左ノ如シ、

第一号  
三十二斤砲八挺  
臼砲三挺

第一号ト第二号トノ間ニハ、野戦砲八挺ヲ備ヘ  
タリ（備考記ス）

第二号  
三十二斤砲三挺  
臼砲二挺

第三号  
三十二斤砲八挺  
臼砲三挺

第四号  
三十二斤砲九挺  
臼砲三挺

第五号  
十八斤砲三挺  
臼砲三挺

第六号  
十八斤砲九挺  
臼砲三挺

第七号  
十八斤砲三挺  
臼砲三挺

第八号  
十八斤砲五挺  
臼砲二挺

第九号  
十八斤砲一挺  
臼砲一挺

第三号

臼砲三挺

第四号

不詳

第五号

八インチ砲二挺

第六号

野戦砲三挺

第七号

三十二斤砲三挺

第八号

十インチ砲一挺

第九号

野戦砲二挺

第十号

十八インチ砲一挺

第十一号

三十二斤砲五挺

第十二号

十八斤砲一挺

第十三号

野戦砲一挺

十八斤砲四挺

第十号

十八斤砲三挺

第十一号

八インチ砲式挺

三十二斤砲四挺

第十二号

三十二斤砲十五挺

合計砲數八十一挺

但發砲セサルモノハ三筒ノミ

金曜日ノ朝日本七月八日ナリ、出版セル前日ニシテ、英國ノ急使船コルモレン、此

ノコルモレン船ハ当月十八日鹿兒島海ヲ通行セシ折、

英國軍艦ニ出逢ヒタルヲ以テ、其説ニ由リ手短ナル別

段ノ新聞ヲ著スコトヲ得タリ、○アルキユース船并ニ

ハホツク船ハ薩摩ニ於テ戦争ノ後、今朝當港横ニ來着

セリ、予等提督船ノ到着ヲ毎時待受ケタリ、是ハ讀者

ニ公然タル事件ヲ告知センコトヲ願フヲ以テナリ、然

レトモ未タ其折ヲ得ス、奇事珍説ハ流布シ易ク、因テ

次ノ事件モ公ニアラサレトモ、実説ナルヲ以テ之ヲ爰

ニ記セリ、鹿兒島ニ赴キタル軍艦ノ内提督コープル、

イユルヤリユス船大砲四十四挺、ペール船ハ二十一挺、  
 アルキユース船ハ六挺、ペルシユース船ハ十七挺、コ  
 クエット船ハ四挺、レースボーリス船ハ四挺、バボ  
 ク船ハ二挺、合セテ砲數九十五挺編者曰、第三号ニ記ス、當  
 处ヨリ少キコト六門、当  
 月六日日本六月廿二日、港浜ヲ出帆シ、十一日日本六月二十七日、鹿兒島港ニ

着船シタリ、此鹿兒島港ハオルホル名人及ヒ其他ノ人

委シク記載シタルカ如ク、其周囲広闊ニシテ其形状画

キタルカ如ク、其要害モ**砲台ノ設置**固亦攻撃スルコト能ハ

サル者ニ似タリ、○軍艦ハ鹿兒島ヲ遠ク離レテ碇泊セ

リ編者曰、谷山平川村ノ海、此市街ハ住民十八万アリト云ヘ

リ、其製作所・倉庫等編者考フルニ、集成館鑄ニ於テハ、尤モ盛

大驚クヘキ造営ナリ、十二日日本六月二十八日軍艦ハ其碇泊場ヲ

離レ市街ニ向ヒ、諸台場ヨリ凡一千二百ヤードノ所

ニ諸船ヲ移セリ、此處ハ水ノ深サ三十尋アリ、繪図面

ニ第一ト記セルヲ以テ知ルヘシ、此台場ハ市街ノ正面

ニ并列シ、其広サ南際ヨリ北際ニ至ルマテ編者考フルニ、砂揚場ヨリ紙園

洲砲台迄ヲ云フラン凡ソ二里英國里數日本里數ニシテ凡

里許リ、許アリ、其南際ハ岡ニ

第一ト記シ、北際ハ第八ト記セリ、○朝六時日本朝五時頃薩

摩ノ上等士官數輩提督船ニ來リケルカ、其振舞衆人見

察スルニ、執行所所ヲ云フラン執行所トハ應接ノ礼義作法トハ大ニ異リ

テ、其所為平穏ナラサル体ナリ、譬へハ圈中ノ虎其牧

シク希望スル処ナリ、

鞭ヲ提ケ圈ニ向テ來リ、睨ムカ如シ、然ルニコロネルニールハ之ヲ大ニ堪忍シテ、用心ヲ專要トセリ、或人ノ前見ニ、是レ必ス兵器ヲ用ルノ機會ニ至ルヘシト云ヘリ、○薩摩ノ士官等曰、薩摩太守ハ當今鹿兒島ニアラス、是ヨリ二十里日本里數余ヲ隔リタル霧島ノ市街ニ在リトテ、詰問書ヲ受取リタレハ、右書ノ返答ハ此船中ヲ立除キタルヨリ二十四時間ニ差出スヘシト申置キタリ、翌十三日日本六月二十九日ニ至リ、諸軍船諸事平生ノ如ク平穩ナレハ、コロネルニールハ己レニ委任セラレタル外國事務アルヲ以テ、繁目ノ事用ナレハ右ノ答書延引スル間、暫時ハ他事ニ取り掛リタリ、○薩摩ノ役人共不分明ナル答書ヲ持来リ、取留メタル事モナク只今其係立帰レリ、○十四日日本七月朔日約束ノ時刻大ニ移リタル頃ニ、一人ノ士官來リテ云ヒケルハ、答書ヲ持參セシカ、陸ヲ離レタル処ニ使者來リテ、此ノ答書中ニハ相違ノ所アリタリトテ持帰レリ、又直ニ他人來ルヘシトテ、間モナク我カ船中ヲ立去リタルカ、誰一人モ來ラス、漸ク夜九時頃日本ノ夜五時頃ニ到リテ最モ肝要ナル書ヲ贈り來リ、此書ハ新聞紙ニ載セテ讀者ニ示サントス、予等久

コロネルニールハ此時ニ到リテ、尚ホ堪忍ヲ加ヘタルニ、十三日日本六月二十九日九時朝五ノ時半頃ノ役人兩人船ニ來リテ、此ノ挨拶ヲナサント左ニ述ヘタリ、京師ニ於テ一橋公并御老中二人ヨリ島津三郎ヘ確ト達セシハ、三郎カ從臣外国人ヲ殺害シタルニ付テハ、薩摩ニ於テ執リ扱フヘキ事ニ非ス、幕府ニ於テ諸件取扱フ事ナレハ、今考フルニ、江戸ニ於テ既ニ事ノ整ヒタリト思ヘリ、然ルニ江戸ヨリ此事件ニ付テ何ノ沙汰モナク、軍艦ヲ法律規則ニ従ハス遣シ、薩摩自己ニ事ヲ処置スルノ權威ナク、英國ノ詰問書ヲ採用スルト、又用ヒサル事モ自己ニ計フベキ事ニアラストナリ、○平和ニ処置スル希望ハ更ニ絶ヘ果テ、唯欺偽ヲ旨トスト思ヘルニ拠リ、コロネルニールハ最早事ニ閔ラス提督ノ事務ヲ握リ、十四日日本七月朔日午後諸軍艦尽ク備ヲ立直シ、其内ニ大ナルモノハ台場ヨリ離レ、瀬戸ノ中央ニ於テ双方ヨリ一千七百ヤールド日本ノ町數四十門口砲台ヲ云フナラシ、四丁十間余ヲ隔テ、島下ニ繫泊セリ、右ノ台場ハ繪図ニ第二ト記シタルヲ看ルヘシ編者考フルニ、第二ハ大、門口砲台ヲ云フナラシ、イユリルヤリユス船ハ備ヲ改ムト雖トモ、ペルシユース船ト共ニ其場ヲ離レス、十五日日本七月朔日朝ペールス船・

コクエット船・アルキュース船・パボック船及ヒレー  
スホールズ船ハ港内ニ進ミ、又近傍ニ碇泊セル薩摩ノ  
蒸氣船三艘ヲ質トシテ取押ヘタリ(質トハ妻子養育金要  
求易ニ青セサルカ故、蒸氣船三隻ヲ取押ヘタリ)  
トセントセシ者ナリ、其船号エンゲランドト云ヘル船ハ、一  
千八百六十二年十二万元ヲ以テ薩摩ニ買入レ、今一艘  
ハコンデストト云ヒ、昨年第五月文久二年五月八万五千元ニテ  
買入レ、今一艘ハジヨルシゲレート云ヘルモノ四万元  
ヲ以テ買求メタリ、此三艘碇泊ノ場所ハ、圖面ニ載セサ  
レトモ、ウキルモツト岬(編者考ルニ、ウキルモツト指揮官ナリ、此  
ヲ水葬セシ所ナルカ故、地名トシタルモノ)  
ナラノ後ニ繫リタルヲ知ルヘシ、

此日ハ早朝ヨリ大風ナリシカ、其勢次第烈シ激浪  
ヲ起シ、刹チヘ暴雨降リテ港内畏シキ有様ナリ、十時本日  
朝四時ニ到リテハ、上文ニ載セタル英船モ共ニ其列ヲ変  
シタリ、十二時日本ノ九時頃ニ船中ノ諸人悉ク夕食ニ就キ、  
何ノ備モナカリシニ、突然陸地ノ台場ヨリイユリルヤ  
リユス船ニ大砲ヲ打懸ケ、島ノ云フナラン台場ヨリモペ  
ルシユス船ニ打懸ケタリ、是ニ於テ兼テ質ニ取リタル  
蒸氣船三隻ヲ焼キ打セリ、尤モ乗組ノ者ハ其以前ニ陸  
ニ送リ返セリ、蓋シ上等ノ士二人松木安右衛門  
五代才助此内一人ハ  
以前欧羅巴使節ニ属従セル人木ニシテ、自身等ノ願ニ

拠リテ乘組人員ト同シク上陸ヲ促シタリト雖モ、一人英  
軍法ヲ乱サス、一々之レヲ打チ鎮メ、敵合近クナリシ  
カハ又他方へ乗移シ、台場ニ向テ戦備ヲ整ヘタリ、敵  
ノ台場十一ヶ所ヘハ諸船各四百ヤード(日本ノ三丁)ヨリ  
二百ヤードト日本ノ六丁四十間許ノ距離ヲ測リテ備ヘ、イユリヤ  
リユス船ハ特リ二百ヤードノ距離ニアリテ、極北第  
八番祇園砲台ノ台場ヨリ戦ヲ開キ、圖中点線ヲ以テ示スカ  
如ク徐々ニ転行シテ、第一番妙揚計出セル台場ニ及ベ  
リ、其中線間断ナク殊ニ劇シク撃チ合ヒタリ、夜入り  
テ我カ軍艦ヨリ破裂丸ヲ以テ市街諸部ヘ打掛ケシニ、  
其三堡弁天ノ三砲台ヲ云フナラン  
新波戸止ヲ罷メタルニ非ラ  
引退キタリメタリ、是ニ於テ諸船ハ各碇泊場ヘ引取りシ  
カ、特リレースボールズ船ハ第八番祇園ヨリ二百ヤー  
ルド日本ノ丁内ニ備ヘテ、台場ノ力竭キ放発ヲ止ルマテ  
之ヲ攻メ、真ノ英國ノ軍法ヲ以テ功績ヲ顯セリ、此時  
之レヲ抜カシメントアルキユース船ヲ繰出シケレハ、  
他ノ一台場新波戸・弁天波戸大門ノヨリ放発セル弾丸ノ中間  
ニ在テ戦フコト凡ソ二時日本ノ二時許、其後遂ニ其功ヲ果シ

タリ編者曰、其功ヲ果シタル何、  
レニアリヤ、誠ルモ又甚シ、

此日ハ土曜日ニテ終ニ暴風雨ナリシカ、此時我カ損失

ハ死スル者十一人、疵ツク者三十九人ナリ、其死シタル者ノ中ニ諸人ノ悲嘆セルハ、提督船ノ甲比丹ジョス

リンナリ、此人平生ハ殊ニ溫和ナレトモ胆略アリテ、

一旦獅子ノ怒ヲナストキハ、其勇猛比類ナク、真ニ英國將士ノ龜鑑ニシテ、諸人之ヲ尊敬セサルハナシ、指

揮官エトワルドウキルモツトモ同シク勇猛ナル士ナリ

シカ、ジョスリント共ニ一彈丸ノ為メニ死シタリ、此

兩人ハ戦争ノ中間分ナリ提督船ノ甲板上ニ立チタリシ

カ、弾丸端舟ヲ貫キ来リテ、立所ニ兩人ヲ打殺セリ、

提督ハ上官ト共ニ甲板ノ狭キ方ニ在リシカ、右甲比丹

ノ擊レシ時、不思議ニ其弾丸ノ難ヲ免レタリ、

第九時日本ノ夜五ツ半時頃ニハ市街ノ方ニ火焔熾ナリ、翌十六日

月三百七天氣快晴、十一時日本朝四ツ半時頃ニ両將ト水夫七人ノ死骸

ヲ取リ納メシメ編者考フルニ、水葬ヲ云フナラン、水葬場ハ桜島小池村ノ沖ナリト云フ

放セシ島ノ砲台ニ近寄リテ出帆セリ編者曰、發砲セシ島トハ桜

英國軍艦ノ敵方ヲ破リタル勵キハ、驚クヘキ有様ナリ、

宮殿・製造所・機械所編者考フルニ、宮殿トハ淨光明寺、製造所トハ集成館、鐵錢局等ヲ云フナラン及ヒ

倉庫ヲ始メトシテ、全市中悉ク破碎セシハ疑フヘカラ

ス編者曰、全市皆焼タルニ非ラス、凡鹿兒島、亦諸砲台モ甚タ損潰  
市街十分一焼ケタリ、詳ニ前卷三記セリ、

セリ、

初日日本七月二日ニハ此台場ヨリ戦争ヲ仕掛けタレトモ、第二日日本七月三日ニ軍艦此前ヲ通行セシ時ハ、一ヶ所ノ台場ヨ

リモ一彈丸ヲモ放発セサリシヲ以テ、各砲台ヲ破壊シ

タルノ証トス編者曰、鹿兒島三ヶ所ノ砲台ハ放発セス、陸兵ヲ各所ニ伏セ

上陸ヲ待チ、短兵ヲ以テ塵ゼンノ計策ナリキ、大門口・砂場

場及ヒ松島ニ在ル二ヶ所ノ砲台及ヒ島島・仲ノ、

小島砲台ハ領リニ放發シタリ、本書甚ダ誤レリ、

焼打シタル薩摩ノ蒸氣船三艘ハ其価二十四万五千元ニシテ、其中半分余ハ皆払ニ至ラス、近頃ニ私濟ニ及ヒ

シモノナリ、日本製ノ船モ數多損破セリ編者曰、琉球船合大小三艘、和船二艘合

五艘ナリ、其他大風ノ為編者曰、和船二艘合

メ小舟十余艘損シタリ、

日本人ハ戦争ノ間久シク大砲ヲ能

ク取扱ヒタリト云フ義ナリ、然レトモ我カ船敵方ニ甚タ

接近シタル時ハ、稍退キタル様子ナリ、

日本人ヨリ放ツ弾丸ハ十三インチ日本尺一尺〇四分、是則チ五十斤白砲

ナラ、及ヒ八インチ日本尺六寸四分、是ノボム弾ニシテ、大砲

四挺ハ百五十斤、十挺ハ八十斤、其他ハ三十六斤・三十斤等ナリ、戦争ノ様子ヲ委細ニ弁解スルコトヲ得ス

ト雖モ、予等已ニ我カ大砲ノ能ク勵キシハ、驚ヘキ勇

猛ヲ顯シタル事ヲ聞キタリ、

予等前ニ云ヘルカ如ク、我力軍艦敵方ト相離レタル僅

文久 3 年(1863)

ニ二百ヤールド日本ノ一丁ノミナルコト間々アリテ、甚  
四十間許

合計死者十三人

タ接近シ放発シタルコトヲ考フレハ、我力船ノ受ケタ

ル損失ノ稀ナルハ驚クヘシ、斯ク接近セルニ由リテ、甚

イユリヤリユス船ハ最モ多分ノ損傷ヲ得タリ、且此船  
ノ端舟及ヒ綱具ノ損失ハ甚タシ、損失ノ表左ノ如シ、

イユルリヤリユス船

死者十人

傷者二十二人

ペールス船

傷者七人

アルキユース船

傷者六人

コクエツト船

死者二人

傷者四人

レースホルス船

傷者三人

ペルシユース船

死者一人

傷者九人

コロネルニール及ヒ其従者ヲ懲勸ニ招待センカ為メ、

海岸ニ設ケタル場所編者曰、旗艦長及ヒ其他各艦長等ニ上陸ヲ促シタ  
ルヲ云フナラン乎、其設タルハ御寮屋内客屋ナリ

ニ於テ応接ノ時ニ臨ンテ、彼ノ従者ト共ニ謀ルヘキノ  
困難ナル要務ヲ託セラレタリ、然ルニ予等之レヲ爰ニ

記スヲ略ス、此後如何ナル事ヲ以テ、此ノ暴逆ナル諸  
侯福井州侯ヲ指ス处置アルヘキヤ、今茲ニ之ヲ弁解スルハ無益

ナルカ故略ス。

薩摩ノ堡砦ニ於テ用ヒタル弾丸ハ必ス好品ノモノナリ

編者曰、鉄製、又我力方ニテ費シタル弾薬ノ量ハ夥シキコ  
円弾ノミナリ

トナリ、且未タ定マラサルカ故、コロモランド船・バ  
ルコサ船此二船ハ弾薬・兵備等ヲ運搬、支那海ヨリ横浜ニ至レリ、  
者曰、此運送船ハ鹿児島ニ來ラス、戰後横浜ニ來レリト云フヲ  
予等深ク賀シタリ、

薩摩ハ英國軍艦提督ヲ穩和ニ待遇セント欲シ、且ツ大

諸侯タル細川能本侯ヲ云フ乎・加賀加州侯ヲ云・仙臺奥州仙台侯ヲ  
云ラナラン・薩

摩侯ノ決議編者曰、考フルニ、決議ト云フナランハ據取ヲ云フナラン  
ヲ失ハサランカ為メニ、各諸侯ヨリ使節ヲ薩摩ニ

送リ、助力セント決定シタリ、其内密ナル報告ヲ松平

越前守 侯 榜井 ハ得タリト云フコトアレトモ、其説話長文

編者目

此報告書云フナランノ始末

ナレハ、今爰ニ記スルヲ要セス

編者目、此報告書云フナランノ始末

リ越藩ニ特ニ報告シタルニ非ザルナリ、蓋シ朝、幕府へ届出タル書云フナラン乎詳ナラス

本藩ヨリ越藩ニ特ニ報告シタルニ非ザルナリ、蓋シ朝、幕府へ届出タル書云フナラン乎詳ナラス

第五六ノ六  
第五六号

一千八百六十三年八月廿五日日本久三年七月十一日英國新聞紙

ミニストルニール使公政府ノ命ヲ受ケテ鹿兒島ニ渡来ス、士官二人応接ノ為メニ來ル、ミニストルヨリ申立ル趣ノ返答二十四時間日本ノ十二時ヲ限リニ相待ツヘシト、然ルニ太守様六十里日本ノ二十里許リノ所ニ出張相成リ居ルニ付キ、急ニ返答出来兼候處、アトミラール軍艦提督官名ミニストル公モ上陸セヨト被申候得共、其儀ハ断リ相成リタ

リ、而シテ返答モ参り候得共、十分満足スル返答ニ無之、依之軍艦三艘ニテ薩摩ノ蒸氣船ヲ小湊ノ内英艦ニ達セス皆海中ニ落富船元浦ヲヨリ引キ出シニ掛ル、然ル処台場ヨリ最初ノ砲発ハユリヤリユス船ニ当ル、因テ編者目、初發ハ各砲合共ニチノ距離、是レ砲台ト英艦遠キカユヘナリ砲ヲ引キ上ヶ、蒸氣船ヲ焼滅スヘキ命ヲ下セリ編者曰、我カ三艘ノ氣船撃、又一ノ弾丸船將ジヨスライン・次官ウキルモツトニ當テ二人俱ニ即死セリ、又空彈一つ船ノ看板ニ來リテ、十五人ノ水夫即死ス、

又手負アリ、併シミニストル同伴ノ人数ニハ手負ナシ、此ヨリ空彈破裂・実弾ヲ放チシニヨリ、鹿兒島ノ市中過半ハ焼亡セシナラン編者曰、上町向築地向江町商賣薬師某カ土蔵ヨリ焼ケ初メ、大小路口・堅馬場通・冷水内ノ丸凡十十分ノ程焼燬セリ、鹿兒島市街、鹿兒島ニ繫リシ軍艦モ、多分大風ニテ破壊セシナラント覺ヘタリ、台場モ船モ砲発ノ内ニ大風ニ遭ヒタレトモ、船ハ損スルコトナシ、此事ノ知レ来リシ書状ハ、八月十八日日本七月七日ユラユウス船ヨリ

來リ、夫故軍艦ハ横浜ニ帰渡セリ、此ノ新聞紙ハ、七月十六日横浜ヨリ長崎ヘ蒸氣船一艘ナラス渡來、道ノ船ヨリ送り来レルヲ在崎重野厚之丞入掌シ、我カ政厅へ送致セリ七月十九日到達ス、〇重野厚之丞・高崎猪太郎戦争後裏情探偵ノ為メ出崎シタリ

四九六ノ七安繩  
重野厚之丞カ長崎ニ於テ得タル支那人鐘山ト云ヘル者カ、上海ニ於テ英人ヨリ聞キタル戦争始末書左ノ如シ、第六号

一薩州人ハ、長州人ニ比スレハ戦闘格別ニ練熟シテ、遙ニ強カリシト英人共申居候、一英人ハ再ヒ薩州へ多数ノ軍艦差向ル手当ナリ、長州

キ、残り六艘ハ皆横濱へ行キ候由、

一英船二艘ハ損所多ク用ニ立チ難シト、英人共申居候、

皆鹿児島砲台ヨリ放タル大砲ノ為メナリ、

一英ノ船将一人討死ス、

一英ノ官吏四人討死ス編者考フルニ、官吏ト、  
ハ士官ヲ云フナラシ。

一英ノ兵卒數十人討死ス、

一魯國ノ戰爭ヲ見届候事ハ虛説ナラン當時魯英戰爭、  
中ナレバナリ、

一幕府ヨリ鹿児島ニ案内船ヲ出セシ事ハ分明ナラス、

一薩州ノ方モ死亡不少候由、

一薩州ノ蒸氣船三艘湊ノ内ニ掛リ居候ヲ、英人大砲ヲ

以テ燒キ捨候由編者曰、大砲ヲ以焼タルニ、  
非ラス、前ニ記スカ如ノ、

一鹿児島市中数多焼払ヒ候由、

此ノ書ハ當時上海等ノ巷説ヲ記シタルモノニシテ、誤謬多シト

一薩州ノ蒸氣船三艘湊ノ内ニ掛リ居候ヲ、英人大砲ヲ

以テ燒キ捨候由編者曰、大砲ヲ以焼タルニ、  
非ラス、前ニ記スカ如ノ、

一鹿児島市中数多焼払ヒ候由、

此ノ書ハ當時上海等ノ巷説ヲ記シタルモノニシテ、誤謬多シト

一薩州ノ蒸氣船三艘湊ノ内ニ掛リ居候ヲ、英人大砲ヲ

以テ燒キ捨候由編者曰、大砲ヲ以焼タルニ、  
非ラス、前ニ記スカ如ノ、

一薩州ノ蒸氣船三艘湊ノ内ニ掛リ居候ヲ、英人大砲ヲ

以テ燒キ捨候由編者曰、大砲ヲ以焼タルニ、  
非ラス、前ニ記スカ如ノ、

一薩州ノ蒸氣船三艘湊ノ内ニ掛リ居候ヲ、英人大砲ヲ

四九六ノ八  
第七号

薩与英戦以為強乎為弱乎勝敗如何、

支那林雲達日英歷年以戦為事好勝喜争無論薩強勝不止

以今而論若薩勝則易了結若薩則英必再起大兵来争兵交

愈久則糜費愈多将来請和之時貼補之頃亦愈大此一定不

四九六ノ九  
第八号

英國新聞紙ニ曰ク、

一千八百六十三年八月十五日我文久三年七、海軍中将キユ  
ーパ氏ハ、薩摩ノ蒸氣船三艘ヲ抑留スルトキハ、生麥  
ノ報償島津氏ニ於テ、必ス自ラ公使ノ要求ニ応スヘシ

易之理也、

八月十七日

此文誤謬多シト雖モ、當時ノ形況ヲ知ルノ一端ニ記ス、

支那人幹欽天見英文訳唐語ト記シタル書左ノ如シ、

当季四月催軍艦奉命到薩州交日兩日互無勝敗異本劣作ル我徒

当鉄丸死者船將及次官其余凡三百人尚欲戰然薩礮場白

衣神將取幣指揮所放丸無空中聞火兵奏勝我兵見機而帰

此文支那人ナリヤ否ヤ弁スルニ由ナシ、文中白衣ノ神將

取幣云云素ヨリ怪談ニ罹ル、然リト雖モ當時巫屠倭仏ノ

輩妄說流布シタルカ故、一般ノ人心ヲ知ルノ一ナルヲ以

テ記載ス編者曰、七月末八月初メ流布ス、  
出所詳ナラス、或ハ某ノ神社ヨリ神社ノ御神使飛ヒ

出タリ、或ハ玉出タリ、或ハ某ノ私闇ハ何、或ハ何ニト類ニ唱ヘ、神仏ノ加護アリント疎々セリ、則本文神社云々モハ果シテ坐覗者ノ作為ナルヤ論ナシ

ト思惟シタリ、

午前第一ノ台場ヨリ風雨ヲ侵シ、旗艦イユリアラス号

ニ向テ放発ヲ初ム、其発スル処ノ弾丸、多クハ旗艦ノ

上辺ヲ過キ、或ハ艦ニ達セス、適々達シタルハ綱索ヲ

切斷セリ、而シテ其他四ヶ所ノ台場モ等シク放発シタ

リ、続ヒテ東方ノ島編者曰云フナランニアル台場ヨリモ同シク

放チ懸ケタリ、時ニ自余ノ英艦ハ東方ノ島桜島ヲ近ク退

ヒテ、彈着距離外ニ碇泊シタリ、

蒸氣船ヲ抑留スル処ノ三英艦コクエット号・アーカス

号及ヒレースホース号ヲ除クトキハ、砲擊ニ供スヘキ

艦數僅少ナルカ故、中將キユーパ氏其抑留シタル薩摩

ノ蒸氣船ヲ燒キ沈ムヘキ旨、信号旗艦ヲ以テ令スヲ以テ命令

ス、薩摩ノ蒸氣船三艘ノ価ヲ合算スレハ、凡三十万五

千弗編者曰上ニ記スル處差アリ蓋ノ此ニ記入所確失トス許ニシテ、其總頓數ハ、千六

百頓ニ余レリ、又ハボート報知号ニ令シテ、東方ノ島上ニ記スカ如ジ

記シカ地ニ在ル薩摩ノ蒸氣船三艘ノ燒滅ヲ証スル為メ、

之ヲ守ラシム、又一艘ハ東ノ島上ニ記スカ如ジニ在ル台場ニ向

テ運転、砲擊ヲ初メタリ、是ヨリ先キハーサル号ハ錨

鍼ヲ脱シ、錨ヲ揚ルコト能ハス

此一事ヲ以テ証左トス故ニ

時間ヲ費シタリ、而シテ鹿兒島第五編者曰云ラ乎台場ニ

向テ砲擊ヲ行フヘキヲ令シタリ、其艦長海軍少佐キン  
グストン氏ハ敏捷ニ其令ヲ執行セリ、  
然ル後中將キユーパ氏ハ艦長ノ官等ニ從ヒ、艦船ヲ單  
縦列ニ編制セシメ、而シテ旗艦イユリアイラス号ヲ以  
テ、先ソ鹿兒島第五ノ台場ヲ砲擊シ、漸次ニ南方編者曰南カ諸台場トハ新波戸・弁天波戸・大ノ諸台場ニ砲擊ヲ及ホセリ、然  
レトモ此ノ日午前ヨリ東風荒ラクシテ、我カ艦ノ背後  
ニ風ヲ受ケテ諸艦密接シ、隨意回航スル事能ハス、旗  
艦ノミ独航シ、之レカ為メ各所ノ台場ヨリ同時ニ數多  
ノ弾丸ヲ受ケ、頗ル困難ナル戦ナリ、  
台場ヨリ發シタル徑十英寸ノ砲弾丸旗艦ノ砲門ニ命中  
シ、中甲板上ニテ破裂セリ、之レカ為メ七名即死シ、  
十四名負傷セリ、

一弾ハ旗艦ノ舷側ヒユルウォーグ舷ノ一部ノ名ナランニ巨孔ヲ穿

チ、又一弾ハブームニ載セタル端舟ノ底ヲ破ラレタリ、

午後三時ニ至テ、旗艦大佐シヨスリン氏及ヒ副長少佐

ウキルモツト氏ノ二名ハ艦橋ニ在テ指揮シケルニ、同

弾ノ為メニ射殺サレタリ、

鹿兒島第五ノ台場及ヒ備ノ砲モ半バハ破損シ、諸台場  
モ多ク破壊シタリ編者曰砲台ノ破壊シタリ、

此一事ヲ以テ証左トス故ニ

旗艦鹿兒島第一ヲ云フナラン 台場ニ近接シタルノ一点ニ依リテ、危難ニ迫  
鹿兒島第四台場ト第五台場トノ中間ナル市街ニ当リ  
テ、火薬ノ起爆者曰、師某カ土蔵三起ル レルヲ見タリ、  
編者曰、祇園台 場ノ前面ナリ、ニ乗リ懸ケ、暫時ハ機関ノ運動ヲナシ得ス、  
之レカ為メ淺瀬ニ膠着シ、甚タ困難シ危殆ニ臨ミタリ、  
此時台場ヨリ発スル所ノ二三弾ノ為メニ同艦ノ大檣ヲ  
打貫キ、又一弾ノ為メニ艦ノ水平線ヲ破ラレ、殆ント  
同艦ハ死地ニ陥リタリ編者曰、祇園砲台前面浅州ニ乘揚ケ頃キタリ、其形況甚々艱難ナリ、茲ニ記ス處其實況ナリ、  
編者曰、カ薩摩モ親ノク見タリ、 幸ニ台場ハ我力先キニ發スル砲擊  
凡三十度許モ傾キタリ、  
ノ為メ、多クハ損砲トナリタルト、我兵ノ死ヲ犯シテ  
勵キシ効ニ依リテ、全キヲ得テ死傷ナカリシ、亦艦長  
少佐ボーグサ氏ハ頻ニ小銃編者曰、掩上ヨリ頻ニ放發ス、皆尖弾ナリ 、  
初トヲ發シテ台場ノ發砲ヲ拒キタリ、且ツコクエット  
号・アーガス号及ヒハホーク号ノ艦長ハ各台場トノ戦  
ヲ止メ、之ヲ援助シ、索ヲ附シテ淺州ヲ引キ下シ、難  
ヲ遁ル、コトヲ得タリ、如斯淺州ニ乘懸ケタルハ、我  
力艦ノ背後ヨリ来ル大風ノ為メ、又ハ鹿兒島諸台場ノ  
砲發間断ナク、旗艦ノ兵其他モ多少ノ害ヲ被レルカ故  
此文ヲ以テ知ルニ足レリ、我力各艦ハ大英國ノ汚名ヲ取ラサル

ヲ要シ、台場ニ近接シタルノ一点ニ依リテ、危難ニ迫  
リタリ編者曰、彼モ我砲台放撃ノ猛烈ナリ、 リタルニ因ミタルノ形況顯然ナリ、

又バホーク号ニ命シテ琉球船五艘ヲ燒カシメタリ、艦  
長大尉フール氏悉ク燒燼シタリ琉球船大小二艘ナリ、和船大小、パ 一サス号ハ火薔及焼弾ヲ、鹿兒島第五台場ノ北方海浜  
ニ在ル云フ乎製造所及倉庫等集成館及ヒ琉球通宝二ヶ所ナリ 砲擊シテ之  
ヲ燒滅セリ、同日風力烈シト雖モ我力大小ノ艦損害ヲ  
受ケス、唯パーサス号ハ其錨地ヲ保守スルコト能ハス、  
海上六十尋ノ處迄流サレタリ、止ム事ヲ得ス其錨ヲ脱  
棄シタリ編者曰、軍艦ノ錨ヲ放棄スルハ、彼海軍法大ニ戒ムル所ニシテ、仮令撃敵ナリト雖モ全錨トセス、其將校タル者ハ法律ニ問ハル、モノナリト云フ、○此錯後日送附、  
タル頃木等、後卷詳記ス

此日東風烈シク雨又強ク、我艦動搖甚シク放發スルニ  
困ミ、且照準定マラス、鹿兒島各所ノ台場ハ風雨ヲ厭  
ハス放發ニ怠ラス、凡ソ五時乃至六時間近ク放發ヲ力  
メタルハ、我力艦モ頗ル疲勞ヲ告ケタリ、午後五時過  
ニ至リテ、台場モ我力艦モ互ニ告ケスシテ放發ヲ止メ  
タルハ、幸ト云フヘキナリ編者曰、我力ノカメタル、知ルニ足レタリ、其美況、鹿兒島台場ハ放發ニ力メタルコト意外ナリ、  
然レトモ砲彈皆実弾ニシテ、古製ノ円弾ナリシハ我ノ  
幸ナリ、若シ新式弾編者考フルニ、新式トハ所謂尖弾ヲ云フナラン ヲ用ルトキハ、

我ノ困難一層ナルヘキナリ、

此日鹿兒島市街三四ヶ所ニ火光起レリ、蓋シ我艦放ツ  
処、火箭ノ為メ或ハ大風ノ為メニ失火セシノ二ツナル  
ヘシ、

我艦ハ第五台場北方製造所ノ前面ニ於テ、パーサス号  
放発スルコト凡ソ三時間、午後八時ニ至リテ止メ、東  
方島編者考フルニ、桜島赤生原小池ナラン地ニ退テ投錨シタリ、

旗艦其他ノ艦船モ台場攻撃ニ当リテ、各多少ノ損害ヲ  
被レルカ故、明日ノ戦ニ供シカ為メ、終夜仮リノ修甫  
ヲ加ヘタリ編者曰、終夜仮リノ修甫ヲ加ヘタリ云々、其実、或ハ傷者ヲ加ヘタルモノナリ、其ノ晉陥地ニ聞ヘタリ、

ノ治療看護、或ハ死者ノ屍ヲ格護スル等眠ルコトナシ、

明日ハ鹿兒島ヨリ侵撃ヲ試ルヤ必セリト、各艦ニ注意  
ヲ令シ艦ノ修甫ヲ急キタリ、

若シ此日大長砲ノ攻撃ヲ受クルトキハ、殆ント困殆ニ  
至ルヘキナリ、昨日七月二日ノ戦ニ艦ノ要所水平線ヲ貫カ  
レ、或ハ機関モ多少損害ヲ受ケ、運動心ニ任セサルモ  
ノアレハナリ、

午後三時第一碇泊場ノ前面ヲ航シ、陸上伏兵ノ有ヤ  
ト雖雨熄ミ、午後ニ至リテ風モ止ミタリ、英将ハ東方  
ノ島海ニ接シタル岳上ニ、薩摩兵力編者曰、桜島横山寺腰ヲ云  
フナラン、此所英艦眼下ニ、

投錨セシ故之ヲ攻撃セント二日ノ夜ヨリ大砲ヲ引上ケ台場ヲ仮籠セリ、大山格之介カ担当ナリ、台場ヲ築ク、碇泊場ヲ第一碇泊場編者考フルニ、谷山平川村七ツ島中ヲ云フ乎遷シ、而シテ艦船ノ修甫ヲ行ハント令シタリ、、

午後一時旗艦ヲ初メ其他六艘同時ニ拔錨シ、單縦列ニ

備ヘ、孤島編者考フルニ、孤島ハ申小島ヲ云フナランノ西前面ヲ通過シ、第一碇

泊場ニ進航セリ、投錨スルヤ否ヤ各艦ヨリ、鹿兒島市街最モ美大ト認メタル家屋、或ハ兵ノ屯集セント認メタル各所ニ遠擊ヲ試ミタリ、然リト雖モ鹿兒島各砲台

ヨリハ一ツノ応砲モナサ、ルハ、是レ甚タ怪シキヲ覺ヘタリ、蓋シ我力艦兵ヲ欺キ、上陸ヲ促サントノ計策

ト思ハレタリ編者曰、彼戦ニ馴レ、或ハ前日我兵ノ強猛ニシテ、敢テ屈セサリん故、上陸ヲ促サント察シタルハ、又老練ト云ヘシ、

孤島及ヒ東方島ノ台場桜島洗出、桜腰、自島等ヨリ類リ云々、沙揚場：申小島

ヨリハ頻リニ放発シ、各艦多少ノ弾丸ヲ受ケタリト雖

モ、弾丸小且砲短フシテ、我力艦遠距離ヲ航過シタル  
カ故、危害ヲ被ルニ至ラサリシハ幸ナリ、

午後四時艦ノ修甫ヲ令シタリ、

負傷者ノ看護ニ怠ラサルヲ令シタリ、

艦ノ修甫同夜中ニ終レリ、再ヒ戦ハニハ危殆ナルカ  
故、一旦江戸海ニ退キ、各艦ヲ完修シ、或ハ他ニ一艦  
隊ヲ要請シ、陸戦兵ヲ催シ、海陸ノ攻撃ヲ施サ、ルニ  
若カシト思惟シタリ、鹿児島ノ兵ハ頗ル勇敢ニシテ、  
日本國ニ有名ナルニ背カサリシハ、前日ノ戦數時間風  
雨ヲ厭ハス力メタリンニ明カナリ、

海陸攻撃策ヲ施スニアリト議決シ、明日拔錨ヲ令シタ  
リ、

艦船ノ修甫、江戸海迄航スルノ仮修、或ハ独航シ能ハ  
サル艦ハ引索ヲ附シ、或ハ風帆ヲ用フヘキハ無論ナル

ヲ令シタリ編者曰、独航ノ船サル艦ハ引索ヲ附シ云々、我ガ攻撃ニ損傷シタル者此文ニ明ナリ

近ク長崎湾ニ引揚ケ艦船ヲ完修シ、或ハ支那・印度海  
ニ在ル艦隊ノ援助ヲ乞ヒ、速ニ再度鹿児島港ヲ襲ハン  
ノ議ハアリシト雖モ、中将キュー・パ氏ハ、長崎ハ鹿兒  
島ヲ去ルコト僅ニ十五時間航ニ過キサルカ故、鹿児島  
カ謀策ヲ施スニ便ナリ、或ハ長州モ近キニアルカ故、  
艦船ヲ屯集スヘキ利少シ、横濱ヲ以テスルニ若シト思

惟シ、鹿児島湾ヲ去リテ東北ノ航路ニ定メ、江戸海ニ  
向フヘキヲ令シタリ、

中将キュー・パ氏ノ思惟ニ、再ヒ鹿児島ヲ攻撃シ、万全

ノ利ヲ得ントセハ、少クモニ艦隊ト運用船六艘・陸戦  
兵一千人ヲ用ヒサルヘカラスト思惟シタリ、

鹿児島ヲシテ降伏セシメンニハ、二艦隊ト陸兵一千人  
ヲ以テ、今ヨリ三月乃至四五ヶ月ノ間ニ擊攻セサルト  
キハ、鹿児島カ長大砲ヲ製造シ、備ヲ嚴ニスルトキハ、  
此二倍ノ兵器ト人数ヲ用ルト雖トモ、容易ナラサル  
ニ至ラン、其場合ニ変スルトキハ、大英國ノ汚名ハ尚  
重サヌルニ到ラント思惟シタリ、

一千八百六十三年八月第二十一日午前、江戸海横濱ニ  
投錨シタリ、

中将其他ハ各国及ヒ英國船ノ祝砲ヲ放チタルハ、慊シ  
トセサリシナリ編者曰、據シテセサル云々、其実果シテ然ラン、公使ノ要求ヲ空フ  
シ、且ツ中将ハ薩摩士官二名松木・五代ノ二名云々、アガランノ生捕ヲ上陸  
セシメ放チタリ、二名ハ上陸ヲ喜ハサリキ、  
公使ハ直ニ支那在留ノ同国公使ニ事実ヲ報知シタリ、  
中将ハ艦船修甫及ヒ再襲ノ計策トヲ、支那海艦隊中將  
ニ報シタリ、

公使ハ鹿児島戰闘ノ始末ヲ老中ニ報シタリ、公義役人  
驚キ、戰闘ノ始終ヲ尋問スルコト懇切ナリ、

公使ハ当日風雨ナルニ依リ、我艦船十分ノ運動ヲナス

コト能ハス、故ニ艦船許多ノ壞損ヲ被レルヲ告ケ、再

ヒ攻撃センノ計画ニ外ナキヲモ告ケタリ、

公義役人ハ鹿兒島ノ各砲台備ノ砲數大小ヲ問ヒ、或ハ  
兵士カ艦船ニ向テ力メタル形勢ヲ問フコト反復ナリ、

中将キユーパー氏ハ勇猛ナルヲ告ケ、唯艦船ヲ以追擊

セサルヲ幸トスルノ実ヲ告ケタリ編者曰、追撃ノ備ナキ、  
ハ、千載ノ遺憾トス